

笠岡市高齢者福祉推進計画  
笠岡市介護保険事業計画  
＜ゲンキプラン21-VII＞

平成30年（2018年）3月





# はじめに

笠岡市高齢者福祉推進計画・笠岡市介護保険事業計画（ゲンキプラン 21-Ⅶ）の策定にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

現在、笠岡市の高齢化率は 35%を超えており、今後とも高齢化率の増加が見込まれております。そうした中で、高齢者人口に関しては平成 29 年度内に、ピークを迎え、以後は減少に転じていく見込となっております。

しかし、高齢者人口全体は減少するものの、75 歳以上の後期高齢者人口は、団塊の世代が 75 歳以上を迎える 2025 年頃に、ピークを迎える見込となっております。

そのことに合わせて、笠岡市における介護給付費も 2025 年頃にピークを迎えると予測されます。

それまでは、緩やかに介護給付費が伸びていくこととなり、高齢者人口の減少等の要因に伴い、第 1 号被保険者の介護保険料も上昇を続けることと予測されております。

今後とも、持続可能な介護保険制度の維持を目指すためには、保険者として給付と負担のバランスに配慮しながら、今まで以上に高齢者の健康寿命の延伸のため、介護予防に取り組むとともに、住み慣れた地域で安心していつまでも自分らしく自立した生活が送れるよう、生活支援サービスの充実が非常に重要となります。

笠岡市では、来年度から地域における様々な主体が、その地域の課題を共有する中で、必要な生活支援サービスの開発等を行う「生活支援体制整備事業」に本格的に取り組むこととしております。

私としましては、高齢者が住み慣れた地域で安心していつまでも自分らしく自立した生活をおくるためには、昔ながらの地域のコミュニティーの再構築が必要であり、私自身が最終的に目指す 2 世代・3 世代の同居により「家族の絆を取り戻す」ことが、まさに笠岡市における地域包括ケアシステムの深化・推進に繋がるものと考えております。

来年度から始まる第 7 次総合計画の推進とともに、この笠岡市高齢者福祉推進計画・笠岡市介護保険事業計画（ゲンキプラン 21-Ⅶ）の推進に、全力で取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いし私のあいさつとさせていただきます。

平成 30 年（2018 年）3 月

笠岡市長 小林 嘉文





# 目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
第3節 計画の法的根拠.....	2
第4節 計画の期間.....	2
第5節 計画策定の体制.....	3
第6節 介護保険法の主な改正内容.....	15
第2章 人口及び高齢者数等の現状と推移.....	17
第1節 人口の現状と推移.....	17
第2節 人口及び要介護等認定者の将来推計.....	21
第3章 計画の基本構想.....	23
第1節 基本理念.....	23
第2節 基本目標.....	24
第3節 施策体系.....	25
第4節 地域包括ケアシステムについて.....	27
第5節 日常生活圏域の設定.....	31
第4章 生涯現役でいきいきと自分らしく暮らせるために.....	33
第1節 積極的な社会参加の継続と促進.....	33
第2節 地域での支えあいの推進.....	38
第5章 住み慣れた地域でいつまでも暮らせるために.....	44
第1節 健康づくり・介護予防の推進.....	44
第2節 在宅医療と介護連携の推進.....	51
第3節 認知症施策の推進.....	54
第4節 地域包括支援センターの機能強化.....	62
第6章 自分に合う環境で安心して暮らせるために.....	65
第1節 住まい方の支援・施設等の充実.....	65
第2節 日常生活の支援.....	69
第3節 虐待防止・権利擁護.....	75
第4節 島しょ部の介護・福祉の推進.....	78
第7章 安心してサービスを利用するために.....	81
第1節 介護保険サービスの適正な運営.....	81
第2節 介護保険サービスの基盤整備.....	87

第3節 サービス別事業量の見込み.....	89
第4節 保険料の算定.....	112
第8章 計画の推進について.....	124
第1節 広報体制の充実.....	124
第2節 推進体制の確立.....	124
第3節 計画の進捗管理と評価.....	125

※本計画における年度の表記は、計画期間中に新たな元号への変更が決定していることから、文章では平成30年までは西暦を併記、表・グラフについては平成29年度までを元号表記し、それ以降は西暦表記としています。

※本計画における補助金等の制度については、計画策定時のものですからその後変更される可能性があります。

# 第1章 計画策定にあたって

## 第1節 計画策定の趣旨

介護保険制度は、その創設から18年が経ち、サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、500万人に達しており、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

その一方、2025年にはいわゆる団塊世代すべてが75歳以上となるほか、2040年にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、人口の高齢化は、今後さらに進展することが見込まれています。また、75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方では緩やかに増加するなど、各地域の状況は異なってきています。

こうした中、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくためには、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を各地域の実情に応じて深化・推進していくことが重要です。

本市では、平成27年（2015年）3月に「笠岡市高齢者福祉推進計画・笠岡市介護保険事業計画（ゲンキプラン 21-VI）」を策定し、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう地域包括ケアシステムの構築をめざし、様々な施策を推進してきました。

平成29年（2017年）には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」により、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進、医療・介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進、現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し及び介護納付金における総報酬割の導入等の介護保険制度の見直しが行われました。

本計画は上記の背景を踏まえ、介護保険制度の持続可能性を確保しつつ、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の実情に応じた包括的な支援・サービスの提供体制（地域包括ケアシステム）の深化・推進を目指し、新たな計画を策定するものです。

## 第2節 計画の位置づけ

「第7次笠岡市総合計画」を上位計画とし、社会福祉法第107条に基づく「笠岡市地域福祉計画」、健康増進法第8条第2項に基づく「笠岡市健康づくり計画（第2期計画）」、その他、保健・医療・福祉又は居住に関する事項を定める計画と調和を保ちながら策定しています。

## 第3節 計画の法的根拠

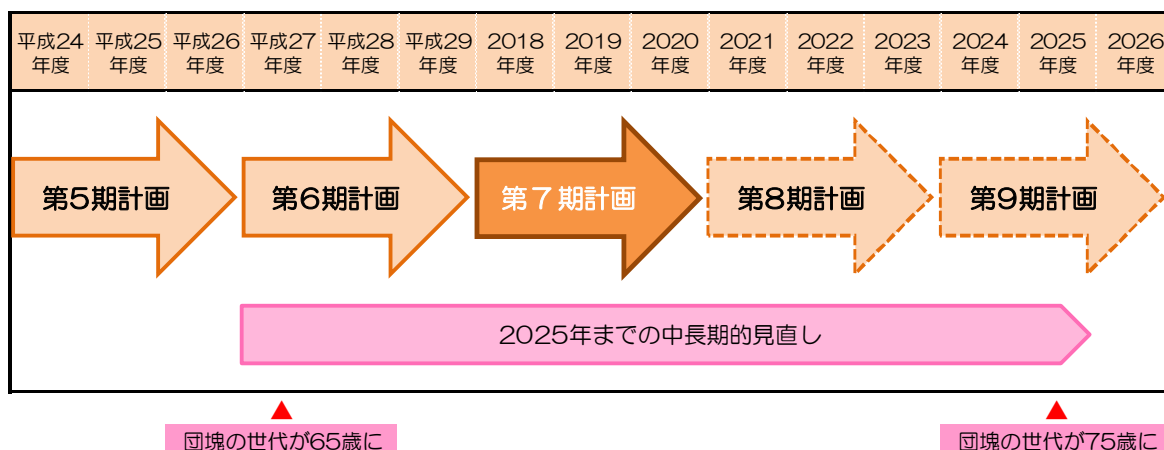
本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「高齢者福祉推進計画」及び介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

「高齢者福祉推進計画」は、すべての高齢者を対象とした福祉サービスの提供や、健康づくり、生きがいづくり、介護予防、福祉のまちづくりなど、福祉事業全般に関する施策を計画の対象とします。

また、「介護保険事業計画」は、厚生労働大臣が定める「介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して策定するものであり、介護保険事業に関わる保険給付の円滑な実施を図るための方策等を定めます。

## 第4節 計画の期間

本計画は、2018年度～2020年度までの3年間の計画として策定します。





## 第5節 計画策定の体制

### (1) 策定体制

「笠岡市福祉介護合同協議会設置運営要領」に基づき、保健・医療・福祉について知識、経験を有する者や被保険者及び市民代表（公募）等からなる「笠岡市福祉施策審議会」と「笠岡市介護保険運営協議会」が合同で「笠岡市福祉介護合同協議会」を開催し、第7期計画を策定しました。

具体的には、第6期計画の達成状況や課題を検討し、第7期計画の原案を検討した後、パブリックコメント手続きを実施して、保健・医療・福祉関係者や市民から貴重な意見をいただき計画に反映しました。

計画の素案策定にあたっては、日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を実施した結果を踏まえ、平成29年（2017年）4月に設置された地域包括ケア推進室、長寿支援課、健康推進課を中心に岡山県と連携を図りながら策定しました。

### (2) アンケート調査の実施

#### ①調査の概要

高齢者福祉施策の方向性や、介護サービスの必要量の決定にあたっての高齢者の課題やニーズ等を把握するとともに、本計策定の基礎資料とするため、国が示した調査票をもとに介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しました。

また、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的に在宅介護実態調査を実施しました。

対象者	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	平成29年（2017年）6月30日現在、笠岡市にお住まいの65歳以上の方（要介護1～5の認定を受けている方は除く）
	在宅介護実態調査	平成29年（2017年）6月30日現在、要介護認定を受けている方（施設入所者等を除く）
実施期間	平成29年（2017年）8月29日（火）～平成29年（2017年）9月26日（火）	
実施方法	郵送配布、郵送回収	

#### ②調査票の回収状況

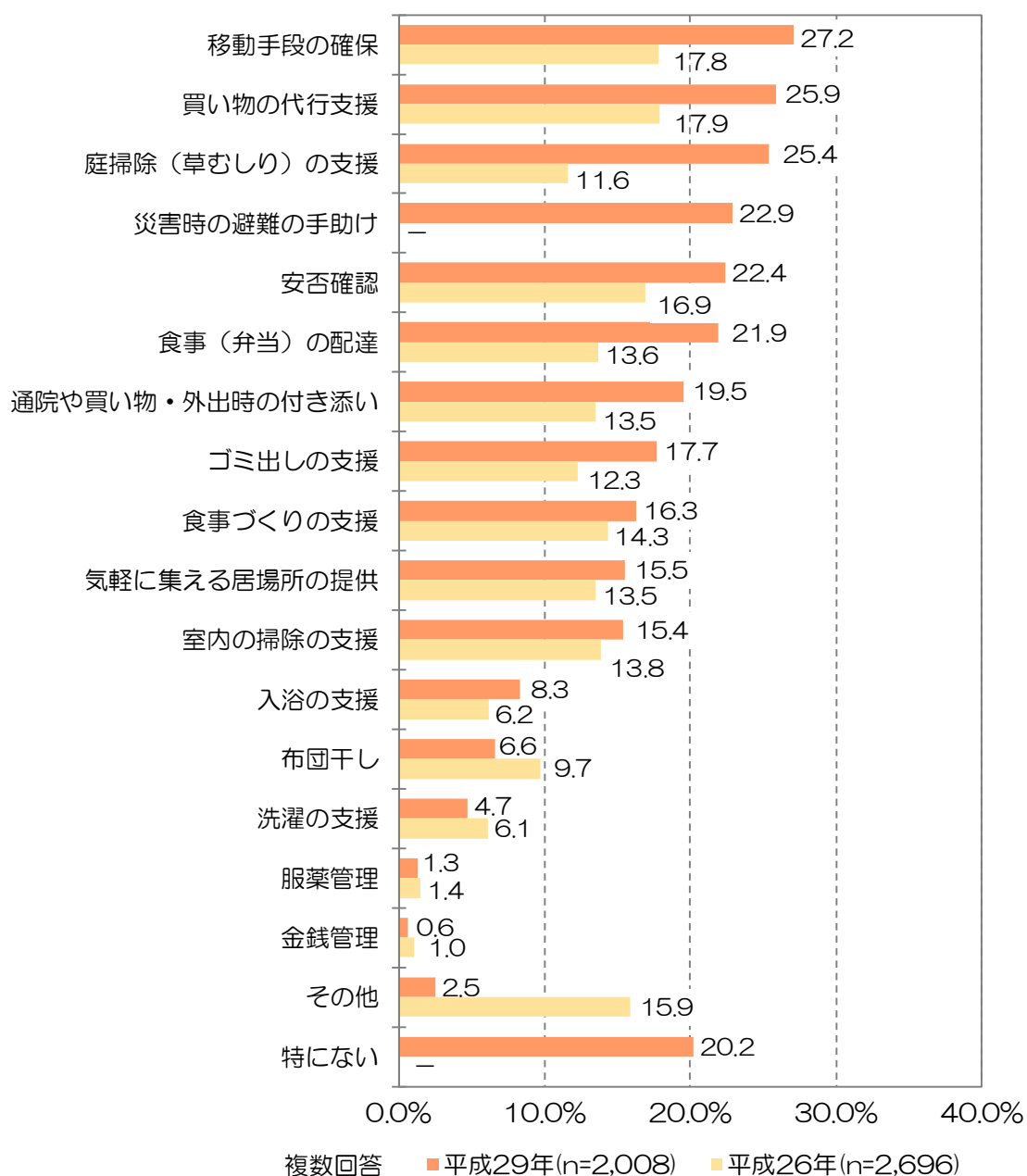
	配布数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	2,400件	2,008件	83.7%
在宅介護実態調査	1,000件	735件	73.5%

③調査結果について（抜粋）

ア) 介護サービス未利用者が利用したいサービスについて

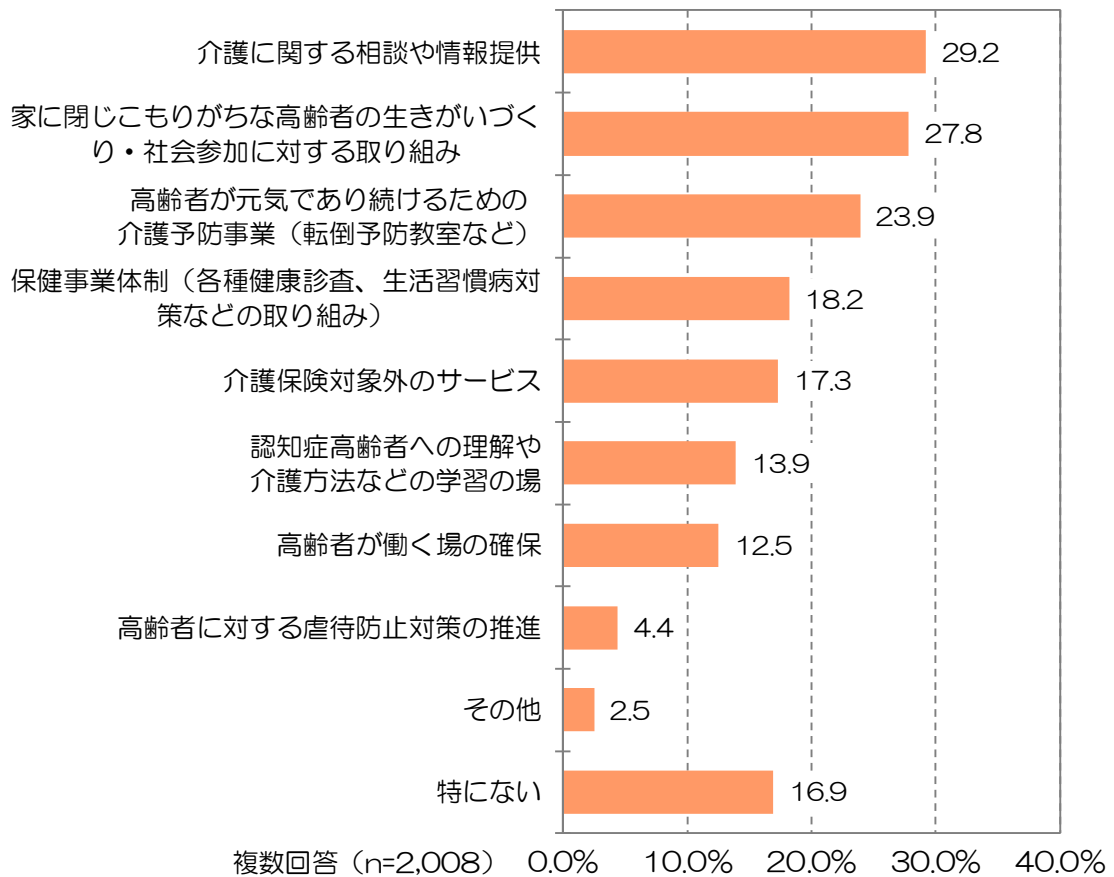
介護保険サービスを利用していない高齢者がご自宅での生活を続けていく為に利用したいサービスについてみると、今回の調査では「移動手段の確保」と答えた方が27.2%と最も多くなっており、次いで「買い物の代行支援」25.9%、「庭掃除（草むしり）の支援」25.4%の順となっています。

前回調査と比較すると、「布団干し」「洗濯の支援」「服薬管理」「金銭管理」を除く全ての項目で増加しており、特に「庭掃除（草むしり）の支援」と答えた方は約2倍以上増加しています。



イ) 充実すべきサービスについて

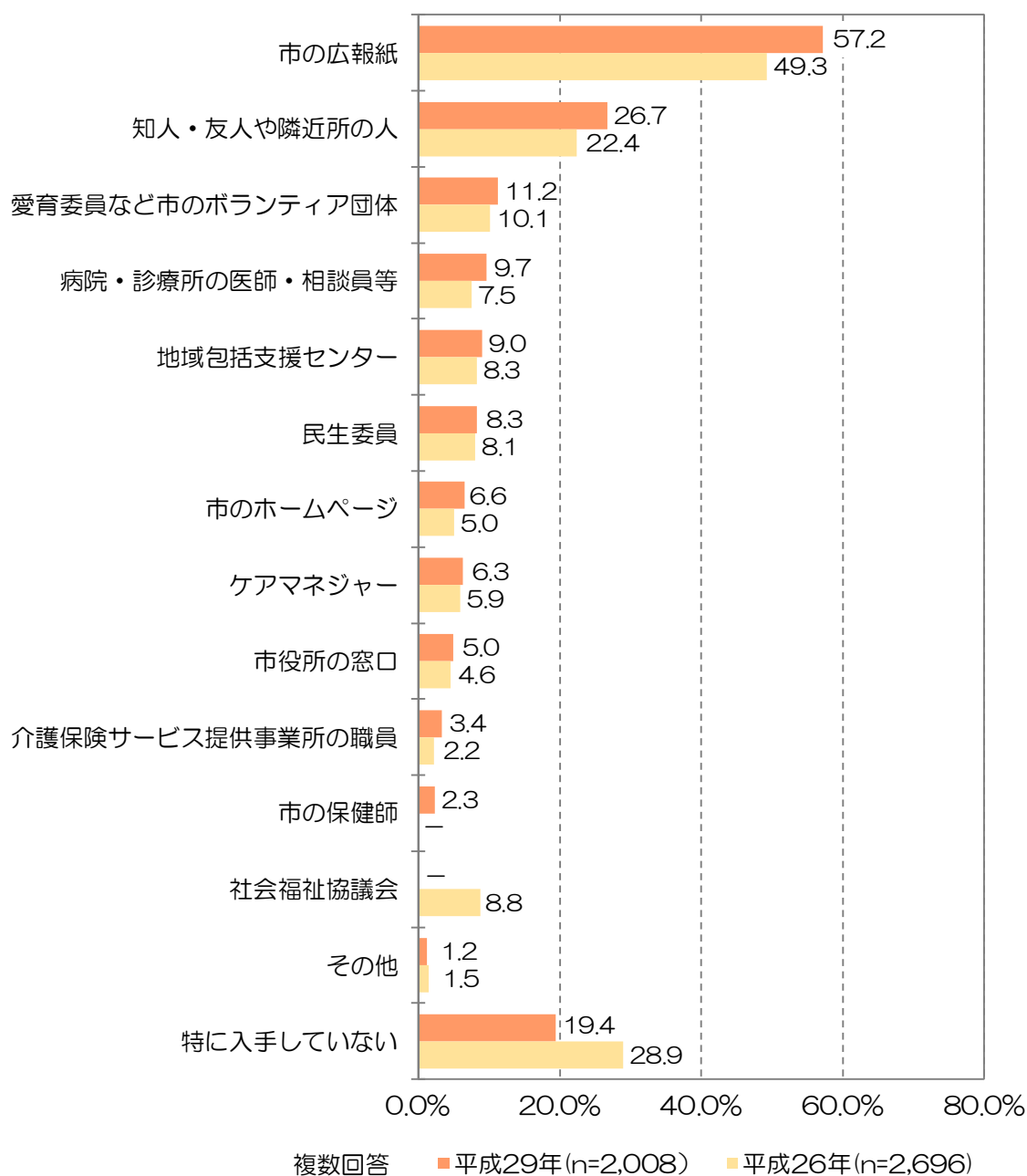
笠岡市が今後どのようなサービスを充実していく必要があるかについてみると、「介護に関する相談や情報提供」29.2%が最も多く、次いで、「家に閉じこもりがちな高齢者の生きがいづくり・社会参加に対する取り組み」27.8%、「高齢者が元気であり続けるための介護予防事業（転倒予防教室など）」23.9%の順となっています。



ウ) 高齢者へのサービスや事業情報の入手方法について

笠岡市が実施している高齢者向けのサービスや事業に関する情報をどのように入手しているかについてみると、今回の調査では「市の広報紙」57.2%が最も多く唯一50%以上となっており、次いで「知人・友人や隣近所の人」26.7%、「愛育委員など市のボランティア団体」11.2%の順となっています。

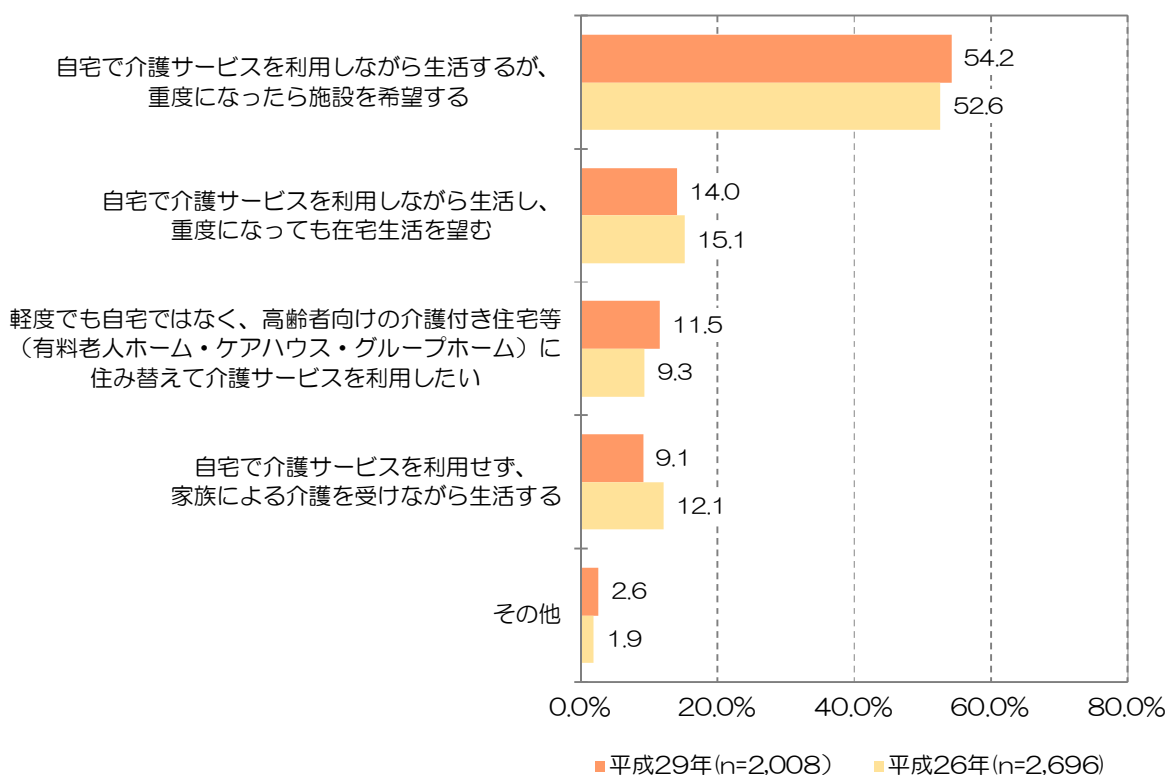
前回調査と比較すると、上位3位の項目ではいずれも前回調査より増加しており、また、「特に入手していない」と答えた方は、前回調査（28.9%）より約10%減少していることから、何らかの形で情報を入手する方が増えていると思われます。



## エ) 介護が必要になった場合の療養生活の希望について

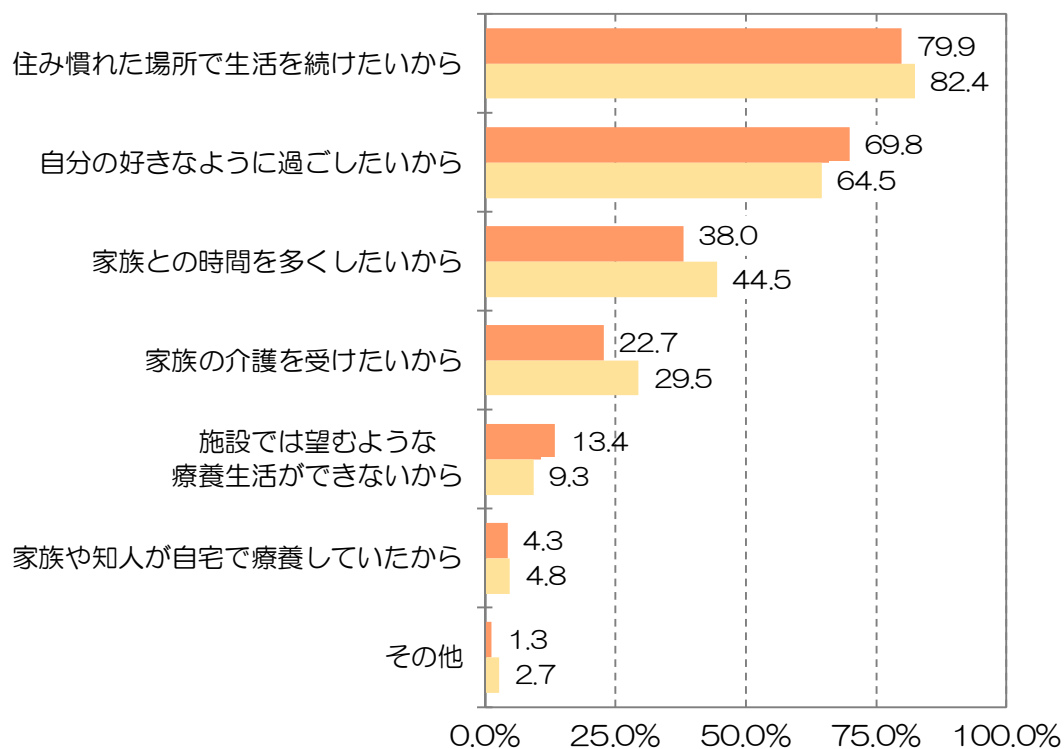
介護が必要になった場合、療養生活にどのような希望を持っているかについてみると、今回の調査では「自宅で介護サービスを利用しながら生活するが、重度になったら施設を希望する」54.2%が最も多く、次いで、「自宅で介護サービスを利用しながら生活し、重度になっても在宅生活を望む」14.0%、「軽度でも自宅ではなく、高齢者向けの介護付き住宅等（有料老人ホーム・ケアハウス・グループホーム）に住み替えて介護サービスを利用したい」11.5%の順となっています。

前回調査と比較すると、「自宅で介護サービスを利用しながら生活するが、重度になったら施設を希望する」と「軽度でも自宅ではなく、高齢者向けの介護付き住宅等（有料老人ホーム・ケアハウス・グループホーム）に住み替えて介護サービスを利用したい」と答えた方が増加しており、“在宅”より“施設”を希望する方が微増している傾向がみられます。



自宅で療養生活をしたいと思う理由についてみると、今回の調査では「住み慣れた場所で生活を続けたいから」79.9%が最も多く、次いで「自分の好きなように過ごしたいから」69.8%、「家族との時間を多くしたいから」38.0%の順となっています。

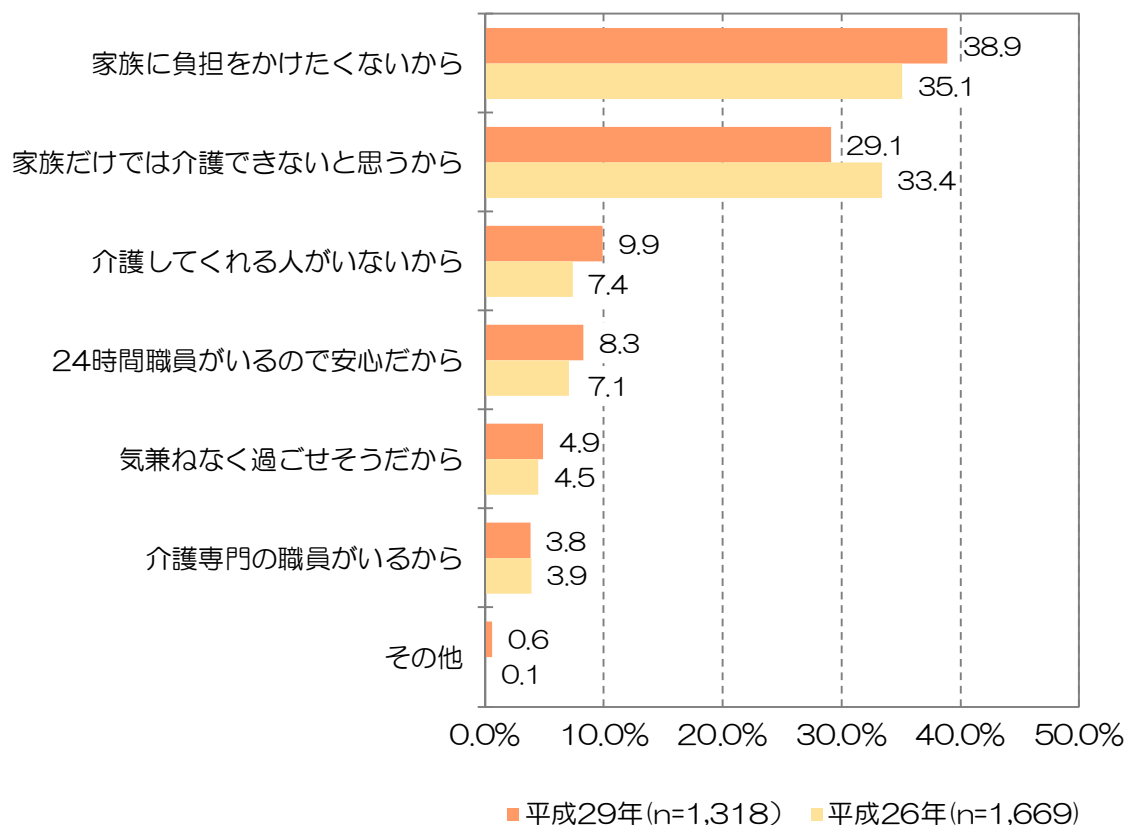
前回調査と比較すると、「自分の好きなように過ごしたいから」と「施設では望むような療養生活ができないから」と答えた方が多くなっています。



複数回答 ■平成29年(n=463) ■平成26年(n=733)

自宅以外で療養生活をしたいと思う理由についてみると、今回の調査では「家族に負担をかけたくないから」38.9%が最も多く、次いで「家族だけでは介護できないと思うから」29.1%、「介護してくれる人がいないから」9.9%の順となっています。

前回調査と比較すると、「家族に負担をかけたくないから」と答えた方が前回調査より若干増加しており、家族への負担を考慮する方が増えている事がわかりますが、全ての項目で前回との差は5%を下回っており、大きな差はみられませんでした。

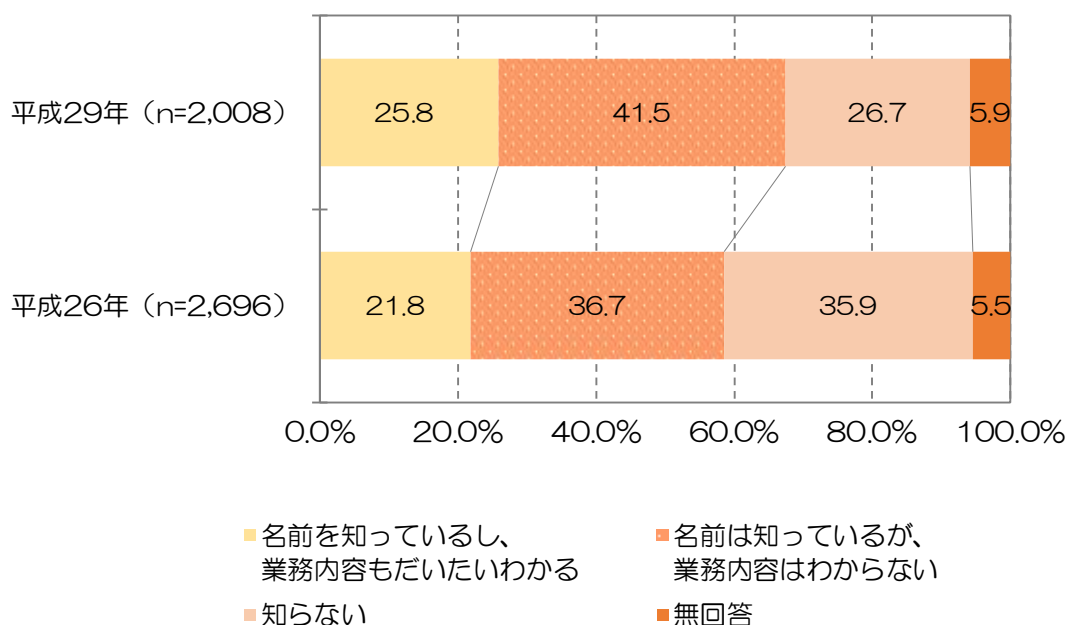


才) 笠岡市地域包括支援センターの認知度について

笠岡市地域包括支援センターの認知度をみると、今回の調査では「名前は知っているが、業務内容はわからない」41.5%が最も多く、次いで「知らない」26.7%、「名前を知っているし、業務内容もだいたいわかる」25.8%の順となっています。

前回調査と比較すると、「名前は知っているが業務内容はわからない」と「名前を知っているし、業務内容もだいたいわかる」と答えた“知っている方”はそれぞれ前回調査より約5%増加しており、「知らない」と答えた方も約10%減少していることから、認知度は高くなっていることがわかります。

しかし、「名前は知っているが、業務内容はわからない」と答えた方が約4割を占めていることから、地域包括支援センターの業務内容についての周知・啓発を引き続き進めていくことが大切だと考えられます。

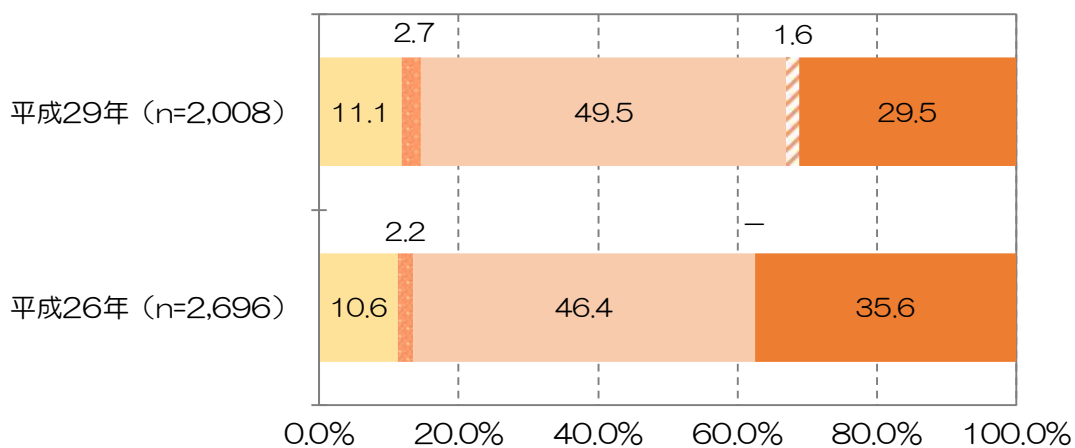




カ) いきいきサロン活動の認知度について

「いきいきサロン活動」の認知度についてみると、今回の調査では「知っているが、参加していない」49.5%が最も多く、次いで「知らない」29.5%、「知っている、参加している」11.1%の順となっています。

前回調査と比較すると、「知らない」と答えた方は前回より約6%減少しており、その他の項目では増加していることから、認知度が上がっていることがわかります。

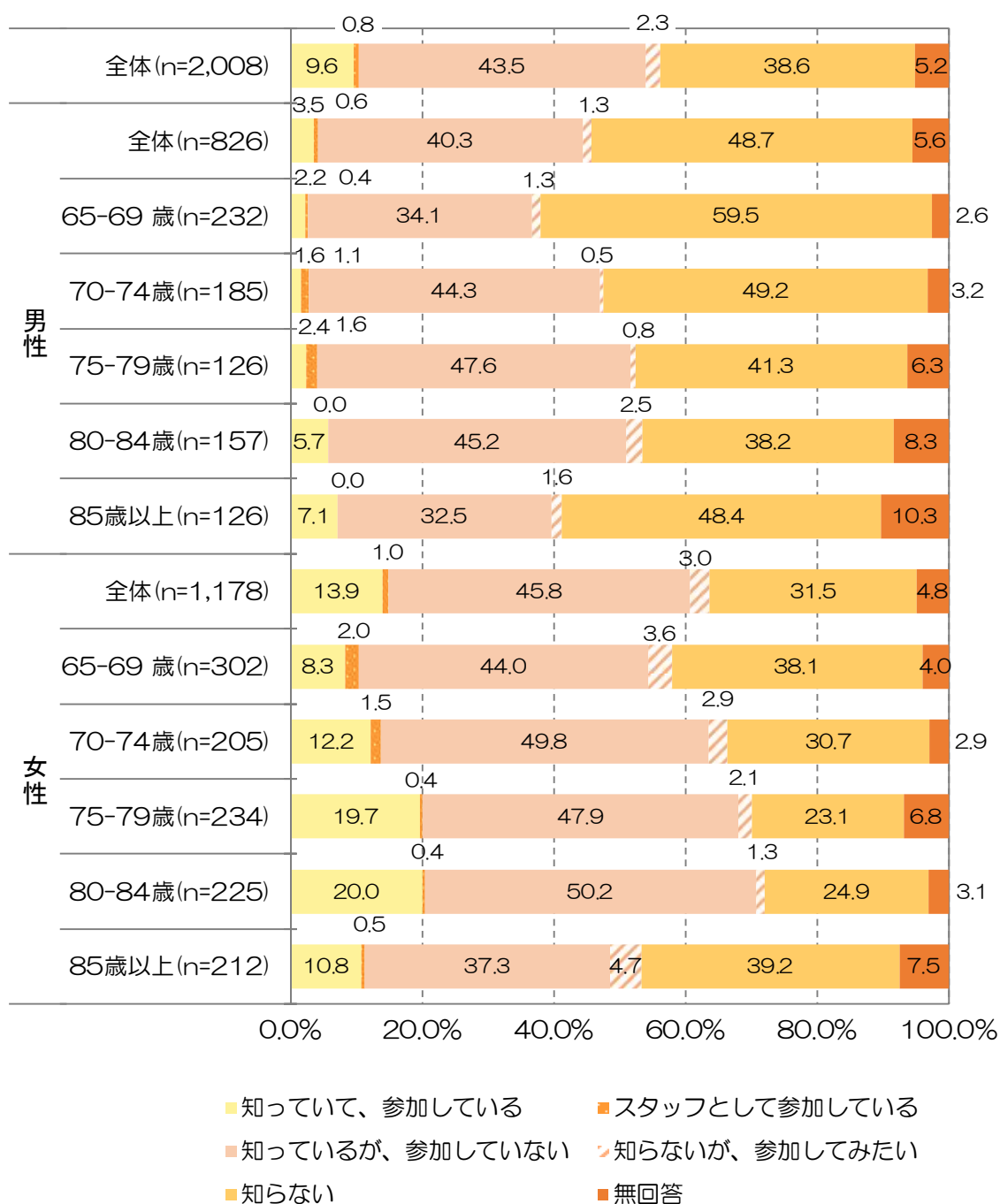


- 知っている、参加している
- スタッフとして参加している
- 知っているが、参加していない
- 知らないが、参加してみたい
- 知らない

キ) いきいき百歳体操活動の認知度について

「いきいき百歳体操」活動の認知度についてみると、全体では「知っているが、参加していない」43.5%が最も多く、次いで「知らない」38.6%、「知っていて、参加している」9.6%の順となっています。

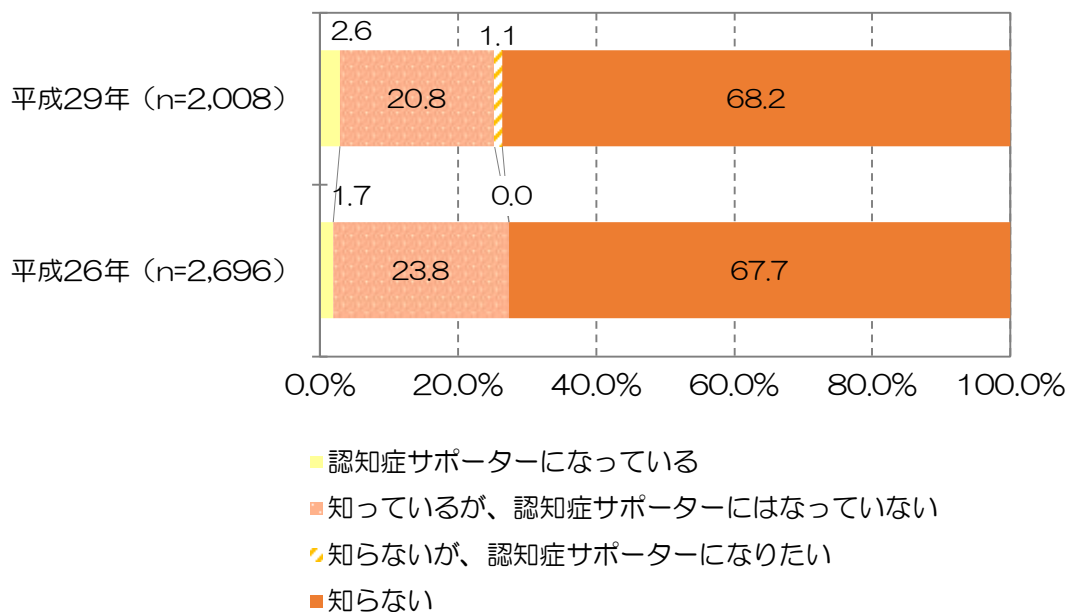
性別に「知っていて、参加している」と「スタッフとして参加している」と答えた“参加している方”についてみると、男性（4.1%）より女性（14.9%）に多く、年齢別にみると女性の85歳以上を除き、男性・女性ともに年齢が上がるにつれて多くなり、85歳以上の男性（7.1%）、80-84歳の女性（20.4%）に最も多くなっています。



### ク) 認知症サポーターの認知度について

認知症サポーターの認知度についてみると、今回の調査では「知らない」68.2%が最も多く、次いで「知っているが、認知症サポーターにはなっていない」20.8%、「認知症サポーターになっている」2.6%の順となっています。

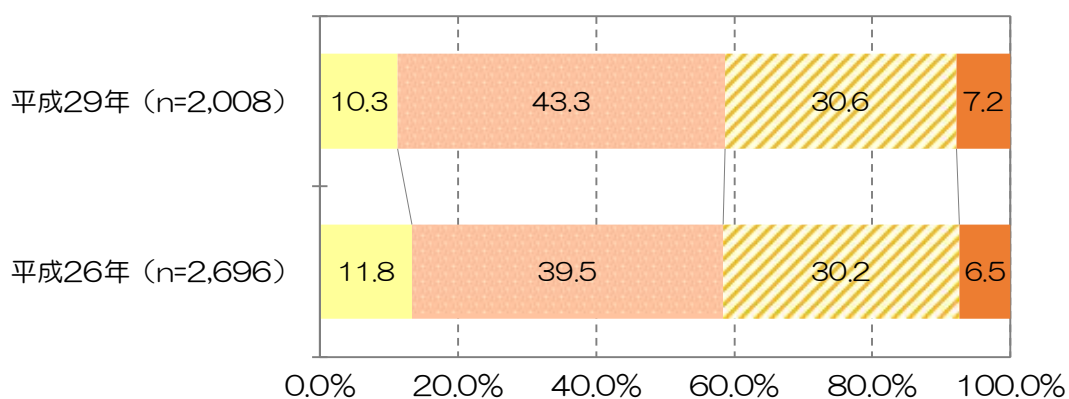
前回調査と比較するといずれの項目も増減は3%程度となっており、大きな差はみられなかったことから、今後も引き続き周知・啓発が必要だと思われます。



## ケ) 介護保険制度について

介護保険制度についての考え方に最も近いものをみると、今回の調査では「現在の介護サービスの水準を維持する範囲での保険料の自然増は、やむを得ない」43.3%に最も多く、次いで「現在より介護サービスが不足しても、保険料は今より上がらないのがよい」30.6%、「現在より介護サービスが充実するならば、保険料が高くなるのは、やむを得ない」10.3%の順となっています。

前回調査と比較すると、「現在の介護サービスの水準を維持する範囲での保険料の自然増は、やむを得ない」が約4%増加していますが、その他の項目ではいずれも1~2%程度となっており、大きな差はみられませんでした。



- 現在より介護サービスが充実するならば、保険料が高くなるのは、やむを得ない
- 現在の介護サービスの水準を維持する範囲での保険料の自然増は、やむを得ない
- 現在より介護サービスが不足しても、保険料は今より上がらないのがよい
- その他

## 第6節 介護保険法の主な改正内容

平成29年（2017年）6月に「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律」が制定され、介護保険制度については2018年4月以降に改正された内容で順次施行されることとなります。ここでは改正の内容についての概略を取り上げます。

### （1）地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の充実を引き続き図ることとされています。

#### ①保険者機能強化等による自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進

○全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組むことのできる仕組みが制度化されます。

ア) データに基づく課題分析と対応

イ) 適切な指標による実績評価

ウ) 財政的インセンティブの付与

○地域包括支援センターの機能強化

市町村における適切な人員体制を促すため、地域包括支援センターには事業の自己評価と質の向上を図ること、市町村には地域包括支援センターの事業の実施状況の評価が義務付けられます。

○認知症施策の推進

認知症施策をより一層推進させるため、新オレンジプラン<sup>\*</sup>の基本的な考え方が介護保険制度に位置づけられます。

※新オレンジプラン：認知症高齢者等にやさしい地域づくり推進のために、厚生労働省が11府省庁と策定した認知症施策推進総合戦略。

○居宅サービス事業所等の指定に対する保険者の関与強化

小規模多機能等を普及させる観点から、指定拒否の仕組み等が導入されます。

#### ②医療・介護の連携の推進等

○新たな介護保険施設の創設

日常的な医学管理、看取り・ターミナル<sup>\*</sup>等の機能と生活施設としての機能を併せ持つ施設を創設することとされています。

※看取り・ターミナル：「ターミナル」は終末期を表す言葉で、余命がわずかになった人の「看取り」に向けての医療や看護のこと。

○医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定が整備されます。

### ③地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等

○「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備

ア)「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

イ) 理念実現のため、市町村に包括的な支援体制づくりを努力義務化

ウ) 地域福祉計画の充実

○新たに共生型サービスを位置づけ

高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくする共生型サービスが介護保険と障害福祉両方の制度に位置づけられます。

○有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化

事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等が行われます。

○介護保険適用除外施設の住所地特例の見直し

障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者が見直され、障害者支援施設等に入所する前の市町村となります。

### (2) 介護保険制度の持続可能性の確保

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の充実を引き続き図ることとされています。

### ④2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合の見直し

介護保険制度の持続可能性を高めるため、世代内・世代間の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、2018年8月から現役並みの所得を有する者の負担割合が2割から3割へ引き上げられます。

### ⑤介護納付金への総報酬割の導入

医療保険者の負担能力に応じた負担とする観点から、被用者保険等保険者では介護納付金の負担が総報酬額に応じたものとされます。

## 第2章 人口及び高齢者数等の現状と推移

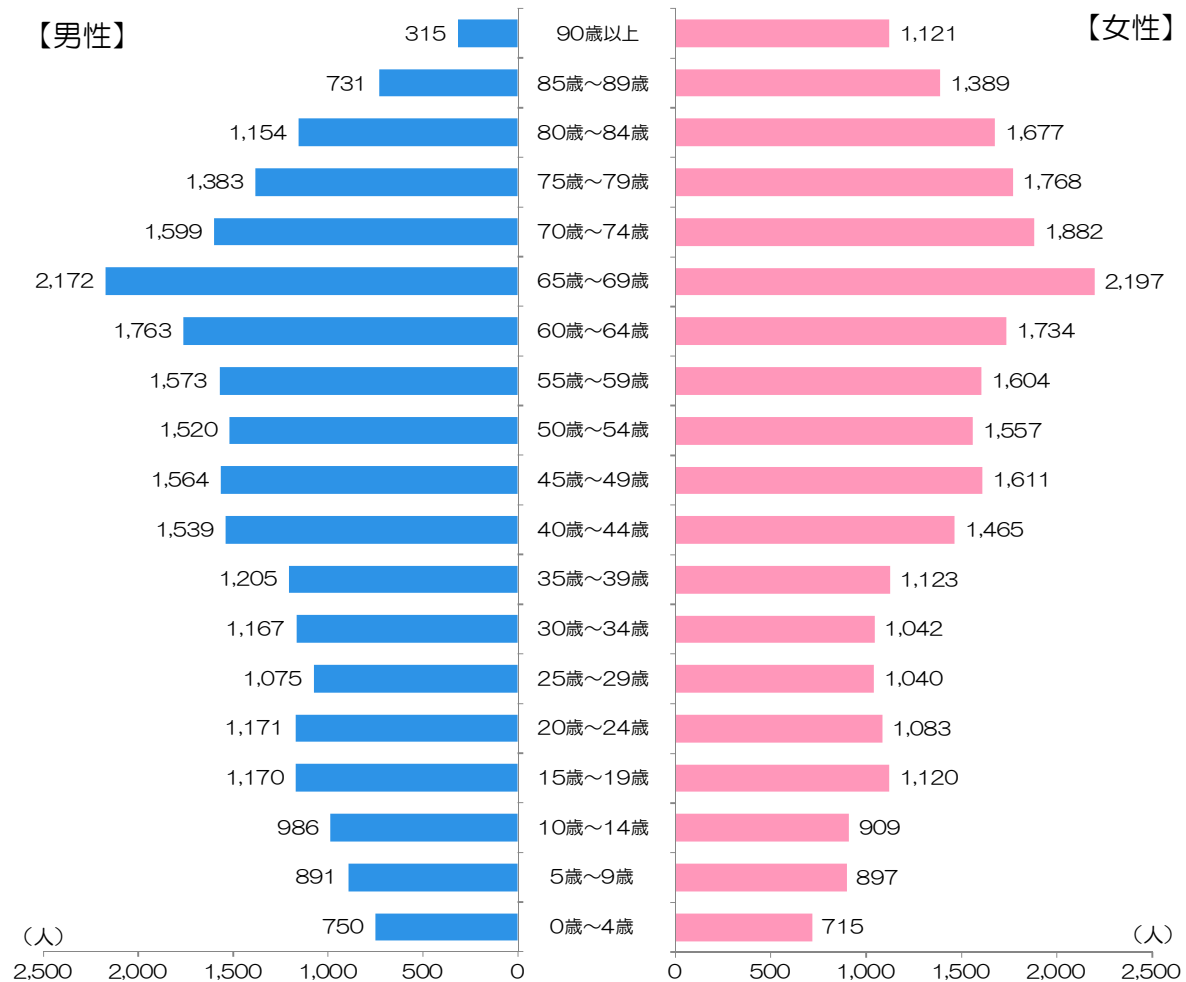
### 第1節 人口の現状と推移

#### (1) 人口構成

平成29年(2017年)10月1日時点の住民基本台帳に基づく本町の人口構成は、下記のとおりです。

【人口構成(平成29年(2017年)10月1日現在)】

総人口	男性	女性
49,662人	23,728人(47.8%)	25,934人(52.2%)



【年齢(3区分)別人口構成】

区分	総人口	年少人口 (15歳未満)	生産年齢人口 (15歳~64歳)	老年人口 (65歳以上)
人口(人)	49,662	5,148	27,126	17,388
構成比	100.0%	10.4%	54.6%	35.0%

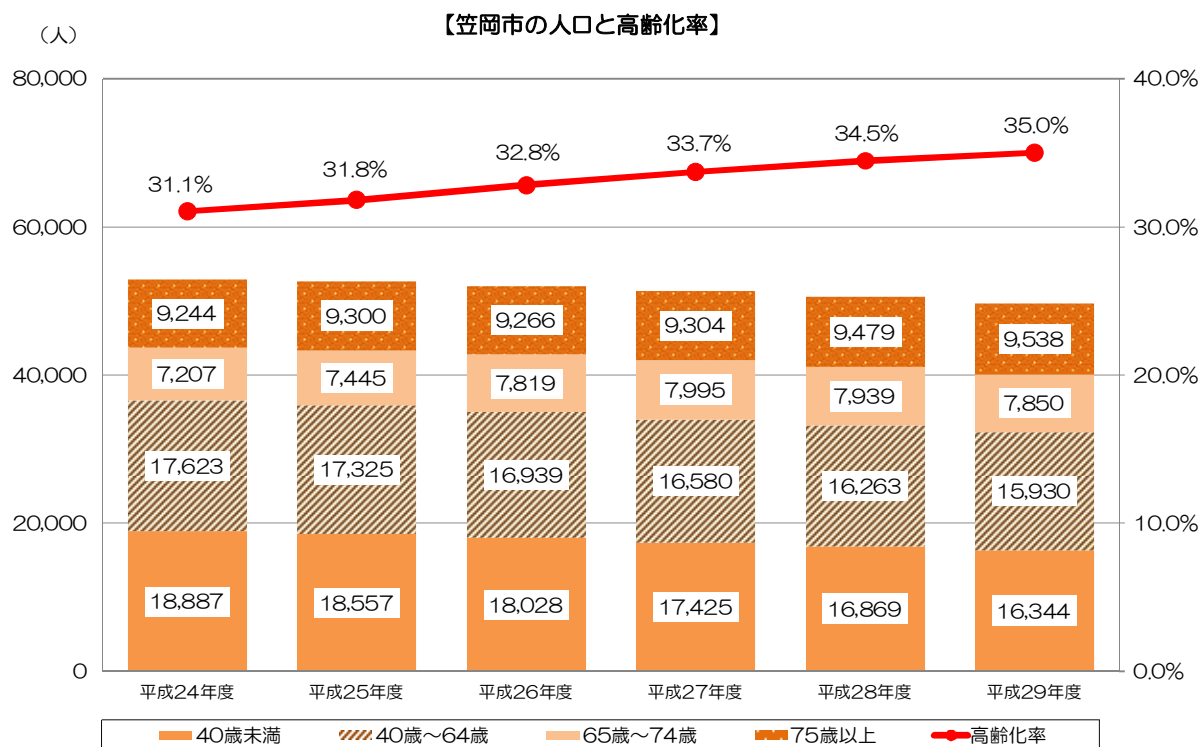
(2) 人口及び高齢化率の状況

本市の総人口は、平成24年度（2012年度）の52,961人から3,299人減少し、平成29年（2017年）10月1日現在で49,662人となっています。高齢化率は3.9%上昇し、35.0%となっています。

（単位：人）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総人口	52,961	52,627	52,052	51,304	50,550	49,662
40歳未満	18,887	18,557	18,028	17,425	16,869	16,344
40歳～64歳	17,623	17,325	16,939	16,580	16,263	15,930
65歳～74歳	7,207	7,445	7,819	7,995	7,939	7,850
75歳以上	9,244	9,300	9,266	9,304	9,479	9,538
高齢化率	31.1%	31.8%	32.8%	33.7%	34.5%	35.0%

資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）





(3) 要介護等認定者数と認定率の推移

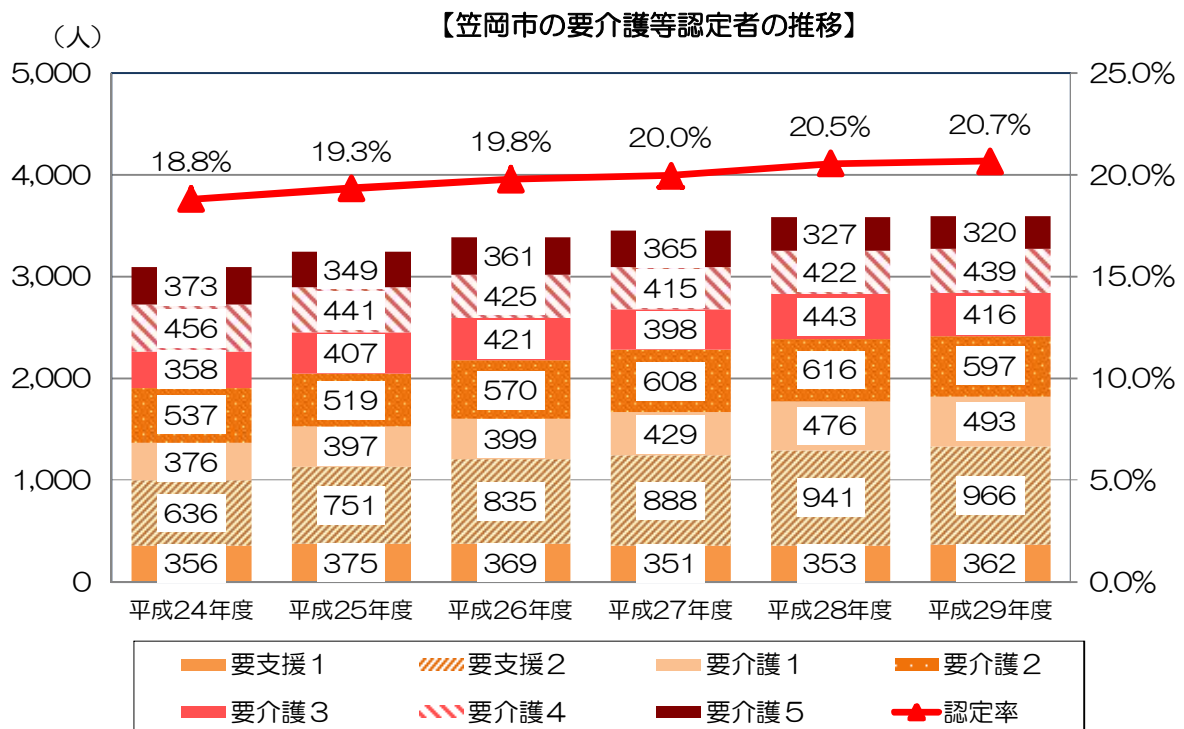
本市の要介護等認定者数は、平成24年度(2012年度)の3,092人から501人増加し、平成29年(2017年)9月末日現在で3,593人となっています。要支援2及び要介護1の増加がみられます。

認定率は、増加傾向にあり、平成29年(2017年)10月1日現在で20.7%となっています。

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要支援1	356	375	369	351	353	362
要支援2	636	751	835	888	941	966
要介護1	376	397	399	429	476	493
要介護2	537	519	570	608	616	597
要介護3	358	407	421	398	443	416
要介護4	456	441	425	415	422	439
要介護5	373	349	361	365	327	320
合計	3,092	3,239	3,380	3,454	3,578	3,593
認定率	18.8%	19.3%	19.8%	20.0%	20.5%	20.7%

各年10月1日現在



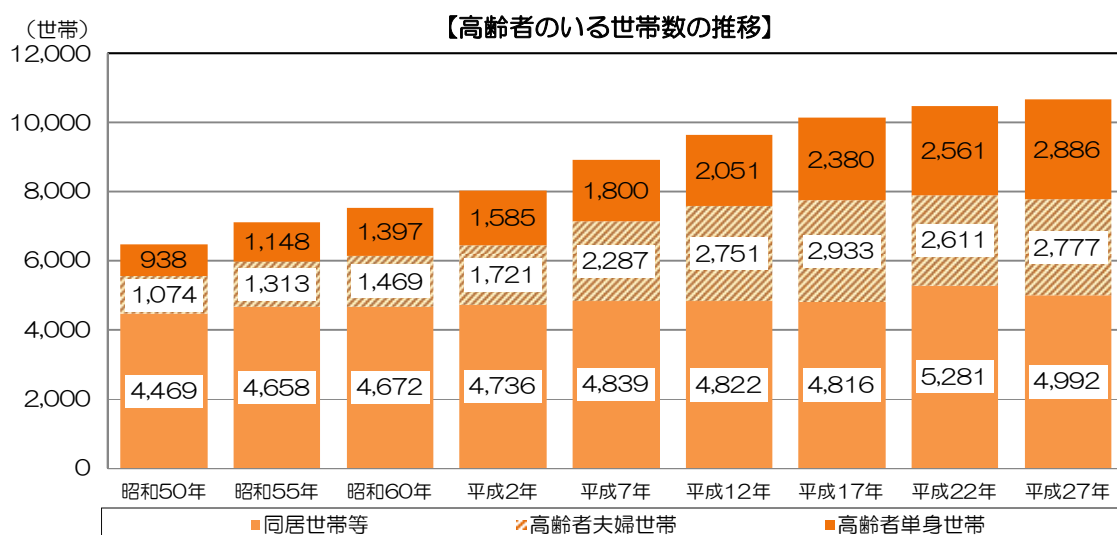
#### (4) 高齢者世帯状況

高齢者の世帯状況をみると、一般世帯の55.7%（10,655世帯）が65歳以上の高齢者のいる世帯となっています。

高齢者のいる世帯に占める高齢者夫婦世帯は26.1%（2,777世帯）、高齢者単身世帯27.1%（2,886世帯）となっています。

区分	一般世帯	高齢者のいる世帯		
		高齢者夫婦世帯	高齢者単身世帯	
世帯数	19,127	10,655	2,777	2,886
構成比	100.0%	55.7%	26.1%	27.1%

※国勢調査（平成27年（2015年））



#### 【高齢者夫婦世帯（夫・妻の年齢別）】

区分	妻の年齢					合計	
	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上		
夫の年齢	65～69歳	407	22	2	1	0	432
	70～74歳	421	328	30	3	1	783
	75～79歳	43	356	224	18	3	644
	80～84歳	5	62	279	201	15	562
	85歳以上	1	1	30	177	147	356
合計	877	769	565	400	166	2,777	

※国勢調査（平成27年（2015年））

## 第2節 人口及び要介護等認定者の将来推計

### (1) 人口の将来推計

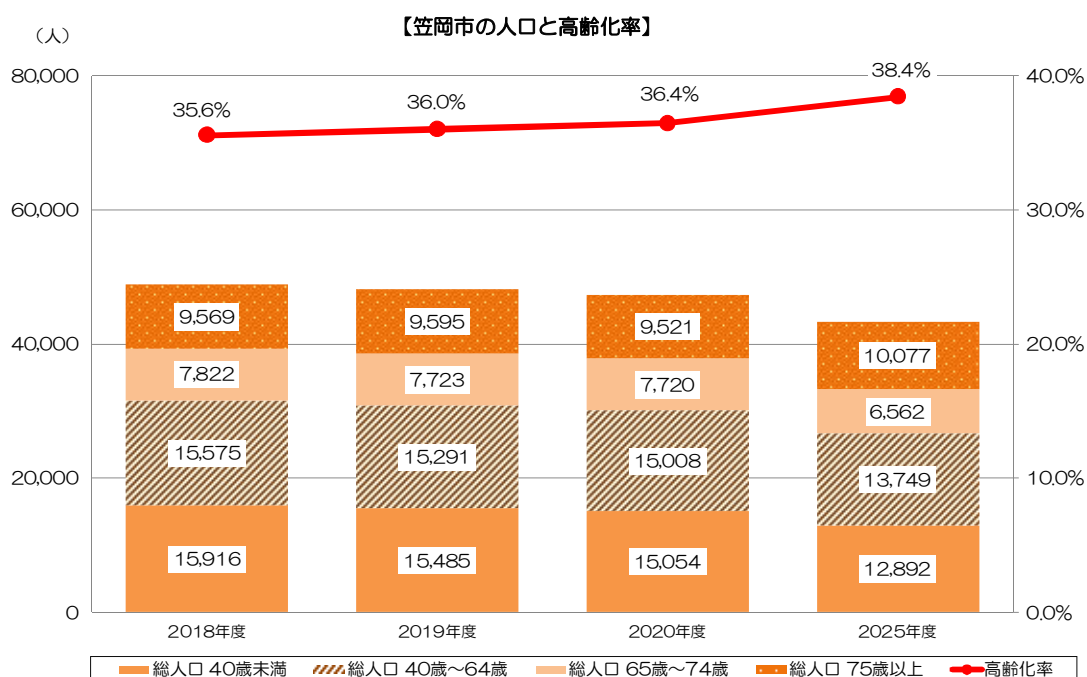
今後の人口の推移を把握するため、平成24年(2012年)から平成29年(2017年)の各年10月1日時点(各住民基本台帳)の人口をもとに、コーホート変化率法を用いて推計を行いました。

コーホートとは、同年に出産した集団のことをいい、コーホート変化率法とは、各年齢別の平均余命や進学・就職による移動といった特性を変化率によって反映させる推計方法で、地域の特性をより反映させることができる方法です。

推計結果では、団塊の世代が全て75歳に到達する2025年度には高齢化率38.4%となり今後更なる高齢化が予測されています。

(単位：人)

	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
総人口	48,882	48,094	47,303	43,280
40歳未満	15,916	15,485	15,054	12,892
40歳～64歳	15,575	15,291	15,008	13,749
65歳～74歳	7,822	7,723	7,720	6,562
75歳以上	9,569	9,595	9,521	10,077
高齢化率	35.6%	36.0%	36.4%	38.4%

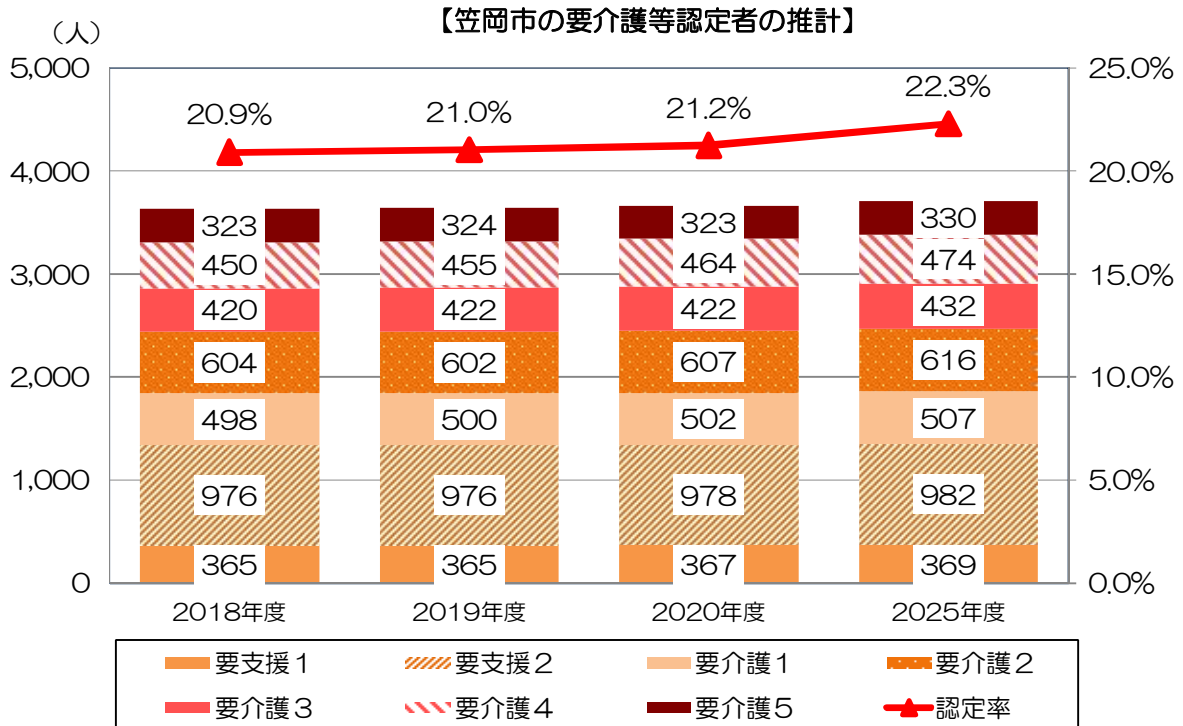


(2) 要介護等認定者の将来推計

人口推計結果と平成 29 年（2017 年）10 月 1 日の認定率を基に、今後の要支援・要介護認定者の推計を行いました。高齢者の増加に伴い、認定者数の増加が見込まれます。

(単位：人)

	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
要支援 1	365	365	367	369
要支援 2	976	976	978	982
要介護 1	498	500	502	507
要介護 2	604	602	607	616
要介護 3	420	422	422	432
要介護 4	450	455	464	474
要介護 5	323	324	323	330
合計	3,636	3,644	3,663	3,710
認定率	20.9%	21.0%	21.2%	22.3%



## 第3章 計画の基本構想

### 第1節 基本理念

本計画の上位計画である第7次笠岡市総合計画において『元気・快適・ときめき 進化するまち笠岡』を将来の都市像と定め、市民の誰もが郷土愛を感じ、住み慣れた地域でいつまでも元気で活躍できる魅力あるまち、子どもから高齢者までが共生し、安心して快適な生活をおくることができる活気と希望にあふれたにぎわいのあるまち、市民の笑顔があふれる明るいまちを目指しています。

近年の少子高齢化や核家族化の進展により、個人のライフスタイルや価値観が多様化する中で、地域における家族や住民同士のふれあいや助け合い、つながり等が希薄になっています。

このような中、一人暮らしの高齢者の増加が見込まれています。今後高齢者が住み慣れた地域で、生活できるようなまちをつくるためには、同じ地域に暮らす人どうしが、「お互い」を理解し、市民一人ひとりがつながりやコミュニティへの関心を喚起し、ともに安心して暮らしていくための仕組みづくりや「我が事・丸ごと」の意識を持つことが一層重要となります。

また、高齢者が地域に暮らす人とのつながりを維持するために、外出しやすく安心して移動できるための環境づくりが必要となります。

笠岡市では、これまで全ての高齢者が、住み慣れた地域で健康で生きがいを持って安心した生活がおくれるよう、『みんなで支えあう福祉のまち 笠岡』を基本理念として位置づけ、これまで計画の推進を図ってきました。

そうした基本理念を引継ぎながら、新たな総合計画のもと笠岡市における「地域包括ケアシステム」の具体的な構築に向けた取り組みを一層推進していくために、『住み慣れた地域のみんなで支えあい自立した生活を継続できる福祉のまち 笠岡』を基本理念として計画の推進を図ります。

### 基本理念

住み慣れた地域のみんなで支えあい  
自立した生活を継続できる福祉のまち 笠岡

## 第2節 基本目標

### 基本目標1 生涯現役でいきいきと自分らしく暮らせるために

高齢者が、長年培った豊富な知識や経験、技術等を生かして、積極的に地域に参加する生涯現役の社会づくりを進めます。

また、地域での支えあいを推進するため、多様な主体による地域活動の担い手として、一人ひとりがいきいきと自分らしく暮らせる仕組みを構築します。

### 基本目標2 住み慣れた地域でいつまでも暮らせるために

高齢者がいつまでも元気で自立した生活を送るためには、自らの健康状態を把握し、健康増進を図ることが大切です。また、高齢者が要介護状態等にならないための介護予防・生活支援サービス等の提供、さらには医療や介護が必要になったとしても、住み慣れた地域でいつまでも暮らせるために、医療と介護の連携強化や認知症対策を進めていきます。

また、地域包括ケアシステムを深化・推進するため、その中核機関である地域包括支援センターの機能強化を図ります。

### 基本目標3 自分に合う環境で安心して暮らせるために

住まいは生活の基盤となります。住み慣れた地域でいつまでも暮らせることは非常に重要ですが、高齢者の心身の状態に合わせて、様々なサービスを利用しながら、住まいや住まい方を変えていくことも必要です。

また、最近では障がいのある方の高齢化・親なき後への対応も大きな問題となっており、今回の介護報酬改定により在宅サービスにおける地域共生型サービスが新たに創設されたことを受け、住まいという視点から高齢者の尊厳を守り、安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けた基盤整備を進めていきます。

### 基本目標4 安心してサービスを利用できるように

保険給付費の増加や介護現場の人材不足等、介護保険制度を取り巻く環境が厳しさを増す中で、高齢者に安心して介護保険サービスを利用していただくため、サービスの水準と質の確保と向上が重要となる一方、介護保険料とのバランスいわゆる「給付と負担のバランス」を適正なものとする必要があります。

また、本市としても、介護人材の確保に努め、国の掲げる介護離職ゼロを目指すとともに、医療病床の慢性期機能から介護施設・在宅医療等への転換を含めた追加的需要の受け皿整備についても適切に取り組みを進めます。

あわせて、介護保険制度について、適正な運営を担保するとともに、持続可能な制度となるよう介護給付費適正化の取り組みも進めていきます。

### 第3節 施策体系

<b>基本 目標1</b>	生涯現役でいきいきと自分らしく暮らせるために
	積極的な社会参加の継続と促進
	高年齢者の就労促進
	高年齢者の生きがいづくり支援
	地域での支えあいの推進
	支えあう体制づくり
	多様な主体による地域活動との連携

<b>基本 目標2</b>	住み慣れた地域でいつまでも暮らせるために
	健康づくり・介護予防の推進
	健康づくりの推進
	総合事業の推進
	在宅医療と介護連携の推進
	在宅への流れの構築
	ロボット技術・ICTの活用促進
	インターネットによる地域包括ケア資源マップの作成
	認知症施策の推進
	認知症に関する正しい理解・早期発見・適切な支援体制の確立
	認知症の人と家族への支援
	認知症高齢者等の見守り体制の充実
	地域包括支援センターの機能強化
	地域包括支援センターの適正な運営

<b>基本 目標3</b>	自分に合う環境で安心して暮らせるために
住まい方の支援・施設等の充実	
	多様な住まい方の支援
	住宅改造等に対する助成等制度
	基盤整備
日常生活の支援	
	日常生活を支える高齢者福祉サービス
虐待防止・権利擁護	
	高齢者虐待防止
	高齢者の権利擁護
島しょ部の介護・福祉の推進	
	介護・福祉サービスの確保と事業所支援
	島しょ部での地域包括支援センター機能の充実

<b>基本 目標4</b>	安心してサービスを利用するために
介護保険サービスの適切な運営	
	介護保険サービスの質の確保と向上
	介護人材の確保・定着
介護保険サービスの基盤整備	
	在宅サービスの整備
	施設・居住系サービスの整備
サービス別事業量の見込み	
	居宅サービス
	地域密着型サービス
	住宅改修／介護予防住宅改修
	居宅介護支援・介護予防支援
	施設サービス
保険料の算定	
	介護保険事業量の見込み
	標準給付費と介護保険料の見込み
	地域支援事業費



## 第4節 地域包括ケアシステムについて

国は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、生活支援・予防・医療・介護・住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現を目指しています。

地域包括ケアシステムは、一律的なものではなく地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくものです。

笠岡市としても、本市の特性に応じた地域包括ケアシステムを、地域包括ケア推進室が中心となり、平成28年(2016年)3月策定の笠岡市地域福祉計画に記載しているように、全世代対応型で行政・地域・関係機関等が連携して構築していきます。

この中で、老人福祉法及び介護保険法に基づく、本計画が対象としているのは高齢者(高齢の障がいのある方を含む)であることから、全世代方対応型の地域包括ケアシステムのうち、高齢者を対象とした地域包括ケアシステムと位置付けます。

高齢化の進行を示す言葉として、高齢化社会、高齢社会、超高齢化社会という言葉があります。65歳以上の人口が、全人口に対して7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢化社会」と呼ばれます。

笠岡市の高齢者率・数を見てみると、平成29年(2017年)10月1日現在で、すでに高齢化率は35%に達していることから、笠岡市は「超高齢化社会」のさらに先を進んでいる状況といえます。

さらに、今後については、21ページの将来推計に示しているとおり、65歳以上の高齢者については、平成29年度(2017年度)もしくは平成30年度(2018年度)がピークとなりその後減少に転じます。その中でも、75歳以上の高齢者数は増え続けるものと考えられ、2025年には総人口の減少により、高齢化率は38.4%に達すると予測されます。

こうした状況の中で、高齢者が生涯現役でいきいきと自分らしく自立した生活をおくるためには、まずは一人ひとりが自らの健康に留意し、介護予防に務める『自助』の心構えを持つことが大切です。

しかし、自立した生活を継続する努力はしていても、病気や心身の老化に伴い、必要な支援を活用しながら自分らしい生活を維持していくことも重要なこととなります。

今後は、『自助』を基礎として『共助』としての介護保険サービス等の社会保障制度や行政が行う『公助』としての福祉サービスの整備を図りながら、地域住民自らが主体となって助け合う『互助』の取り組みを広げていくことが求められます。

地域包括ケアシステムの構築には、福祉や医療分野等縦割りとなっているそれぞれの守備範囲を超え、高齢者にとって何が必要かを見極め関係者・関係機関が横断的・一体的な連携(以後「包括的な連携」といいます。)や情報の共有が何より重要となります。

今後は、この包括的な連携がしっかり機能するようその体制を整備し、高齢者にとって必要なサービスが必要な時に提供可能となるよう、日常生活圏域ごとに調整するとともに、支援方法を確立していかなければなりません。

笠岡市としては、『自助』『共助』『公助』『互助』のそれぞれの役割を發揮し、高齢者自身はもちろんのこと、行政、地域住民、ボランティア団体、NPO 法人、社会福祉法人、事業者、関係機関等の理解と連携により、一体的な地域包括ケアシステムの構築を目指します。

< 進化する地域包括ケアシステムの「植木鉢」 >



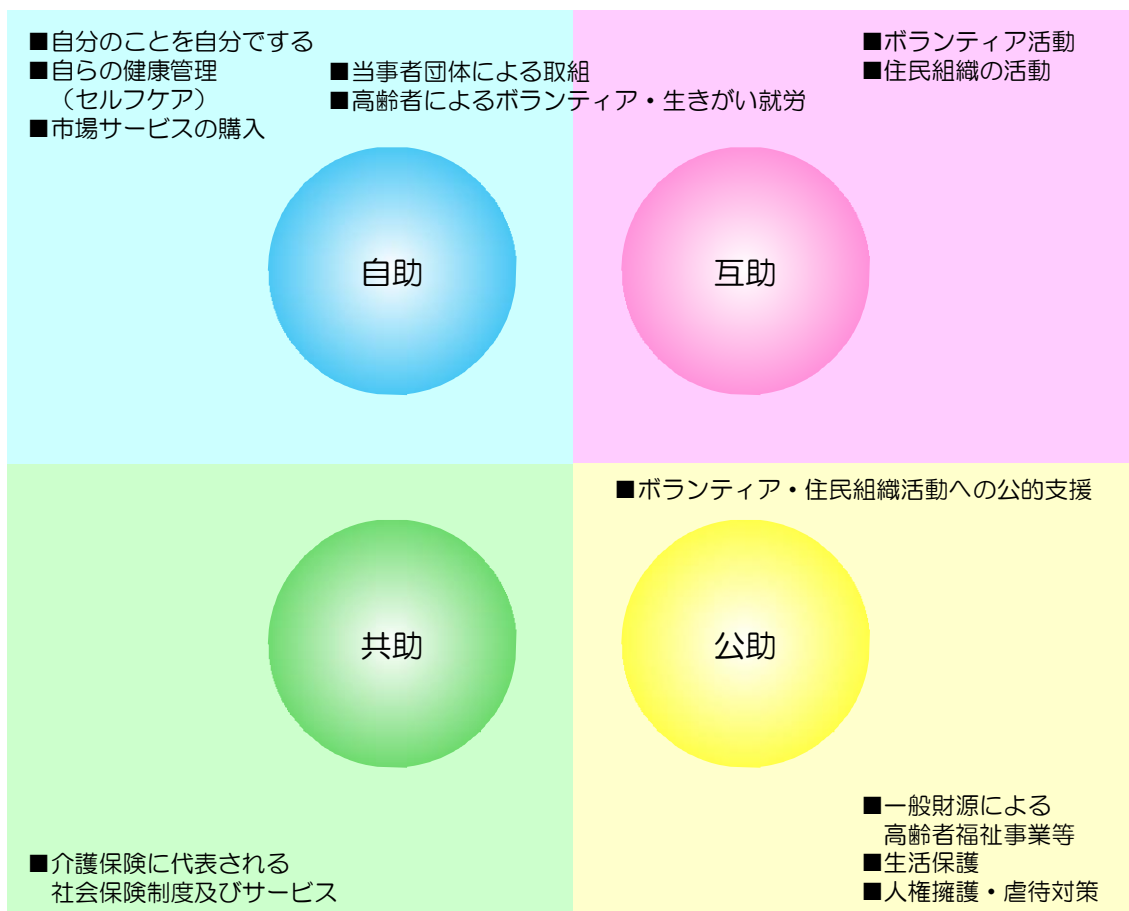
### 主な変更点

- 予防が「葉（専門職）」から「鉢（地域）」へ
  - ・ 要支援者に対する介護予防が、平成 27 年度より介護予防・日常生活支援総合事業として実施され、介護予防は生活支援と一体的に、住民自身や専門職以外の担い手を含めた多様な主体による提供体制へと移行。
    - ⇒ 自助や互助の取り組みを通じて、社会参加の機会が確保され、日常生活の中で生活支援や介護予防の機能が發揮される。
- 専門職が関わる分野として「保健・福祉」を強調
  - ・ 保健・福祉の専門職は、地域包括ケアシステムにおいて、高齢者のみならず地域の諸課題に対応するプロフェッショナルとして、全世代に対応する。
    - ⇒ 専門的知識や技術を最大限に用いて、身体的な自立のみでなく、心理的自立支援、社会的自立支援などのニーズの広がりに対応。
- 本人の選択が優先される仕組みに
  - ⇒ 地域生活を継続するにあたっては「本人の選択」が優先されるべきであるとし、「家族」は本人の選択を受け止め、尊重することを明確化。

出典：地域包括ケア研究会（厚生労働省）

「地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業報告書」

（平成 28 年（2016 年）3 月）より



### 「自助・互助・共助・公助」からみた地域包括ケアシステム

#### 【費用負担による区分】

- 「公助」は税による公の負担、「共助」は介護保険などリスクを共有する仲間（被保険者）の負担であり、「自助」には「自分のことを自分でする」ことに加え、市場サービスの購入も含まれる。
- これに対し、「互助」は相互に支え合っているという意味で「共助」と共通点があるが、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なもの。

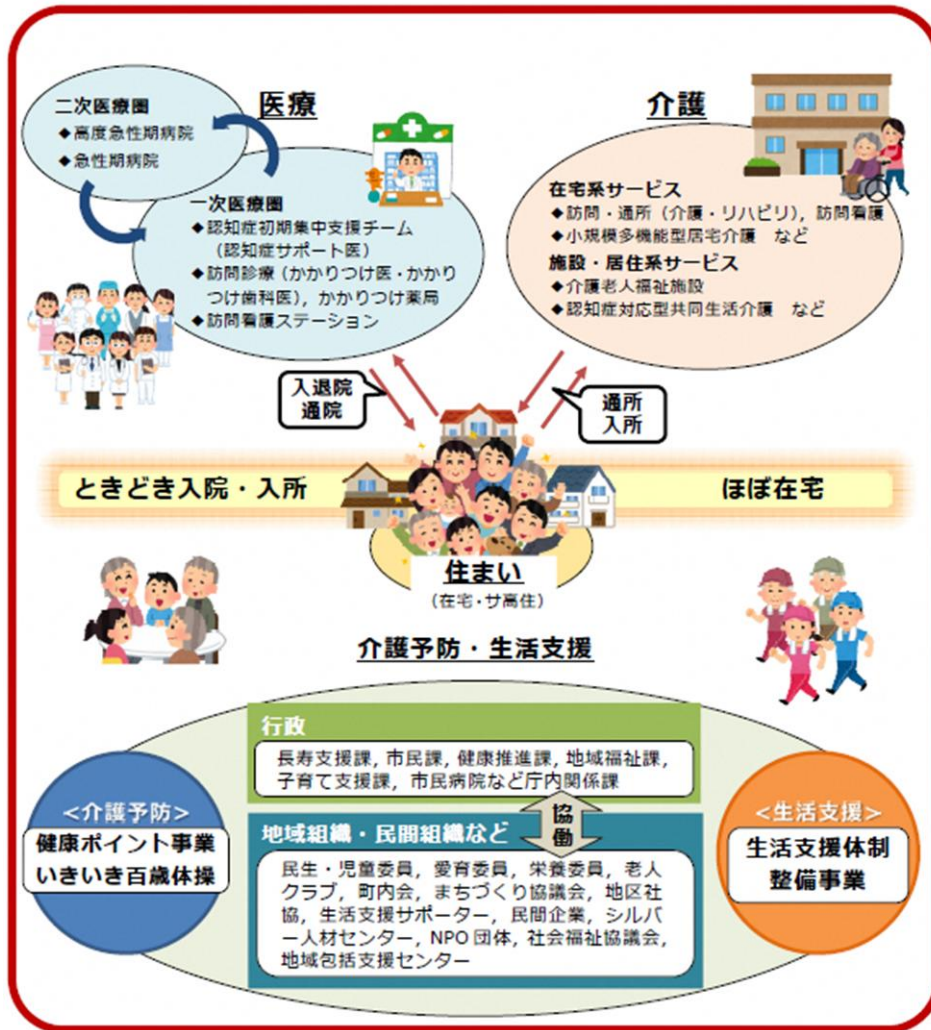
#### 【時代や地域による違い】

- 2025年までは、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみ世帯がより一層増加。「自助」「互助」の概念や求められる範囲、役割が新しく期待されている。（元気高齢者の活躍やNPOの活躍など）
- 都市部では、強い「互助」を期待することが難しい一方、民間サービス市場が大きく「自助」によるサービス購入が可能。都市部以外の地域は、民間市場が限定的だが「互助」の役割が大。
- 少子高齢化や財政状況から、「共助」「公助」の大幅な拡充を期待することは難しく、「自助」「互助」の果たす役割が大きくなることを意識した取り組みが必要。

# 笠岡市の地域包括ケアシステムのイメージ図

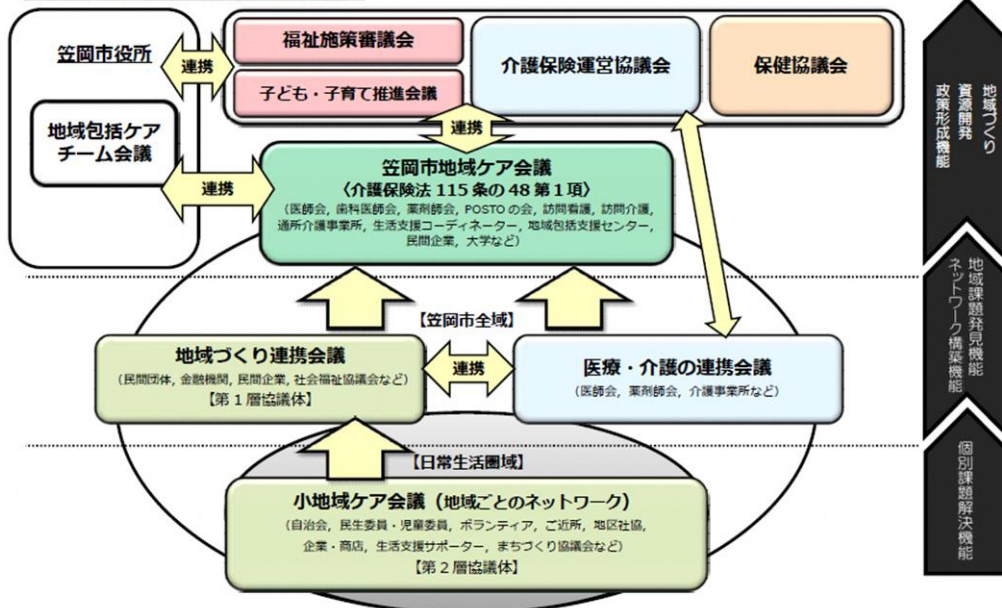
## ■地域包括ケアシステムとは・・・

住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムのこと



笠岡市地域包括ケアシステム構築体制図

【各会議の機能】



## 第5節 日常生活圏域の設定

「日常生活圏域」とは、高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら安心して生活できる環境を整備するため、日常の生活で結びつきのある地域を範囲として、その区域単位に必要なサービスを整備していこうというものです。

第6期介護保険事業計画までは、本市の日常生活圏域を、陸地部と島しょ部の2圏域としていましたが、今回の第7期介護保険事業計画策定にあたり、見直しを行うこととします。

今後の陸地部における「施設・居住系サービス」の整備に関して、第6期介護保険事業計画で見込んでいた整備完了に伴い、広域型サービスの整備は充足するものと考えられ、第7期介護保険事業計画以降は地域密着型サービスの整備について検討することとなります。

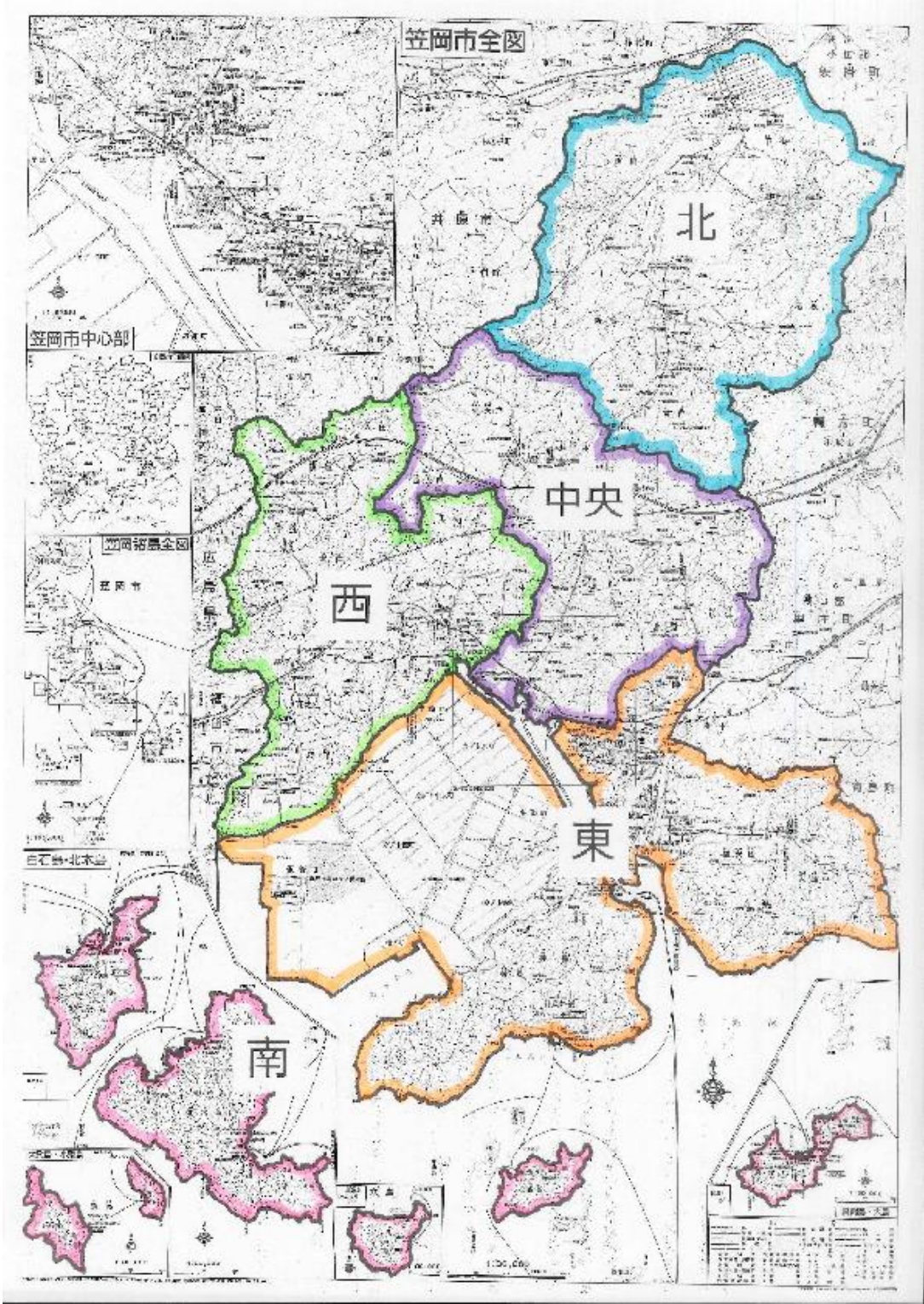
また、地域包括ケアシステムをより深化・推進していくために、より身近な地域でインフォーマルサービスも含めた整備が必要になることから、生活支援体制整備事業の推進が非常に重要なポイントとなります。したがって、日常生活圏域については、生活支援体制整備事業の第2層の区域（陸地部を東地区・中央地区・西地区・北地区の4圏域とし、島しょ部を1圏域とする。）の5つに分けることとします。

なお、今回定める日常生活圏域については、今後、生活支援体制整備事業の推進状況及び笠岡市全体の高齢者数減少等の社会的要因を加味した上で、第8期介護保険事業計画での見直しも視野に入れて設定することとします。

	圏域	高齢者数	高齢化率 (%)	人口	面積 (km <sup>2</sup> )
1	東地区	5,722	31.4	18,231	37.85
2	中央地区	4,516	33.4	13,523	29.75
3	西地区	3,498	36.3	9,647	22.96
4	北地区	2,447	37.8	6,470	17.86
5	南地区 (島しょ部)	1,205	67.3	1,791	22.5
	合計	17,388	35.0	49,662	130.92

平成29年10月1日現在

笠岡市の日常生活圏域



## 第4章 生涯現役でいきいきと自分らしく暮らせるために

### 第1節 積極的な社会参加の継続と促進

我が国の平均寿命は、男女ともに80歳を超えており、今後ますます高齢化が進む中で、生産年齢人口の減少、年少人口の減少が進み、地域社会の担い手不足が深刻化しています。

平成29年度（2017年度）高齢社会白書（内閣府）によると、現在仕事をしている高齢者のうち約4割が「働けるうちはいつまでも働きたい。」と回答しており、70歳位までもしくはそれ以上の回答を合わせると、約8割の高齢者が高い就労意欲を持っています。

平成29年度（2017年度）に実施した「高齢者の生活に関するアンケート」（以下「高齢者生活アンケート」という。）でも、週に1回以上収入のある仕事をしている人の割合は、全体の約14%（うち週4回以上の方は、約9%）となっています。

そうした状況を踏まえて、平成29年（2017年）9月には政府官邸から「人生100年構想」が打ち出されるなど、生涯現役であるために「高齢者の就労」は社会参加の継続のためにもより推進していくことが求められています。

また、高齢者生活アンケートで、高齢者の地域での活動に関する項目では、参加頻度が高いものとして「町内会・自治会」「趣味関係のグループ」「ボランティアのグループ」となっており、何らかのグループ活動に「是非参加したい」「参加してもよい」を合わせると約53%の方が、参加意向を持っていることがわかります。

さらに、笠岡市の要介護認定率は、20.3%となっており、認定を持っていない比較的元気な高齢者が多くいることから、その方々の社会参加を促進することで、いきいきと自分らしく生活する生きがいになるとともに、地域社会の担い手不足の解消にもつながるものと考え諸施策を進めていきます。

## (1) 高齢者の就労促進

### ① シルバー人材センター

シルバー人材センターは、健康で働く意欲を持つ高齢者を対象に、地域社会と連携しながらその知識、経験、能力、希望を活かして働く機会が得られるよう支援し、活力ある地域社会づくりを推進しています。

	実績値		見込値	目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
会員数	282 人	272 人	275 人	280 人	285 人	290 人
件数	4,302 件	4,248 件	4,260 件	4,270 件	4,280 件	4,290 件
加入率 (会員数/60 歳以上人口)	1.3%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.4%

#### 今後の方向性

生産年齢人口の減少が進む中、シルバー人材センターの役割はますます重要になってきていますが、会員数が減少しているのが現状です。普及啓発活動や就業機会の増加などにより、就労意欲のある高齢者の就労促進に取り組んでいきます。



## (2) 高齢者の生きがいづくり支援

### ①公民館等での生涯学習活動及び敬老行事

地域の公民館等では生涯学習活動として、様々な教室が実施されています。特に「高齢者学級」では高齢者と次世代が世代間交流を図り「生活伝承」を行っています。

また、毎年、敬老の日を中心に、市内各地の約 40 箇所で敬老会が開催されています。

高齢者の健康と長寿をお祝いするだけでなく、行事を通して、お年寄りから子どもたちまで、地域のすべての方に交流を深めることで、地域コミュニティの推進を図ることを目的としています。

	実績値		見込値	目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
敬老事業対象者数	8,159 人	8,189 人	8,136 人	8,180 人	8,190 人	8,200 人

### 今後の方向性

高齢化により、地域でお世話をしてくださる方の中にも敬老会対象者が増えてきています。若い人たちに地域の活動に関心をもってもらえるよう、周知していくとともに、地域の力を維持できるよう、健康で活力のある高齢者が増えるような取り組みを他の事業と合わせて進めていきます。

### ②生きがいと健康づくり推進事業（笠岡ことぶき大学、スポーツ大会）

笠岡ことぶき大学は、高齢者の社会参加や生涯学習を目的として、15 の多彩な講座を開講しております。また、生涯スポーツとして親しまれているゲートボールやグラウンド・ゴルフ等のスポーツ大会を支援し、生きがい・健康づくりの推進に取り組んでいます。

円滑かつ効率的に事業を推進するため、福祉事業のノウハウ・実績が豊富である、社会福祉法人笠岡市社会福祉協議会に事業の運営を委託しています。

	実績値		見込値	目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
講座数	15 講座	15 講座	15 講座	15 講座	15 講座	15 講座
回数	258 回	258 回	274 回	274 回	274 回	274 回
申込者数	434 人	389 人	400 人	420 人	440 人	460 人
人数	3,706 人	4,033 人	4,000 人	4,050 人	4,100 人	4,200 人

### 今後の方向性

参加者の男女比において、男性の数が少なく、女性の4分の1程度にとどまっています。

今後は、参加者を増やすため内容等を見直し、より魅力的な講座になるよう支援していくとともに、広報等を活用し、広く周知していきます。

### 笠岡ことぶき大学 15 講座の内訳

教養講座	書道講座	俳句講座	短歌講座	民謡講座
陶芸講座	木彫講座	ゲートボール	社交ダンス	フラダンス
手踊り	太極拳	銭太鼓	リフォーム	川柳

### ③老人クラブ活動支援

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織で、きめ細かい見守り・情報伝達を行っています。また、社会福祉協議会支部と連携して、いきいき百歳体操やサロン活動なども行っており、高齢者の生きがいや健康づくり活動を支援しています。

	実績値		見込値	目標値			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
加入数	4,632 人	4,392 人	4,005 人	4,010 人	4,020 人	4,030 人	
組織数	89 クラブ	85 クラブ	78 クラブ	79 クラブ	80 クラブ	81 クラブ	
参加者	ピンポン大会	44 人	36 人	38 人	40 人	42 人	44 人
	グラウンド・ゴルフ	198 人	250 人	255 人	260 人	265 人	270 人
	川柳大会	64 人	84 人	85 人	87 人	89 人	91 人

### 今後の方向性

老人クラブは、介護予防と相互の生活支援という観点から、その活動や役割が今後ますます期待されています。

加入数や組織数が減少傾向にあることから、加入の呼びかけや活動内容の充実に取り組みます。

#### ④福祉バスの運行

高齢者や社会福祉諸団体の社会参加，活動の促進のため，バスを借上げて運行しています。福祉ボランティア団体や社会福祉諸団体は，無料または半額（高速道路・駐車場料金等除く）でバスを利用することができます。

	実績値		見込値	目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
運行件数	48 件	51 件	55 件	60 件	65 件	70 件

#### 今後の方向性

敬老会での運行を開始するなど，年々申請は増加しています。毎年利用されている団体も増えています。

今後も，より多くの団体に利用していただき，社会福祉活動の活性化につながるよう取り組みます。

#### ⑤老人福祉センター

高齢者に関する各種の相談に対応するとともに，健康の増進，教養の向上及びレクリエーション等のための便宜を総合的に供与することを目的とした施設で，社会福祉協議会が指定管理者となって運営しています。屋内には大広間や和室・浴場などを備え，また屋外には全天候型グラウンドのゲンキかさおか広場があり，高齢者の生きがいづくりの場となっています。

	実績値		見込値	目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
高齢者・障害者（延べ）	22,374 人	20,270 人	20,500 人	22,000 人	23,000 人	24,000 人
一般（延べ）	227 人	797 人	800 人	850 人	900 人	1,000 人

#### 今後の方向性

高齢者が気軽に利用できる施設として管理・運営していきます。

## 第2節 地域での支えあいの推進

笠岡市では、高齢化が進む中で同時に核家族化の増加により、平成29年（2017年）10月1日現在、65歳以上一人世帯が2,959世帯（全世帯の13.2%）、二人世帯が2,417世帯（全世帯の10.8%）となっており、合計すると全世帯の約4分の1が65歳以上のみの世帯となっています。

こうした中で、地域のつながりの希薄化等により、貧困や虐待・孤立死等の課題が複雑多様化していることから、地域で生活する住民にしか見えない生活課題や身近でなければ早期発見しにくい課題等、これまでの公的な福祉サービスだけでは、制度の隙間から生じる課題を解決できない状況が生まれています。

地域で暮らす高齢者が、自分らしくいきいきと生活していくためには、制度の隙間を埋める生活支援サービス等の開発とともに、元気な高齢者が生きがいを持って支える側にもなれる「地域全体で支える力」を再構築する体制づくりが必要となります。

また、そのためにも地域で活動する多様な団体等との連携を強めていく必要があります。

### （1）支えあう体制づくり

#### ①生活支援体制整備事業

生活支援体制整備事業は、国の示す地域包括ケアシステムの5つの要素のうち、「生活支援」「介護予防」に、地域で取り組む体制を整備する事業です。

地域ごとに配置する生活支援コーディネーター<sup>※1</sup>や協議体<sup>※2</sup>が中心となり、地域における課題やニーズを把握し、元気な高齢者をはじめ、地域住民、ボランティア、NPO法人、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体による日常生活上の支援体制の充実・強化を図り、高齢者を支える地域づくりを進めます。

笠岡市では、本年度末までに笠岡市全域（第1層）に生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置を行い、2018年度中に日常生活圏域ごとに5地区（第2層）に、生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置を進め、助け合い・支えあいの仕組みづくりを推進します。

#### ※1 生活支援コーディネーター

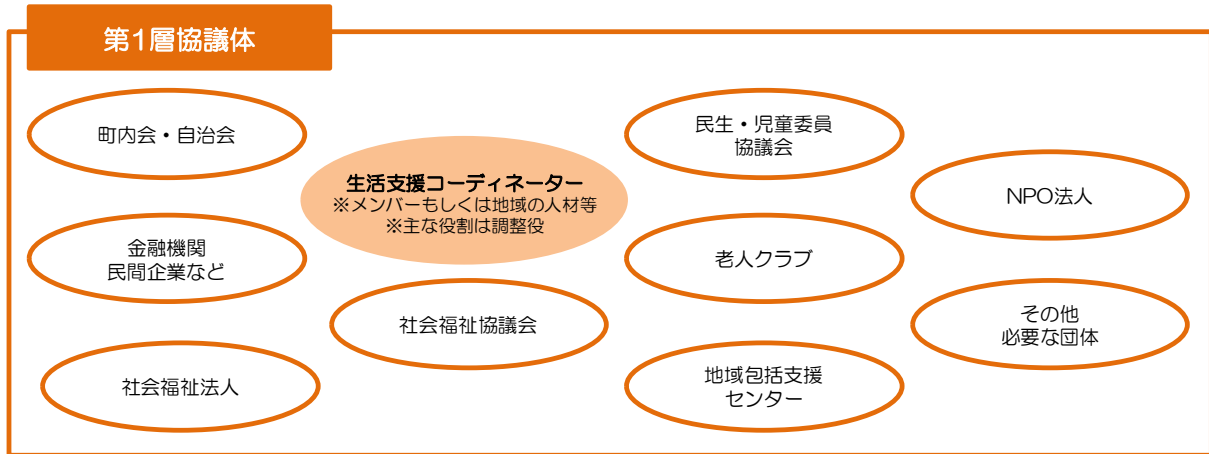
高齢者が安心して生活するために、地域の様々な課題と地域の支えあい・助け合い等の担い手をつなぐ調整（コーディネート）役。

#### ※2 協議体

地域の多様な主体がメンバーとなり、地域課題や社会資源を整理し、現在の活動や課題解決に向けて話し合うネットワーク会議。

## 生活支援体制整備事業の概要

### ◎地域のみんなの力を終結する取り組み（協議体と生活支援コーディネーター）



### ②ふれあいサロン活動

社協支部で開催されているふれあいサロン活動は、市内 100 箇所以上で運営されています。地域に気軽に集まれる、交流できる場をつくることにより、閉じこもりや寝たきり等の防止につながります。地域の方が、自主的に運営されており地域に根ざした活動として親しまれています。

	実績値		見込値	目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
設置箇所数	114 箇所	134 箇所	144 箇所	144 箇所	144 箇所	144 箇所
開催回数	1,022 回	802 回	1,000 回	1,005 回	1,010 回	1,015 回
延利用者数	18,412 人	19,726 人	19,986 人	20,100 人	20,200 人	20,300 人

### 今後の方向性

地域における仲間づくりの場として、参加者の生きがいと地域の支えあいの力を高めるため、引き続き、訪問等による参加の働きかけが必要です。

また、ふれあいサロン活動の充実強化と介護予防普及啓発の一環として、「いきいき百歳体操」が普及されており、引き続き地域に根ざした活動として推進していきます。

### ③ハートフル社会福祉大会

平成 22 年度（2010 年度）から、笠岡市社会福祉協議会委託で地域福祉の大会として、地域福祉についての講演や市内で先駆的または継続的に地域福祉活動に積極的に取り組んでいる福祉団体・NPO・ボランティア団体の活動事例の紹介をしており、この大会を通じて福祉意識の高揚を図っていき、地域における支えあいの活動を広めていくよう、市民や福祉団体の活動への動機づけの場所となっています。

また、地域福祉推進の中で先駆的・継続的に取り組んでいる個人・団体に対し表彰を行っています。

#### 今後の方向性

地域包括ケアシステムの必要性を広く認識してもらえるよう、内容等の検討を行った上で、さまざまな福祉活動の情報共有を図り、地域福祉活動の重要な場として市民に広く周知していきます。

### ④くらしサポート手帳の活用

くらしサポート手帳は、生活支援サービスを提供している様々な関係機関を、一覧にまとめた情報誌として、介護保険サービス利用者については、市内居宅介護支援事業所に所属しているケアマネジャーから情報提供します。

また、介護保険サービス未利用者のうち 75 歳以上の高齢者一人世帯及び高齢夫婦世帯等に、民生委員を通じて直接配布しています。

内容は、笠岡市及び笠岡市社会福祉協議会のホームページから、誰でも閲覧可能となっています。内容を最新のものに随時更新を行うとともに充実に努めます。

	見込値	目標値		
	平成 29 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
生活支援サービス団体数	94 団体	96 団体	98 団体	100 団体

#### 今後の方向性

最新の内容に随時更新を行うとともに充実に努めます。

#### ⑤生活支援サポーター養成講座

高齢化・核家族化が進む中で、高齢者のみの世帯が増加しています。地域では、ちょっとした困りごとのお手伝い（生活支援サービス）があれば、自立した生活を継続できる高齢者が多くいます。

そうした生活支援サービス等の担い手として、2018年度から生活支援サポーター養成講座を開催し、支えあいの地域づくりを進めます。

	目標値		
	2018年度	2019年度	2020年度
生活支援サポーター養成者数	40人	80人	120人

#### 今後の方向性

生活支援サポーター養成講座を開催し、支えあいの地域づくりを進めます。

## (2) 多様な主体による地域活動との連携

### ①社会福祉法人笠岡市社会福祉協議会

社会福祉法に定められた社会福祉協議会は、社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。

笠岡市としては、地域包括支援センターの業務委託をはじめ、生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーター業務委託等、地域包括ケアシステムを構築するために、必要不可欠な組織と考えています。

また、高齢者の見守り協定では、笠岡市及び民間事業者との間で3者協定を結んでいます。

#### 今後の方向性

第3次地域福祉活動計画に基づく諸活動と連携強化を図っていきます。

### ②笠岡市民生委員・児童委員協議会

民生委員・児童委員は、民生委員法及び児童福祉法の規定に基づき、厚生労働大臣から委嘱を受けて活動している民間のボランティアです。

2018年1月1日現在、159人（定数160人うち1人欠員）の民生委員・児童委員が地域で福祉制度全般についてのつなぎ役として、市内各地域で活動を行っています。

#### 今後の方向性

民生委員・児童委員協議会との連携・協力を強化し、地域における高齢者の見守り等の活動を充実させていきます。

### ③笠岡市愛育委員協議会

愛育委員は、地域の乳幼児から高齢者までを対象に、生涯にわたる健康づくりの支援を行っているボランティア団体です。行政とのパイプ役として市長から委嘱を受け、地域の身近な健康課題に合わせた活動を実践しています。

高齢者に対しては、平成28年度（2016年度）から80歳以上に対する見守り活動の実践や地域で自主的に開催されているいきいき百歳体操の運営支援を行っています。



	目標値		
	2018 年度	2019 年度	2020 年度
高齢者見守り訪問件数（実件数）	2,242 件	2,300 件	2,400 件

#### 今後の方向性

愛育委員協議会との連携・協力を強化し、地域における高齢者の見守りや健康づくり活動を充実させていきます。

#### ④笠岡市消費生活センター

高齢者が、市職員を装った者からの「還付金詐欺」やオレオレ詐欺のような「特殊詐欺」被害にあうケースが増えています。

笠岡市消費生活センターへの相談件数でも、平成 28 年度（2016 年度）実績で全体の 48.3%を 60 歳以上の高齢者が占めており、中でも男女ともに 70 歳以上の相談が最も多く、高齢者がトラブルに巻き込まれる傾向となっています。

#### 今後の方向性

「消費者被害防止」の観点から、高齢者がトラブルに巻き込まれないために、笠岡市消費生活センターとの連携・協力を強化していきます。

#### ⑤笠岡市自主防災組織連絡協議会

災害基本法が平成 26 年（2014 年）4月に改正され、要配慮者（災害時の避難に何らかの配慮が必要な人）のうち、特に支援が必要な者を対象として「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村に義務付けられました。

笠岡市では、平成 27 年度（2015 年度）から名簿を作成しており、名簿に掲載している個人情報の提供同意を得た者については、危機管理課を通じて各地区の自主防災組織に情報提供しています。

#### 今後の方向性

災害の迅速な避難を確保するため、地域の自主防災組織と要配慮者本人の協力により、各個人の避難に対する個別支援計画を作成し、避難訓練等に活用するなど、地域の「互助」による避難支援体制の構築に向け、危機管理課・地域福祉課等関係課との連携により支援します。

## 第5章 住み慣れた地域でいつまでも暮らせるために

### 第1節 健康づくり・介護予防の推進

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも、自立した自分らしい生活を継続するためには、まず心身ともに健康であることが一番重要となります。

高齢者生活アンケートの中で、主観的健康感について聞いた項目では、現在の健康状態について「とてもよい」「まあよい」と答えた、健康感の高い方が74.1%となっており、比較的多くの高齢者が自分は健康であると実感していることがわかります。

笠岡市では、「笠岡市健康づくり計画（第2期間計画）」に沿って、①健康寿命の延伸、②生活習慣病の発症予防及び重症化予防に取り組み、子どもから高齢期までの切れ目のない健康増進施策を推進します。

さらに、国の示す「健康日本21（第2次）」では、要支援・要介護認定状態になる原因のうち最も多い運動器の機能障害である「ロコモティブシンドローム（運動器症候群）」の予防を健康づくりの取り組み評価項目にあげており、閉じこもりや心身機能の悪化の防止など介護予防への取り組みは非常に重要と考えます。

また、高齢者の介護予防として自転車の活用、さらには、高齢者が要介護・要支援状態になっても、セニアカーや車椅子等の福祉用具を使うことにより、在宅生活を続けていけるような、住環境の整備を目指します。

介護予防の取り組みとして、平成27年（2015年）の介護保険法改正の中で「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）」が開始されました。笠岡市は、平成29年（2017年）4月から「総合事業」を開始しています。

総合事業は、要支援認定を受けた方や、地域包括支援センター等が行っている「基本チェックリスト」を用いた生活機能判定の結果により、介護予防が必要と判断された方（以下「事業対象者」という。）その他にも元気な状態を維持するために、介護予防に取り組みたい方のニーズに応えるために、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業を実施しています。

## (1) 健康づくりの推進

### ①健康ポイント事業

市が実施する健診の受診や健康づくりの取り組み、各種イベントなどに参加し、「健康ポイント」を貯め、健康状態の改善・維持に向けた仕組みを作ることで、住民の健康づくりの意識を高め、また元気で生活する高齢者を増やすことで、健康寿命の延伸を目指すことを目的に、平成29年（2017年）9月から「健康ポイント事業」を実施しています。

	見込値	目標値		
	平成29年度	2018年度	2019年度	2020年度
健康ポイント事業への参加者数	600人	800人	1,000人	1,200人

### 今後の方向性

健康ポイント事業の普及啓発に努めます。

### ②各種健（検）診の実施

生活習慣病の予防やがん等の病気の早期発見・治療を目的に、特定健康診査及び後期高齢者健康診査や各種がん検診、歯周疾患検診を実施します。

### ③健康相談・保健指導事業

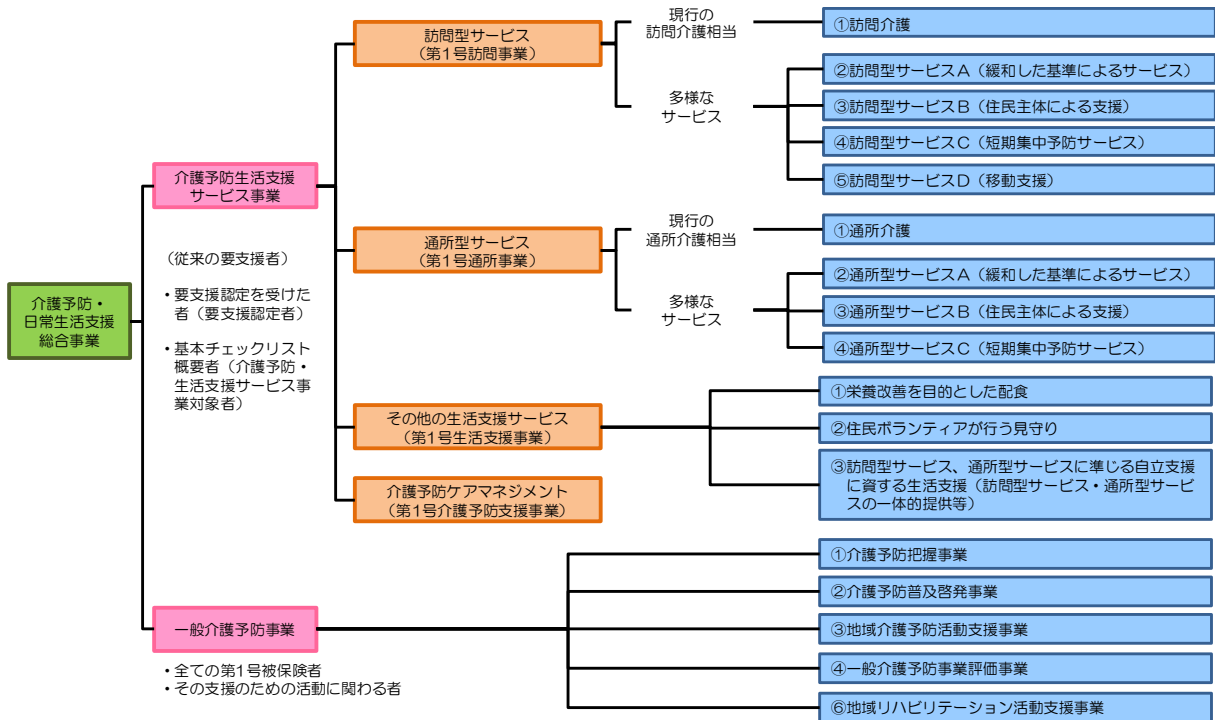
生活習慣病の発症の原因である「メタボリックシンドローム」の予防に取り組むとともに、「糖尿病」や「高血圧」を併せ持つことで引き起こされる「慢性腎臓病」を予防し、人工透析への移行を減らします。

### ④介護予防

高齢になっても自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会や愛育委員などと連携しながら、身近な地域で「いきいき百歳体操」を行い、気軽に楽しく身体を動かしながら筋力アップに取り組みます。

## (2) 総合事業の推進

### 【参考】介護予防・日常生活支援総合事業の構成



#### ①介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援認定者や事業対象者が対象となります。従来の介護予防訪問介護・通所介護の事業者によるサービス（以下「相当サービス」という。）、相当サービスよりも人員基準等を緩和した訪問型サービスAをシルバー人材センターに委託して実施しています。

#### ア) 指定事業者によるサービス

笠岡市では、介護予防・生活支援サービス事業の中核となる指定事業者によるサービスとして、相当サービスを実施しています。

相当サービスは、従来の予防給付（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）と同様のサービスを提供するものです。これまで予防給付によるサービスを利用してきた要支援認定者等に対して、従来の支援体制を確保するようにしています。

	見込値	目標値		
	平成 29 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
訪問型サービス				
サービス利用件数(指定事業者)	1,800 件	4,000 件	4,100 件	4,200 件
サービス利用者数(委託事業者)	5 人	20 人	30 人	40 人
通所型サービス				
サービス利用件数(指定事業者)	3,260 件	6,600 件	6,200 件	6,400 件
サービス利用者数(委託事業者)	-	-	10 人	20 人
生活支援サービス サービス利用者数	-	10 人	20 人	30 人

### 今後の方向性

介護予防・生活支援サービス事業については、平成 29 年 12 月現在、上記サービスのみを実施していますが、今後生活支援体制整備事業による第 1 層・第 2 層協議体での話し合いの中で、住民の多様なニーズに応えるサービスを住民自らで運営する「住民主体サービス」や従来の二次予防事業から移行した保健・医療の専門職が集中的に実施する「短期集中型サービス」について、導入を具体的に検討していくこととします。

#### イ) 委託事業者によるサービス

一方、訪問型サービス A については、予防給付（介護予防訪問介護）の人員基準等を笠岡市独自に緩和したものとなっています。訪問型サービス A は、平成 12 年 3 月 17 日付け老計第 10 号※に記載されたサービスのうち家事援助に特化したサービス内容となっており、笠岡市主催の専門研修を受講した方のみがサービス提供者となります。この業務は、笠岡市シルバー人材センターに委託しています。

※老計第 10 号とは、当時厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長から発出された「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」のことで、その内容としては、身体介護（排泄介助・食事介助・入浴介助等）と家事援助（掃除・洗濯・一般的な調理・買い物等）の内容を示した文書をいいます。

#### ウ) 生活支援サービス

生活援助サービスについては、今現在でも多様な主体により移動支援等実施されているものがありますが、来年度から全市及び各日常生活圏域で生活支援コーディネーターの配置と協議体の立ち上げにより、地域課題の把握と生活支援サポーターの養成により、段階的に整備していきます。

## エ) 介護予防マネジメント事業

総合事業に移行する中で、対象者の心身の状況や生活環境等に応じて、給付サービスはもとより、現行相当サービス及び訪問型サービス A、生活支援サービスやその他の生活支援サービスが効果的に提供され、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも、暮らしていくことができるためには、介護予防マネジメントの質の向上は欠かせません。

インフォーマルサービスを含めた、自立支援につながる介護予防プラン作成のために、地域包括支援センター等のケアマネジャーのマネジメント力のレベルアップを図ります。

## ②一般介護予防事業

一般介護予防事業は、原則として全ての第 1 号被保険者の方及びその支援のための活動に関わる方が対象となります。元気な状態を維持するために、介護予防に取り組みたい方のニーズに応えるため、以下の事業への取り組みを進めます。

### ア) 介護予防把握事業

この事業は、閉じこもり等の何らかの支援を要する介護予防の必要性が高い高齢者を早期に把握し、介護予防事業につながるとともに、高齢者の生活状況を広く把握して、必要な支援につなぐことを目的としています。

地域包括支援センター等で地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、介護予防の必要性が高い高齢者を把握していきます。

### イ) 介護予防普及啓発事業

地域において自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、地域の高齢者が自主的に活動へ参加し、介護予防に向けた取り組みを実施するような地域社会の構築を目的として、それに資する知識の普及・啓発、活動の育成・支援を行っていきます。

## ◆健康長寿愛らんど事業

平成 25 年度（2013 年度）末に夢ウエル丸事業を終了し、平成 26 年度（2014 年度）から「健康長寿愛らんど事業」を開始しました。健康長寿愛らんど事業は、介護予防事業（笠岡市が社会福祉協議会に委託）と社会福祉協議会の地域福祉活動の「交流活動事業」の 2 つの事業を合わせた事業で、専門職（保健師等、理学療法士、社会福祉士）を月 2 回派遣し、介護予防事業を行うとともに、相談支援機能の向上を図っています。「交流活動事業」は各島の社会福祉協議会支部役員等による企画で実施しているところが大きな特徴です。

	実績値		見込値	目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
設置箇所数	10 箇所	10 箇所	10 箇所	10 箇所	10 箇所	10 箇所
開催回数	176 回	177 回	182 回	184 回	184 回	184 回
延利用者数	3,306 人	3,184 人	3,200 人	3,230 人	3,230 人	3,230 人

### 今後の方向性

社会福祉協議会，地域包括支援センター，医療機関，介護保険事業所等と連携して，島しょ部における地域包括ケアシステムの確立を推進していきます。

#### ◆生きがい活動支援通所事業（生きがい対応デイサービス）

閉じこもりがちな高齢者に対し，日常生活動作訓練などのサービスを提供し，介護予防の立場からいきいきと暮らせるようにするため，生きがい対応型デイサービスを老人福祉センターで週に 3 回実施しています。

また，高島においては平成 23 年（2011 年）2 月より通所介護事業所において同様のサービスを実施しています。

	実績値		見込値	目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
登録者数	65 人	55 人	58 人	61 人	64 人	67 人
年間実施回数	121 回	122 回	122 回	122 回	122 回	122 回
年間利用延人数	1,255 人	1,124 人	1,130 人	1,140 人	1,150 人	1,160 人
1 回当たりの平均利用者数	10.4 人	9.2 人	9.3 人	9.3 人	9.4 人	9.5 人

### 今後の方向性

介護予防・閉じこもり予防を目的に事業を継続します。

#### ◆介護ポイント事業

65歳以上の高齢者を対象に、市が実施するボランティア養成講座を受講・登録していることを条件に、市内の介護保険サービス事業所や障がい福祉サービス事業所等で、介護支援ボランティア活動を行った実績に応じてポイントを交付する「介護ポイント事業」を実施することにより、社会参加・地域貢献とともに、健康増進・介護予防につなげていきます。

	目標値		
	2018年度	2019年度	2020年度
介護ポイント事業への参加者数	33人	70人	100人

#### ウ) 地域介護予防活動支援事業

年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、市町村が介護予防に資することと判断する住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援することを目的とする事業です。

#### ◆いきいき百歳体操

笠岡市では、平成23年度(2011年度)から地域で自主的に「いきいき百歳体操」に取り組んでいる住民の方々を支援しています。「いきいき百歳体操」は、筋力や仲間づくりの体操で、地域の仲間とともに行う自主活動です。5人以上・週1回活動を行うグループには、おもりの貸出の支援等も行っています。

平成29年(2017年)10月現在実施箇所数は65箇所となっています。

	実績値		見込値	目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	2018年度	2019年度	2020年度
実施箇所数	65箇所	62箇所	65箇所	70箇所	74箇所	77箇所
年間参加者数	4,322人	3,770人	4,000人	4,300人	4,500人	4,700人

#### 今後の方向性

年間1回「いきいき百歳体操」の交流会を開催し、取り組む地区や個人の表彰を行うなど、住民の方々の取り組みを支援し普及啓発に努めていきます。



## 第2節 在宅医療と介護連携の推進

高齢者は加齢に伴い、慢性疾患による受療が多い、複数の疾病にかかりやすい、要介護の発生率が高い、認知症の発生率が高い等の特徴を有していて、医療と介護の両方を必要とする事例が多くなっています。

このような状況を受け、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の医療・介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行うことが求められています。

このため、医療・介護の関係団体が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、都道府県や保健所の支援の下、市区町村が中心となって、地域の郡市区医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係団体の連携体制を構築することが重要です。

笠岡市では、岡山県が実施する「岡山県在宅医療連携拠点事業」（平成25年度（2013年度）～平成27年度（2015年度））を実施して、お互いの顔の見える関係構築に努めてきました。

また、平成26年（2014年）の介護保険法改正により、市区町村が実施する地域支援事業の包括的支援事業における在宅医療・介護連携推進事業として位置づけられ、全国的に取り組むこととなりました。

### （1）在宅への流れの構築

#### ①医療介護連携会議の開催

笠岡市では、在宅医療と介護の連携をより深めるため、笠岡医師会、笠岡・小田歯科医師会、岡山県薬剤師会笠岡支部等医療関係機関と岡山県介護支援専門員協会笠岡支部、市内訪問系サービス・通所系サービス・居住系サービス・施設サービス等介護関係機関の代表者がメンバーとなる「医療・介護連携会議」を開催しています。

#### 今後の方向性

平成29年（2017年）4月に設置した地域包括ケア推進室が事務局となり、各種専門職からの意見をいただき、地域課題の発見・連携ネットワークの構築を行います。

## ②多職種連携強化・資質向上研修の開催

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる体制を構築するためには、直接携わる専門職の連携強化と資質向上は必要不可欠となります。

### 今後の方向性

その体制構築を目指して、計画的な研修を実施していきます。

## ③在宅療養に関する市民への普及啓発

国が掲げる 2018 年度介護報酬改定に向けた基本的な視点として、地域包括ケアシステムの推進の一つとして「本人の希望する場所での、その状態に応じた医療・介護と看取りの実施」があります。

### 今後の方向性

市民自らが在宅療養や在宅介護等についての知識を深め、地域全体で在宅医療と介護の連携を進めていけるよう、市民への普及啓発に努めます。

## (2) ロボット技術・ICTの活用促進

### ①介護ロボット等を活用した事業所への運営支援

介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業により、市内の3事業所が平成 28 年度（2016 年度）に介護ロボットを導入しています。

### 今後の方向性

今後とも、介護従事者の負担軽減に積極的に取り組み事業所に対しては、介護ロボット等導入支援事業特例交付金の活用により運営を支援していきます。

## ② ICTの活用

高齢者は加齢に伴い複数の疾病に罹ることが多くあります。その際、自分自身の疾患に応じて医療機関を受診しています。このため、検査結果や診察記録などはそれぞれの病院で保管されており、他の医療機関では利用できません。

「晴れやかネット」は、高齢者ご本人の同意のもと、各医療機関に保管されている医療情報を高度に暗号化して、インターネットで結び相互に共有することにより診療に役立てるための仕組みです。

また、「ケアキャビネット」は、医療・介護の関係者が患者の療養情報が記載されている連携シートなどを用い、迅速かつ的確に患者の情報を共有する拡張機能として構築されました。

井笠地域では「むすびの輪」として、ケアキャビネットの活用を進めていますが、まだまだ一部事業所の活用にとどまっています。

### 今後の方向性

在宅医療と介護の連携強化には、このシステムの活用促進が必要不可欠です。今後とも、医療・介護の関係機関への導入促進を働きかけます。

## (3) インターネットによる地域包括ケア資源マップの作成

広島県東部と岡山県西部の自治体（6市2町の自治体）で構成する備後圏域連携市町では、平成27年度（2015年度）から在宅医療・介護連携事業に取り組んでいます。

在宅医療や介護に関心はあっても、在宅でどのような医療や介護を受けられるのか分からないという方や、在宅医療に関わる医療職や介護職の方が、地域の医療・介護・生活支援サービス資源についての情報把握、在宅医療・介護の連携推進などに役立てていただくため在宅医療施設、介護施設や生活支援事業所等の情報を掲載した備後圏域地域包括ケア資源マップを作成しました。

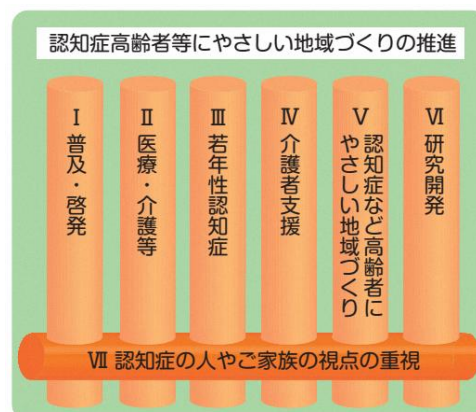
### 今後の方向性

必要な方に必要な最新の情報提供が出来るよう努めます。

### 第3節 認知症施策の推進

平成 27 年（2015 年）1 月に、厚生労働省が関係府省庁と共同で「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を策定しました。「認知症の人の意志が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現」を目指し、右記の 7 つの柱に添って施策を総合的に推進していくものです。

本市においても、新オレンジプランに基づき、関係機関・団体と協力しながら、認知症施策の推進に取り組んでいます。



#### （1）認知症に対する正しい理解・早期発見・適切な支援体制の確立

##### ①認知症サポーター養成講座・認知症キャラバン・メイトの養成

“認知症を理解し、温かく見守り支援する認知症サポーターを増やし、認知症になっても安心して暮らせるまちづくり”を目指して、平成 21 年度（2009 年度）から認知症サポーターの養成を行っています。主に市内の職場・小中学生・地域ボランティア等が受講されており、これまでに 131 回実施し、4,335 人が受講しています。（平成 29 年（2017 年）9 月末時点）

「認知症サポーター養成講座」を受講した方を「認知症サポーター」と呼び、「認知症サポーター養成講座」の講師を「認知症キャラバン・メイト」と呼びます。

「認知症キャラバン・メイト」は養成研修を受講後に活動をしており、80 名が 9 班に分かれて活動しており、メンバーは介護保険事業所・地域包括支援センター・社会福祉協議会・市役所の職員やボランティア等となっています。市内の介護保険事業所等へ養成研修の受講希望者を募り、例年 5 人前後が受講し活動しています。

講座参加者へのアンケート結果では、“認知症に関する講習会を初めて受講した方”が半数以上を占めており、「認知症について自分が思っていた以上に知らなかったと気付いた」「相手の立場に立つと言う意味をもう一度考えていきたい」等の意見がありました。

	実績値		見込値	目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
認知症サポーター養成数	3,290 人	4,000 人	4,600 人	4,900 人	5,200 人	5,500 人
認知症キャラバン・メイト養成数	70 人	80 人	85 人	90 人	95 人	100 人

## 今後の方向性

認知症に関する情報をメディアで得られる機会は増えてきましたが、偏見はまだあり、認知症の本人・家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、周囲の人々の正しい理解や見守りの目が重要となることから、毎年少なくとも300人には認知症サポーター養成講座を実施し、2025年には6,500人達成を目指します。

申し込みを待つだけでなく、市内の小中学生や高齢者と関わる機会のある職場等に受講してもらえよう、講座自体の普及啓発を継続的に取り組むことで、認知症を正しく理解し見守る人が増え、認知症の方やその家族が安心して暮らせる地域づくりにつながります。

また、県が実施する「認知症キャラバン・メイト養成研修」の受講希望者を市内の介護保険事業所等へ募り、毎年約5人ずつ新規メイトとしての活動参加を促します。

### ②認知症キャラバン・メイト フォローアップ研修

よりよい「認知症サポーター養成講座」実施に向けて、「認知症キャラバン・メイト」全員を対象にした「フォローアップ研修」を毎年1回実施しています。

メイト同士が交流を深め、協力し合って講座を実施していく気持ちが維持できるよう、認知症に関する研修とグループワーク等を行っています。

認知症の正しい理解を深めるためには、認知症の症状について知るだけでなく、“認知症の本人や介護者の気持ち”を自分事として捉え、接し方について地域住民が認識を深めることが重要です。

## 今後の方向性

引き続き、年1回研修会を実施し、より分かりやすい講座の実施を検討していくとともに、よりよい「認知症サポーター養成講座」の実施へつなげていきます。

### ③認知症リーダー研修

「認知症キャラバン・メイト」のうちリーダー（15人）を対象に、認知症の普及啓発に関する内容の研修や検討を行う「認知症リーダー研修」を毎年1回実施しています。

これまでに、「認知症ケアパス」や「子ども向けの認知症サポーター養成講座」に関する内容に取り組んできました。

## 今後の方向性

引き続き、年1回実施し、認知症の普及啓発推進につながる内容の研修や検討を行っていきます。

#### ④出前講座

「認知症サポーター養成講座」以外にも、「まちづくり出前講座」で市民を対象に、認知症の普及啓発を行っています。

また、申し込みのあった市内の団体に対して、「認知症の本人と家族を支える取組」について紹介しています。

#### 今後の方向性

引き続き実施し、市民に対して認知症の普及・啓発を行います。

#### ⑤認知症ケアパス

「認知症ケアパス」とは、“認知症の容態に応じた適切なサービスの提供の流れをまとめたもの”のことで、各自治体で作成するように、地域支援事業（介護保険法）や認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に記載されています。

本市では、平成27年度（2015年度）より「認知症キャラバン・メイト」の「認知症ケアパス班」および地域包括支援センターや市の認知症担当者が集まり、ケアパス作成会議を開催し、平成29年（2017年）3月に「福祉のまち笠岡 認知症ガイドブック」が完成しました。完成後は関係機関（市内医療機関や介護保険事業所、地域包括支援センター、社会福祉協議会など）へ配布し、認知症の本人・家族からの相談時に活用しています。また、「テレビ広報笠岡」や「広報かさおか」「ホームページ」等を通じて、市民への普及啓発も行いました。

認知症の本人・家族は、どこに相談したらよいか、どんな支援を受けられるか知らない人が多く、「認知症の症状が出たら、すぐに施設に入れるべきだ」という意見もあり、“認知症があっても在宅生活を継続できる”というイメージが持てる情報提供が必要です。

#### 今後の方向性

毎年、「ケアパス班」メンバーで「福祉のまち笠岡 認知症ガイドブック」の内容の点検を行い、必要な情報の修正・追加、必要に応じて増刷し、認知症の本人・家族が、どのような暮らしをしていきたいか見通しを立てやすくなるものとして、相談時に活用していきます。また、相談があった対象者だけでなく、多くの市民に知ってもらえるよう、情報提供も行います。

## ⑥認知症地域支援推進員

「認知症地域支援推進員」を2018年度から全国の各自治体で配置するように、地域支援事業（介護保険法）や認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に明記されています。

本市では、「認知症介護研究・研修センター」が実施する「認知症地域支援推進員研修」を受講した9人が推進員として活動しています。

認知症の本人ができるだけ住み慣れた地域でその人らしい生活を続けられるように、平成29年（2017年）7月には、「地域密着拠点推進会議」メンバーと協働で、“地域の身近な相談場所”について市民を対象に普及啓発講演会を実施し、132人の参加がありました。

また、年2回の「認知症施策連携推進会議」に参加し、関係機関・団体とともに、認知症施策の協議検討を行っています。

年々、認知症に関する事業が増えてきており、事業をすること自体が目的となり全体像が見えにくくなりやすい傾向にあります。その結果、本人・家族が安心して暮らせる地域づくりにつながっているのか全体を見通して調整する“つなぎ役”が必要となります。

### 今後の方向性

認知症地域支援推進員が“つなぎ役”となり、認知症の取り組みの全体像を確認しながら、事業や関係機関との連携を図ります。

## ⑦認知症初期集中支援推進事業

「認知症初期集中支援推進事業」を2018年度から全国の各自治体で実施するように、地域支援事業（介護保険法）や認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に明記されています。

本市では、専門医およびチーム員は専門の研修を受講し、平成29年（2017年）10月に1チーム（専門医1名・チーム員2名）で本事業をスタートしました。

対象者：40歳以上の在宅生活者で「認知症が疑われる方」または「認知症の方」のうち医療機関との連携が必要な方

目的：①医療と生活をつなぎ、自立生活を支援する

②認知症専門医との連携により、関わる職員のスキルアップを図る

認知症相談はこれまで通り地域包括支援センターが対応し、必要な対象者について、チームが集中的に関わっています。相談があった対象者の対応だけでなく、高齢者のご自宅を訪問する「実態把握」も行い、支援を必要としている方の早期発見に努めています。

また、「チーム員会議」を年4回実施し、対象者の支援の方向性等について検討しているほか、関係機関・団体が参加する「検討委員会」を年1回実施し、事業の稼働状況を確認、検討しています。

認知症の方の数は1,740人（介護保険の要介護・要支援認定者のうち認知症高齢者自立度Ⅱ以上）に達し、年齢とともに出現率は増加し、85～89歳では出現率35.4%で、3人に1人は認知症の症状がある現状です。（平成29年（2017年）4月1日時点）

認知症の症状が出ていても、医療や介護サービスを受けないままに悪化したり、受けていても認知症の行動・心理症状（BPSD）が顕著となり、生活に苦慮している場合があります。認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりが必要とされています。

#### 今後の方向性

実態把握等で対象者の早期発見に努め、医療と生活をつなぎ、自立生活を支援していきます。また、本事業を行うなかで、対象者の置かれている背景や課題等の傾向を明確にし、よりよい支援につながる検討を行っていきます。

#### ⑧地域密着型拠点推進会議

認知症介護の地域の身近な相談場所になることを目指し、平成24年度（2012年度）から市内にある「地域密着型事業所」の職員18名前後が年に1～3回集まり、勉強会や協議検討を行っています。

また、平成29年（2017年）7月には、認知症地域支援推進員と協働で、“地域の身近な相談場所”について市民を対象に普及啓発講演会開催しました。

地域密着型事業所についてまだ知らない市民が多く、知っていても事業所が関わる機会が少なく、“地域の身近な相談場所”であることの認識がある市民は少ない現状です。

#### 今後の方向性

地域密着型事業所が地域の身近な相談場所であることを市民に普及啓発する活動を実施し、相談に適宜対応していきます。



## (2) 認知症の人と家族への支援

### ①若年性認知症施策の強化

若年性認知症は初期症状が分かりにくく、うつ病等の他の病気と間違われやすいため、発症から受診・診断までに時間がかかりやすい等高齢者の認知症とは異なる特性があります。

若年性認知症の本人・家族が、地域で安心して暮らしていけることを目的に、平成27年度(2015年度)から「認知症キャラバン・メイト」の「若年性認知症班会議」を行い、若年性認知症の事例検討を行いました。必要な支援について考え、それをもとに職員向けチラシを作成し、市内の医療機関や居宅介護支援事業所等へ配布しています。

#### 今後の方向性

相談先を知らない方も多く、それが孤立化・症状悪化につながることもあります。関係機関の職員や地域住民が、若年性認知症についての認識を深め、本人・家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、支援体制の検討を行っていきます。必要に応じて岡山県設置の「おかやま若年性認知症支援センター」と相談・連携を図ります。

### ②認知症施策連携推進会議

認知症のご本人やご家族が、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりの推進を目的に年2回「認知症施策連携推進会議」を実施し、認知症施策の進捗状況の確認及び認知症施策推進に関する内容の協議検討を行っています。

6期計画策定時と比べ、行政や関係機関・団体が取り組んでいる認知症施策は増加しているため、取り組み状況や成果・課題を共有し、連携を取りながら、それぞれの強みを生かした取り組みを推進していくことが求められます。また、支援者側の視点に偏らず、認知症の人やその家族の視点を重視した取り組みを推進する必要があります。

委員は、市内で認知症関連の取り組みを実施している機関・団体の方が担っています。

委員：認知症地域支援推進員・笠岡医師会・認知症疾患医療センター  
介護支援専門員協会・認知症の人と家族の会・笠岡市介護者の会  
笠岡市認知症介護ボランティアの会・社会福祉協議会支部  
事務局：地域包括ケア推進室・地域包括支援センター・長寿支援課

#### 今後の方向性

「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」の方向性を参考に、今後も年2回の会議開催を継続し、市の認知症施策の進捗状況の検討や、認知症施策を推進する取り組みについて、認知症の人やその家族の視点を重視した協議検討を行っていきます。

### ③認知症介護研修センター事業

#### ア) 介護実務者研修事業

市内の介護施設等で介護職務にあたる職員を対象に、介護技術の向上を目的とした研修を実施しています。

#### 今後の方向性

認知症の分野において多くの実績のある、きのこ老人保健施設に事業を委託しており、引き続き、連携しながら事業を強化していきます。

#### イ) 市民介護教室

老人クラブ等の各種団体や住民組織等に、認知症の正しい理解や介護方法などの普及啓発を目的とした介護教室を開催します。

#### 今後の方向性

広報を通じた告知や窓口での案内など、活動をより知っていただけるよう、周知に努めます。

#### ウ) 専門相談員養成事業

施設職員を対象に、地域密着拠点推進会議を定期的で開催し、サービス事業者間での顔の見える形で意見交換することで、事業者間の連携強化を図ります。

#### 今後の方向性

専門家である医師を講師に招き、医学的な観点から助言を受けるなど、地域の拠点として、認知症介護について身近な相談を受けることができるよう、施設職員の資質向上に努めます。

#### エ) 認知症介護相談センター事業

認知症高齢者の家族を支援するため、月に1度、認知症介護者の集いとして実際に認知症の人を介護している家族が集まり話し合い、いろいろな体験談や知識を通して、介護に意欲ややりがいを持てるよう互助活動を行っています。

#### 今後の方向性

認知症高齢者の介護者の相談窓口として実施していきます。

#### オ) 若年性認知症イノベーションフォーラム in 笠岡

若年性認知症の当事者だけのグループワーク等の中で、当事者の生の声を直接聞くことにより、若年性認知症に関する正しい知識の普及啓発につながるとともに、参加者一人ひとりが自分に何ができるかを考える取り組みを行っています。

#### 今後の方向性

認知症介護研修センター事業は、社会福祉法人新生寿会に運営を委託しており、引き続き、連携しながら取り組みを強化していきます。

#### ④認知症カフェ

平成 29 年（2017 年）12 月末現在、笠岡市内で定期的に行われている認知症カフェは、3箇所となっています。認知症カフェは自主的な運営で行われており、当事者の方や家族の方の交流の場となっています。

### (3) 認知症高齢者等の見守り体制の充実

#### ①認知症ひとり歩き SOS ネットワーク事業

認知症高齢者が行方不明になった時に、情報配信を通じて早期発見に役立つ取り組みとして、平成 25 年度（2013 年度）から実施しています。ご家族が事前に市役所に事前登録用紙を提出しておき、実際に行方不明になった時に、「緊急情報メール」や「笠岡放送」を通じて市民や関係機関に目撃情報の提供を呼びかけています。

また、一連の流れの模擬体験等を行う「認知症ひとり歩き SOS ネットワーク体験」を実施することで、本事業の理解と普及啓発を行っています。

平成 29 年（2017 年）12 月末時点で、事前登録者は 64 人、行方不明者情報配信は 4 回、ネットワーク体験は 7 回実施し、423 人が参加しています。登録者数は年々増加傾向にあり、過去の行方不明歴はなくても、もしもの時のために登録しておくご家族が増えています。

#### 今後の方向性

物忘れ等の認知症の症状が出ていても、身体機能はよく、自転車や公共交通機関などを利用して外出できる方も多く、周囲の判断により認知症の方が外出しにくくならないよう、地域全体で見守る目を持ち続けて行く必要があります。

高齢化に伴い、認知症高齢者数も増加することから、事前登録者数の増加も予測されます。今後も関係機関（笠岡警察署・笠岡消防署・居宅介護支援事業所等）と共有・連携を図りながら、事業の普及啓発を行います。また、ひとり歩きのある認知症高齢者の本人・家族を取り巻く現状や課題を把握しながら、事業内容を点検し、よりよい事業の実施につなげていきます。

## 第4節 地域包括支援センターの機能強化

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳ある自分らしい生活を送ることができるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないよう介護予防に努めるとともに、心身の状態に応じた介護サービスや医療サービス等様々なサービスを高齢者の状態の変化に応じ切れ目なく提供することが必要です。

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムを推進する中核機関として、高齢者に係る様々な支援を包括的・継続的に行うことが求められています。

本市では、笠岡市社会福祉協議会に業務委託し、1箇所設置しています。

第7期計画策定にあたり、新たに日常生活圏域を変更したことを受け、今後は日常生活圏域を基本とした地域包括支援センターの配置について検討していきます。

### (1) 地域包括支援センターの適正な運営

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口としての役割のほか、権利擁護、介護予防のケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント支援等の多様な業務を担っています。現状の課題や今後求められる役割等を勘案しながら、複合的に機能強化を図ります。

#### ① 総合相談支援事業

保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士の3職種で構成するチームを形成し、地域ごとの支援体制で対応しています。

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう、総合相談や実態把握を通して、介護予防の視点から課題の早期発見、早期対応に努めていきます。

	実績値		見込値	目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
総合相談(延べ)	2,896 件	3,177 件	3,640 件	3,700 件	3,800 件	3,900 件
実態把握(延べ)	565 件	629 件	660 件	700 件	710 件	730 件

#### 今後の方向性

地域包括支援センターに、様々な立場で行われている高齢者の実態把握や見守りに関する情報が集まり、全体像を把握できる体制づくりが必要となります。

介護保険サービスだけでなく、適切なサービス機関等と連携して、必要な制度、サービスにつなげていくとともに、研修会等を通して、相談内容の分析や対応手法等について学び、資質向上と意識の統一を図っていきます。

## ②権利擁護事業

「独居等の認知症高齢者等で世帯内に適切な意思決定をすることができる人がいない」  
「高齢者虐待等の権利侵害が疑われる」等の困難な状況にある高齢者が、自らの権利を理解し行使するための支援を行っています。

成年後見制度の利用等、権利擁護に関する相談を受け、専門的支援として申立事務や後見人による支援が必要なケースについては権利擁護センターと連携して対応しています。

	実績値		見込値	目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	2018年度	2019年度	2020年度
高齢者虐待対応件数 (年度末実数)	29件	38件	24件	30件	35件	40件
成年後見制度に関する 相談・対応(延べ件数)	20件	43件	32件	30件	35件	40件

### 今後の方向性

高齢者虐待の件数は年々微増傾向にあります。今後高齢化率が上昇していく中で、権利擁護事業に係る相談件数も増加することが予想され、権利擁護センターを含め、事業所・関係団体と一層の連携強化を図っていきます。

## ③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実践することができるように、主任介護支援専門員を中心とした相談や支援を実施しています。

	実績値		見込値	目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	2018年度	2019年度	2020年度
介護支援専門員に対する 個別相談・支援(延べ)	871回	569回	666回	700回	750回	800回
介護支援専門員 に対する研修会	5件	2件	1件	2件	2件	2件

### 今後の方向性

地域の基盤を整えるとともに、介護支援専門員研修会、相談員会議を継続して実施します。

#### ④適正な人員体制の確保

地域包括支援センターの運営にあたっては、高齢化の進展、要支援・要介護認定者の増加、相談件数の増加、困難事例及び休日夜間の対応状況を勘案し、笠岡市地域包括支援センターの職員等の基準を定める条例に基づき、適切な人員体制を確保します。

また、保健師(又は地域保健等に関する経験のある看護師)、社会福祉士、主任介護支援専門員について、資格要件だけでなく、在宅高齢者等への支援に関する経験等、多様な業務に対応可能な知識と能力を有する者の配置に努めます。

#### ⑤市との役割分担及び連携の強化

地域包括支援センターの業務は、公平・中立な立場で、市の施策と一体的に進めることが求められます。委託元である市としては、地域包括支援センターの運営に関与し、委託先である笠岡市社会福祉協議会と協働して適正な運営を行います。

#### ⑥地域包括支援センター運営方針の明確化

市は、介護保険法の規定に基づき、設置運営の目的や運営上の基本的な考え方及び理念、業務推進の方針等を「地域包括支援センター運営方針」に示し、効率的で効果的な事業実施を推進します。

#### ⑦継続的な評価

地域包括支援センターの事業については、今までも地域包括支援センター運営協議会で、自己評価結果が報告されていましたが、この度の介護保険法の改正により、市による評価が義務づけられました。その評価指標は、今後国が定める予定となっています。

これらの評価の実施により、地域包括支援センターの業務の実施状況を把握し、地域包括支援センター運営協議会において、運営方針の見直し等を検討します。

## 第6章 自分に合う環境で安心して暮らせるために

### 第1節 住まい方の支援・施設等の充実

地域包括ケアシステムの構築を進めるためには、自分に合う環境で高齢者が安心して暮らすことができる「住まい」の確保が非常に重要となります。

高齢者一人世帯や高齢者夫婦世帯が増えていく中で、収入事情や社会的孤立等の課題を抱え、地域での生活を継続することが困難な高齢者の増加が懸念されます。

そうした状況から、高齢者のニーズの応じた多様な住まい方の支援が必要となります。

高齢者生活アンケートでは、転倒リスクのある方が、全体の35.7%となっており、加齢とともにその割合は高くなっています。自宅のバリアフリー化等により、高齢者が安心して暮らせる環境を作ることが求められています。

また、同アンケートで、介護が必要になった場合の療養生活の希望についての項目では、「自宅で介護サービスを利用しながら生活するが、重度になったら施設を希望する」が54.2%と非常に高く、「自宅で介護サービスを利用しながら生活するが、重度になっても在宅生活を望む」が14.0%であることから、本市の高齢者については、重度になった場合の施設志向が高いことがうかがえます。

#### (1) 多様な住まい方の支援

##### ① サービス付高齢者住宅

平成23年度(2011年)の高齢者の居住の確保に関する法律の一部改正により定められた登録制度で、今後も需要が見込まれています。

本市では平成26年度(2014年度)に50部屋開設され、2018年9月に70部屋(うち40部屋は特定施設)のサービス付高齢者向け住宅が整備されます。

サービス付高齢者向け住宅は、日中に介護の専門スタッフが常駐し、見守りと生活相談ができる住宅で、住所地特例施設となります。

#### 今後の方向性

2018年度に整備されるサービス付高齢者向け住宅のうち、40部屋は特定施設サービス計画に基づき、介護保険サービスを提供することができる特定施設となっています。サービス付高齢者住宅の需要は高く、安心して暮らせる住まいの確保に努めます。

## ②高齢者共同生活住居

平成 27 年度（2015 年度）に旧北木小学校再生事業の一環で、島しょ部で日々の暮らしが不安な高齢者が住み替えて共同生活をするにより生活の質を高め、保健及び福祉の向上を図るために、北木島に 6 部屋整備されました。日常生活動作が自立している高齢者が入居対象となっています。

### 今後の方向性

住み慣れた島しょ部で、継続して暮らしていくことができるよう、引き続き支援します。

## ③養護老人ホーム

養護老人ホームは、65 歳以上の低所得の方で、常時の介護は必要ではないが身体または精神の機能の低下が認められ、さらに、家族等による援助を受けることができず自宅での生活が困難な方を、必要に応じて入所させる施設で、本市には笠岡市・浅口市・里庄町の 2 市 1 町で構成される一部事務組合が運営する養護老人ホーム敬愛園（定員 60 人）があります。

	実績値		見込値	目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
本市の措置人数	36 人	38 人	40 人	42 人	44 人	46 人
うち敬愛園の措置人数	27 人	29 人	30 人	31 人	33 人	35 人

### 今後の方向性

今後、生活環境や経済的に理由のある独居高齢者が増加し、養護老人ホームの入居が必要な方が増えることが予想されます。

本市にある敬愛園を中心に、施設と連携を取りながら円滑な入所を進めるとともに、措置理由や経済状況の改善等、措置の必要性を定期的に確認し、必要に応じてケアハウス等の施設への住み替えなども検討していきます。



#### ④軽費老人ホーム（ケアハウス）

身体機能の低下や家庭環境、住宅事情等で独立した生活をするに不安のある人が、比較的 low 料金で利用できる施設で、食事や安否確認などのサービスが提供されます。

	実績値		見込値	目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
箇所数	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所
定員	190 人	190 人	190 人	190 人	190 人	190 人

#### 今後の方向性

市内の軽費老人ホームについては、充足していると考えていますので、現状維持とします。

### (2) 住宅改造等に対する助成等制度

#### ①高齢者住宅改造助成事業

要支援・要介護認定者で本人が市民税非課税の方を対象に、介護保険制度の住宅改修の上乗せ制度として、最大 50 万円を補助対象額として、その 3 分の 2 を助成しています。

	実績値		見込値	目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用件数	27 件	26 件	27 件	27 件	27 件	27 件

#### 今後の方向性

高齢者の持ち家率は約 90% で、在宅生活の継続のための住宅改修は必要であるため、引き続き高齢者住宅改造助成事業として継続していきます。

#### ②住宅改修

介護保険制度の住宅改修として、最大 20 万円を補助対象額として、その 90% を助成するものです。(実績見込等については、106 ページを参照ください。)

### ③住宅リフォーム助成金制度（担当課：都市計画課）

本市に住民登録を有する者で、納期の到来した市税、後期高齢者医療保険量及び介護保険料を完納している者を対象に、国・県・市の補助を受けていない住宅リフォーム工事について、最大 20 万円を助成する制度です。（その他詳細な要件があります。）

### （3）基盤整備

本市では介護保険施設については、他市に比較しても非常に多くの施設が整備されており、現状では広域型施設の整備の必要性はないと考えられます。今後は、より身近な地域での地域密着型サービスの整備に視点を移していくべきです。

さらに、最近では障がいのある方の高齢化・親なき後への対応も大きな問題となっており、今回の介護報酬改定により在宅サービスにおける地域共生型サービスが新たに創設されました。今後、「住まい」という視点から高齢者の尊厳を守り安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けた基盤整備を進めていくことが必要と考えます。

## 第2節 日常生活の支援

高齢者が安心して暮らせるためには、家庭内での緊急時の対応や安否確認等を行うことにより、不安感の解消を図るとともに、配食サービスの提供等により食生活の安定と改善を図ります。また、在宅で高齢者を介護する人への支援も行います。

### (1) 日常生活を支える高齢者福祉サービス

#### ①緊急通報体制整備事業（緊急通報装置、福祉電話貸与）

在宅のひとり暮らし高齢者などを対象に、緊急通報が消防署に入った場合、近所の登録した3名の協力員のもとに連絡が行き、対象者宅に協力員が駆けつける仕組みとして、装置を所得状況に応じて貸与または給付しています。

福祉電話については、電話等の連絡設備のない低所得者（市民税非課税世帯）で、かつ安否確認等を必要とする高齢者を対象に固定電話を貸与し、設置しています。

	実績値		見込値	目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
福祉電話保有台数	16 台	14 台	13 台	13 台	14 台	14 台
緊急通報装置設置 件数（/年）	16 件	14 件	15 件	17 件	19 件	21 件

#### 今後の方向性

装置のメンテナンスや誤報の対応、協力員の確保などの課題があり、新たな方法の採用などを検討する必要がありますが、ひとり暮らしなどで不安を抱える高齢者が住み慣れた場所で安心して過ごせるよう、今後も取り組んでいきます。

## ②日常生活用具給付事業

所得税非課税世帯の在宅の高齢者を対象に、手押車、眼鏡、杖の購入費の一部補助を行っています。それぞれ最高で5,000円、3,000円、1,000円を支給しています。手押車の需要が多く、高齢者の自立支援につながっています。

	実績値		見込値	目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	2018年度	2019年度	2020年度
手押車支給件数	17件	12件	15件	20件	20件	20件
眼鏡 支給件数	3件	1件	5件	5件	5件	5件
杖 支給件数	8件	2件	12件	10件	10件	10件

### 今後の方向性

地域包括支援センターなどと連携しながら、高齢者への適切な用具の給付に努めます。

## ③自立支援ヘルパー派遣事業

要支援・要介護認定が非該当で、所得税非課税世帯のひとり暮らし高齢者などを対象に、シルバー人材センターなどに委託し、ヘルパーを派遣することで、買い物などの軽易な日常生活上の支援を行っています。

	実績値		見込値	目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	2018年度	2019年度	2020年度
利用者(実人数)	8人	5人	4人	4人	5人	5人
利用時間	507時間	336時間	268時間	268時間	335時間	335時間

### 今後の方向性

在宅での自立した生活を長く継続できるよう、今後も支援をしていきます。

#### ④訪問理容サービス事業

理容所において理容を受けることが困難な要介護 4 または 5 の高齢者に対し、訪問理容を行い、費用を補助しています。

##### 今後の方向性

現在は利用実績がないため、事業の周知を図っていきます。

#### ⑤はり・きゅう・マッサージ施術利用券の支給（笠岡市福祉基金助成事業）

所得税非課税世帯の高齢者に対して、はり・きゅう・マッサージ施術利用券（年 24 枚）を支給します。市内の指定の施術所で利用できます。助成額は 1 回あたり 1,100 円です。

	実績値		見込値	目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
支給件数	219 件	194 件	176 件	180 件	195 件	220 件

##### 今後の方向性

地域福祉課との連携を強化し、事業の周知を図るとともに、対象施術所の増加に努めます。

## ⑥笠岡市ささえあい活動助成事業

市民が主体的に行う住民組織の地域福祉のささえあい活動に対し、予算の範囲内でささえあい活動助成事業を行っています。社会福祉協議会を中心に社会福祉協議会支部単位でふれあいいいききサロン、友愛訪問などを実施しています。

また、認定 NPO 法人ハーモニーネット未来が運営する会員制の互助活動「ふれあい・たすけ愛サービス事業」に対して、高齢者の柔軟な生活支援ニーズに対応するために助成を行っています。

		実績値		見込値	目標値		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
ふれあい サロン活動	設置 箇所数	136 箇所	144 箇所	146 箇所	148 箇所	150 箇所	152 箇所
	開催回数	1,022 回	802 回	810 回	820 回	830 回	840 回
	延 利用者数	18,412 人	19,726 人	20,500 人	30,000 人	30,500 人	31,000 人
友愛訪問 活動	実施回数	118 回	168 回	170 回	172 回	174 回	176 回
	延 訪問者数	13,941 人	13,731 人	13,800 人	13,850 人	13,900 人	13,950 人
福祉ネット ワークづくり活動	福祉 委員数	751 人	726 人	730 人	735 人	740 人	745 人
	福祉委員 設置支部数	20 箇所	20 箇所	20 箇所	20 箇所	20 箇所	20 箇所
	研修会 開催回数	66 回	33 回	40 回	45 回	50 回	55 回
その他 地域での ささえあい 活動	世代交流 等開催支 部数	20 箇所	20 箇所	20 箇所	20 箇所	20 箇所	20 箇所
	延 参加人数	4,018 人	12,366 人	12,400 人	12,450 人	12,500 人	12,550 人
ふれあい・ たすけ愛サ ービス事業	市内登録 会員数	254 人	258 人	262 人	266 人	270 人	274 人

### 今後の方向性

ひとり暮らし高齢者などが増加している中、相互に助け合うことで、住み慣れた場所で暮らしていけるよう、支援していきます。

### ⑦地域福祉サポーターの養成

平成 26 年度（2014 年度）から、地域福祉計画に基づき、地域での福祉課題を「ひろい」、さまざまなサービス活動に「つなげ」「ささえる」人材を養成するための講座を実施しています。

さまざまな活動事例を参考に、相談に関することや地域活動の調整・推進役としての役割や方法を学んでいくことを目的として開催しています。

	実績値		見込値	目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
受講者数	27 人	29 人	21 人	30 人	30 人	30 人

#### 今後の方向性

地域福祉サポーターは地域包括ケアシステムの中で、高齢者と地域をつなぐ重要な役割を担っています。今後も継続して養成を行い、1 人でも多くのサポーターが地域で活躍できるまちを目指します。

### ⑧高齢者給食サービス事業

地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と連携し、ケアプランに基づき、週 2 食までの補助と安否確認を行っています。

補助額は配食費用の半額で、1 食あたり 400 円を上限とし、対象者は所得税非課税世帯となっています。

	実績値		見込値	目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
延人数	639 人	681 人	695 人	710 人	725 人	740 人
延配食数	4,873 食	5,074 食	5,200 食	5,300 食	5,400 食	5,500 食

#### 今後の方向性

高齢者が低栄養状態に陥ることを予防し、自立した食生活ができるように支援していきます。

### ⑨家族介護慰労金支給助成事業

寝たきりの高齢者および認知症高齢者を在宅で介護している家族に対し、年額 50,000 円を支給しています。要介護 4 または 5 に認定された高齢者を 6 か月以上同居で介護している市内在住の所得税非課税世帯の方が対象となります。

	実績値		見込値	目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
支給人数	21 人	15 人	15 人	20 人	25 人	30 人

#### 今後の方向性

在宅介護者への慰労として、引き続き事業を実施し、周知を積極的に行っていくとともに民生委員などと協力し、対象者の把握に努めます。

### ⑩家族介護支援事業（家族介護者リフレッシュ事業）

寝たきり高齢者や認知症高齢者を在宅で介護している家族に対し、同じ経験や悩みを持つ者が集い、お互いに支え合うことで身体的、精神的にリフレッシュし、在宅介護が継続できることを目的に年に約 12 回の交流会を開催しています。

	実績値		見込値	目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
開催回数	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回
延参加人数	176 人	167 人	170 人	172 人	174 人	176 人

#### 今後の方向性

介護負担の大きい介護者でも参加でき、介護相談ができる場としての役割や介護技術に関する研修の実施を行っていきます。



### 第3節 虐待防止・権利擁護

高齢者の尊厳を守り、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるためには、虐待防止・権利擁護は必要不可欠なものです。

弁護士をはじめとした専門職・関係機関との連携を図り、高齢者虐待の早期発見・早期対応、擁護者を含めた支援体制を強化するとともに、成年後見制度の利用促進を図るなど、権利擁護が必要な高齢者への支援を、かさおか権利擁護センター等と連携して実施します。

#### (1) 高齢者虐待防止

##### ① 高齢者虐待防止支援チーム

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）により、立入調査など市の役割が明確となり、平成 19 年度（2007 年度）に市内の高齢者虐待事例に対して、安全確保と適切な措置や支援を行うために、「高齢者虐待防止支援チーム」を設置しています。

弁護士、社会福祉士、医療ケースワーカー、介護支援専門員、人権擁護委員等の専門職の 7 人で構成され、市の担当者（地域包括支援センター・老人保護措置担当）も含めて、年 4 回の定例会と随時の臨時会で事例の検討を行っています。毎回、活発な意見交換が行われ、被虐待者及び養護者に対する適切な支援が行われています。

#### 今後の方向性

新たな専門職の委員加入を検討し、更に迅速かつ適切な支援を図ります。

##### ② 高齢者虐待緊急一時保護事業

養護者からの虐待により本人の生命又は身体に危険が生じるおそれがあるため、高齢者の保護又は家族分離をする必要がある場合に、市が認める協力施設に高齢者の緊急一時保護を行い、施設の利用料についての一部免除を行っています。生活保護世帯については全額、市民税非課税世帯は半額免除となっています。

#### 今後の方向性

緊急保護が必要な際は、確実に高齢者保護できるよう事前に準備し、引き続き、協力施設と連携し、高齢者の安全確保に努めます。

## (2) 高齢者の権利擁護

### ①市民後見人の養成

権利擁護の推進には広く後見人の人材確保が重要となり、「市民後見人」の養成が必要となっています。本市では平成 23 年度（2011 年）から「市民後見推進事業」をかさおか権利擁護センターに委託して実施しており、平成 29 年度（2017 年度）現在、市民後見人養成課程を修了した 15 名がバンク登録をされ、うち受任者は 5 名となっています。

市民後見人を養成するためには、専門的な知識の学習だけでなく、実習など多くの時間を要し、実務に携わった後にも継続した支援が必要です。そのため 2 年間の養成期間を修了した後に面接及び「市民後見人バンク登録」を行い、社会福祉協議会の法人後見との複数後見で後見人業務を行う「笠岡方式」を推進しています。

#### 今後の方向性

国が成年後見制度の利用を促進する中で、市民後見人の活躍の場が更に増えることが予想されるため、市と権利擁護センターで調整・検討を重ね、市民後見人の養成に努めます。

### ②かさおか権利擁護センターとの連携

平成 23 年度（2011 年度）に笠岡市社会福祉協議会内に設置された「かさおか権利擁護センター」は、「権利擁護に関する相談窓口」「成年後見人等の申立て支援」「権利擁護センターによる法人後見の実施」「成年後見制度の普及・啓発」を行っています。

#### 今後の方向性

今後増加が予想される成年後見制度の利用について、権利擁護センターや地域包括支援センターが実施する権利擁護事業と連携して、相談・支援活動に努め、高齢者の安心・安全の確保に努めます。

### ③成年後見制度利用支援事業

成年後見制度とは、認知症等により判断能力が十分でない高齢者の財産管理や介護保険サービス契約等について、本人に代わって法的な権限のある成年後見人等が行い、本人を保護するための制度で、成年後見人等の選任については家庭裁判所へ申立てを行います。親族等による申立てが期待できない場合、必要に応じて市長が申立ての手続きを行っています。

本市では、後見人等の活動に対する報酬助成制度を平成 22 年度（2010 年度）から実施しており、平成 28 年度（2016 年度）までは市長申立てにより選任された後見人等に対してのみ助成対象としていましたが、平成 29 年度（2017 年度）からは拡大し、一定の条件下で親族等の申立てにより選任された後見人等に対しても助成対象としています。

	実績値		見込値	目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
助成金支給人数	6 人	6 人	12 人	15 人	18 人	20 人

#### 今後の方向性

成年後見制度の利用を促進し、必要な支援を積極的に行っていきます。

### ④成年後見制度利用促進基本計画の策定

平成 28 年（2016 年）4 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号）が公布されました。この法律の成立を受けて、市町村には国の基本計画を踏まえた「成年後見制度利用促進基本計画」が努力義務化されました。

また、同法律の中で、市町村には合議制の中核機関の設置も求められていることから、今後他市の状況も踏まえ、裁判所・三士会※・県と連携を図り計画策定について検討します。

※ここでの三士会とは、弁護士・司法書士・社会福祉士の法律に携わる 3 つの専門職による会のことをいいます。

## 第4節 島しょ部の介護・福祉の推進

島しょ部で暮らす高齢者については、年々減少しており平成 29 年（2017 年）10 月 1 日現在で、1,205 人（高齢化率 67.3%）となっています。

本市としては、住む場所に関係なく、高齢者が安心して暮らせるための環境づくりを進めていく必要があります。

そのためには、要支援・要介護状態になっても島しょ部で暮らせるための、介護・福祉サービスは必要不可欠となります。

また、高齢者生活アンケートでは、地域包括ケアシステムの中核機関であるべき、地域包括支援センターの認知度について、「知らない」と答えた割合を見ると、全市の 26.7% に対し島しょ部は 30.8%と低いことがわかります。

### （1）介護・福祉サービスの確保と事業所支援

#### ①介護・福祉サービスの拡大・支援

島しょ部では、民間介護サービス事業者の参入が得にくく、介護サービスが不足していますが、平成 20 年度（2008 年度）に基準該当サービスを導入したことにより、北木島大浦の事業所に加えて、平成 20 年度（2008 年度）に北木島豊浦、平成 21 年度（2009 年度）に白石島、平成 22 年度（2010 年度）に高島、平成 23 年度（2011 年度）に真鍋島に通所介護事業所（計 5 箇所）の参入を実現することができました。

また、飛島では平成 24 年度（2012 年度）にまちづくり協議会が主体となり、地域支えあい事業補助金を活用し、健康器具や送迎自動車を購入し、独自の介護予防の通所事業を開催しています。

居宅介護支援事業については平成 21 年度（2009 年度）、訪問介護については平成 23 年度（2011 年度）より社会福祉協議会が島しょ部の事業を開始し、地域包括支援センター等と連携して在宅支援を行っています。

#### 今後の方向性

平成 29 年度（2017 年度）より介護予防・日常生活支援総合事業が始まったことをうけ、島しょ部の実情を考慮しながら、NPO 法人かさおか島づくり海社との連携を図りながら事業を進めていきます。

## ②島しょ部介護サービス交通費補助金

島しょ部にある介護サービス事業所が陸地部から専門職等を確保するための交通費の補助、島しょ部にはないサービスを陸地部から提供するための交通費の補助として当該交通費の3分の2を補助しています。

	実績値		見込値	目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	2018年度	2019年度	2020年度
交通費補助金	3,988千円	3,906千円	4,000千円	4,000千円	4,000千円	4,000千円
事業所数	8事業所	8事業所	8事業所	8事業所	8事業所	8事業所

### 今後の方向性

島しょ部の介護サービスの確保のため、引き続き実施していきます。

## ③島しょ部の介護サービス事業補助

島しょ部で通所介護事業所を開設する場合の新築又は改修、現事業所の増改築及び修繕について、一事業所あたり300万円を限度に補助を行っています。(補助率2/3)

また、家賃補助について月額5万円を限度に補助を行っています。(補助率2/3)

### 今後の方向性

島しょ部の事業所支援として、引き続き実施していきます。

## ④地域での人材育成

高齢化が著しい島しょ部では、高齢者がお互いを支える支援体制や介護力の向上、陸地部からの支援も含めたマンパワーの確保が必要となっています。福祉だけでの課題ではないため、庁内の島しょ部関係部署等と連携した取り組みが必要と考えています。

### 今後の方向性

福祉では地域福祉サポーター養成講座等、社会福祉協議会と連携して、地域福祉の人材育成に努めます。

#### ⑤通院のための無料乗船券の支給（笠岡市福祉基金助成事業）

島しょ部にお住まいで定期的に通院される高齢者の方に、帰りの乗船代（高速船は対象外）が無料になる船券を年間 24 回分支給します。70 歳以上で、所得税非課税世帯の方が対象になります。

	実績値		見込値	目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
支給件数	525 件	373 件	343 件	360 件	380 件	400 件

#### 今後の方向性

現在、島しょ部在住の高齢者の 3 分の 1 の方に利用していただいておりますが、より多くの方が気軽に通院できるよう、船会社と協力して取り組みます。

### （2）島しょ部での地域包括支援センター機能の充実

#### ①地域包括支援センターの充実

島しょ部の総合相談・支援業務については、概ね 2 か月に 1 回の定期巡回訪問や、随時相談による訪問を行っており、平成 26 年度（2014 年度）からは健康長寿愛らんど事業として島しょ部 8 箇所に月 2 回訪問し、介護予防事業を実施しています。

また、介護予防事業を実施する中で高齢者の相談支援にも対応し、閉じこもり予防のため高齢者宅を戸別訪問する等の対応も行っています。

#### 今後の方向性

健康長寿愛らんど事業と連携し、介護事業所や医療機関とのネットワークをつくり、相談・支援機能を高めるとともに、地域ケア会議を開催し、島しょ部の課題やサービスを検討する協議の場を設置し、必要なサービスや事業を検討していきます。

## 第7章 安心してサービスを利用するために

### 第1節 介護保険サービスの適正な運営

保険給付費の増加や介護現場の人材不足等、介護保険制度を取り巻く環境が厳しさを増す中で、高齢者に安心して介護保険サービスを利用していただくため、サービスの水準と質の確保と向上が重要となる一方、介護保険料とのバランスいわゆる「給付と負担のバランス」を適正なものとする必要があります。

また、本市としても、介護人材の確保に努め、国の掲げる介護離職ゼロを目指すとともに、医療病床の慢性期機能から介護施設・在宅医療等への転換を含めた追加的需の受け皿整備についても適切に取り組みを進めます。

併せて、介護保険制度について、適正な運営を担保するとともに、持続可能な制度となるよう介護給付費適正化の取り組みも進めていきます。

#### (1) 介護保険サービスの質の確保と向上

##### ① 要介護認定の適正化

要介護認定調査及び審査を適正に行うために、変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容について、審査会前に点検を行っています。認定審査会の審査員は6か月ごとに合議体を入れ替え、原則毎回違う調査員となるようにし、認定調査に偏りがでないようにしています。

#### 今後の方向性

介護認定に偏りがでないように、各合議体委員の情報共有等に努め、要介護認定の適正化を図っています。

## ②ケアプランの点検

ケアマネジメントのプロセスが適切に行われているかどうか、提供されたサービスが利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止につながっているかどうかなど、ケアマネジメントの手順面と実質面を確認しています。

	実績値		見込値	目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
ケアプラン点検	34 件	52 件	5 件	30 件	50 件	80 件

### 今後の方向性

依然として不適切なサービスの提供等が見受けられるため、介護給付適正化システムでの縦覧点検を有効に活用し、不適切な請求等への過誤申請の要請やケアプランチェック等の強化を行います。

## ③住宅改修等の点検

介護保険制度の住宅改修は事前申請で、被保険者の身体状況にあった改修内容（補助対象）であるかを点検し、改修後は、申請どおりの改修がなされているかの完了確認と安全性の確認を行い給付の適正化を図っています。

	実績値		見込値	目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
住宅改修点検	271 件	285 件	300 件	310 件	320 件	330 件

### 今後の方向性

現状の事前申請時の確認・事後申請後の建築技師による確認を基本とし、介護給付費の適正化に努めます。



#### ④福祉用具の購入・貸与調査

	実績値		見込値	目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
福祉用具購入・貸与調査	277 件	297 件	310 件	330 件	350 件	370 件

#### 今後の方向性

軽度者レンタル等適正な基準での給付に努めます。

#### ⑤縦覧点検・医療情報との突合

国保連合会に委託して、請求内容の点検を行っています。

	実績値		見込値	目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
縦覧点検・医療情報との突合	15 件	43 件	48 件	50 件	60 件	70 件

#### 今後の方向性

引き続き、国保連合会と連携して適正な給付に努めます。

#### ⑥介護給付費通知

介護サービスの利用者に、介護保険制度への理解を深めるために、在宅及び施設サービスについて利用した介護サービス費用等の通知と高額介護サービスや高額介護合算、給付制限についてのお知らせを毎年度8月と2月に行っています。

	実績値		見込値	目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
介護給付費通知	6,569 件	6,749 件	6,825 件	6,910 件	6,980 件	7,050 件

#### 今後の方向性

利用者に対して、より適正な介護保険サービス利用につなげるために、引き続き実施していきます。

⑦事業所への指導・監督及び介護保険サービス事業所への指導の強化

地域密着型各サービス事業所の質的向上を目指し、事業所への実地指導や集団指導を行い、県指定のサービス事業所については、県と連携を図り、指導を行っています。また、施設内で虐待が発生した場合には、高齢者の安全を確保する等適切な対応を速やかに行っています。

平成 28 年度（2016 年度）から地域密着型通所介護の指導監査権限が移譲され、平成 29 年度（2017 年度）からは介護予防・日常生活支援総合事業が開始、さらに 2018 年度には居宅介護支援事業所の指導監査権限も移譲されることから、短期間に指導監査の対象となる事業所が急激に増加しており、これらの事業所への指導強化が求められています。

今後の方向性
地域密着型各サービス事業所や介護保険サービス事業所の質的向上を目指し、事業所への定期的な実地指導や適時の集団指導を行います。

⑧介護認定調査及び介護認定審査会の公平・公正な運営

ア) 介護認定調査

介護保険法に基づき、要介護認定を出された方に対し、公正・中立な立場で介護認定調査を行うため、介護支援専門員等の資格を持つ介護認定調査員が調査をしています。申請件数の増加に伴い、平成 26 年度（2014 年度）から 1 名増員して常勤 6 名体制で対応しています。

	実績値		見込値	目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
認定申請件数	4,291 件	4,482 件	4,673 件	2,400 件	4,900 件	2,600 件
内新規申請件数	853 件	907 件	961 件	910 件	920 件	930 件
認定者数 (4月時点)	3,424 人	3,502 人	3,562 人	3,606 人	3,614 人	3,633 人

今後の方向性
申請から 30 日以内の認定に努め、公平な調査が実施できるよう介護認定調査員の研修を行います。

## イ) 介護認定審査会

介護認定審査会は申請者が介護保険の給付を受けるのが適正かどうか、またその範囲を審査・判定する組織で、保険・医療・福祉分野の実務者で構成しています。介護認定審査員は医師が2名、歯科医師1名を含む6～7人で合議体を形成し、認定申請者数が増加したことに伴い、平成26年(2014年)5月から医師会及び介護支援専門員協会等の協力を得て5つの合議体で開催しています。

### 今後の方向性

今後の認定申請状況を見ながら、5つの合議体での実施を見守り、必要に応じた対応を検討していきます。

## ⑨介護相談員派遣事業

よりよいサービス提供につなげるために、2人1組での訪問を行い、利用者の不安や悩みを聞き、それを施設等のサービス事業者側に伝えることで、「サービスの質の向上」を図っています。

### 今後の方向性

事業効果を精査しながら、派遣先の見直しや訪問のローテーションを検討し、今後も継続して実施します。

## ⑩介護保険制度の普及啓発、情報提供、相談体制の充実

介護保険制度の普及啓発のため、パンフレット「笠岡市あんしん介護保険」等を作成するとともに、必要な情報についてはホームページで情報提供に努めています。また、介護保険制度に関する出前講座等あれば、積極的に出向き普及啓発に努めています。

また、介護保険の申請やサービス利用に関する相談・苦情等については、苦情処理機関に位置付けられている岡山県国民健康保険団体連合会との連携はもとより、まずは、長寿支援課と地域包括支援センターの双方が連携して対応しています。

### 今後の方向性

介護保険制度の普及啓発と介護保険サービスの適正な利用について、指定居宅介護支援事業所・地域包括支援センターと連携を図り、市民の理解をより深める取り組みを行います。

また、相談・苦情には丁寧・迅速かつ適切に対応することにより、介護保険サービスの質の向上に努めます。

#### ⑪介護保険料の収納確保及び保険給付の適正な執行

普通徴収に係る未納者の発生防止と解消を図るため、口座振替制度を推進するとともに、介護保険料未納による給付制限についても啓発しています。

##### 今後の方向性

未納者も少なくなく、介護サービス利用時に給付制限となるケースもあることから、引き続き介護保険料納付に関する啓発を年2回広報で行い、給付制限についても注意を促します。

#### (2) 介護人材の確保・定着

##### ①医療介護連携会議の活用

介護人材の確保・定着については、有効求人倍率が高い状況が続く中、雇用が売り手市場となっていることから、非常に厳しい現状があります。

##### 今後の方向性

本市としては、医療介護連携会議の構成メンバーである関係団体と連携を図り、様々な取り組みを進めていきます。また、高校・大学に対して市内の病院や事業所の情報発信を行い、人材確保に努めます。

##### ②介護ロボット等を活用した事業所への運営支援（再掲：第5章第2節）

## 第2節 介護保険サービスの基盤整備

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるために、第6期介護保険事業計画においては、陸地部に地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）の広域型からの転換20床、認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）9床、さらに特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）40床の整備を行ってきました。

特定施設入居者生活介護については、第6期介護保険事業計画の最終年度である平成29年度（2017年度）末での完成予定が、災害による工期の延期を余儀なくされた関係から、2018年8月サービス開始予定となっています。

こうした状況を踏まえ、第7期介護保険事業計画においても、基盤整備を行うこととします。なお、事業者選定においては、公募を行った上で外部委員を含めた審査委員会による審査の結果決定することとします。

### （1）在宅サービスの整備

在宅サービスについては、基本的に不足している認識はありませんが、国の方針として、医療からの転換分及び介護離職ゼロの観点から、在宅サービス利用量の増加を見込むこととします。

具体的には、要介護状態になっても、住み慣れた地域でいつまでも、自分らしく暮らせるために、訪問・通い・泊まりが一体となった小規模多機能型居宅介護の整備を実施します。

整備場所については、日常生活圏域のうち未整備地域を中心に、2018年度1事業所、2019年度1事業所の計2事業所（1事業所定員25名）を見込むこととします。

### （2）施設・居住系サービスの整備

様々な事情により、在宅生活が困難になった高齢者に、必要なサービスが提供できるよう、また、障がいのある方の高齢化・親なき後への対応も大きな問題となっており、今回の介護報酬改定により在宅サービスにおける地域共生型サービスが新たに創設されました。今後、「住まい」という視点から地域共生社会の実現に向けた基盤整備が必要と考えます。

しかし、現在の介護保険制度では、障がい者を優先的に受け入れる施設・居住系サービスは位置付けられていないことから、今後の地域共生社会の実現に向けた、国の方針が出された後、基盤整備について検討することとします。

日常生活圏域ごとの地域密着型施設・居住系サービスの年度別必要利用定員総数

(単位：床)

区 分	地 域 密 着 型 介 護 老 人 福 祉 施 設				認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護				地 域 密 着 型 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護			
	平成29年度	2018年度	2019年度	2020年度	平成29年度	2018年度	2019年度	2020年度	平成29年度	2018年度	2019年度	2020年度
東 地 区	20	20	20	20	45	45	45	45	0	0	0	0
中央地区	29	29	29	29	18	18	18	18	0	0	0	0
西 地 区	0	0	0	0	45	45	45	45	0	0	0	0
北 地 区	0	0	0	0	45	45	45	45	0	0	0	0
南 地 区 (鳥しよ部)	0	0	0	0	9	9	9	9	0	0	0	0
全 体	49	49	49	49	162	162	162	162	0	0	0	0

### 第3節 サービス別事業量の見込み

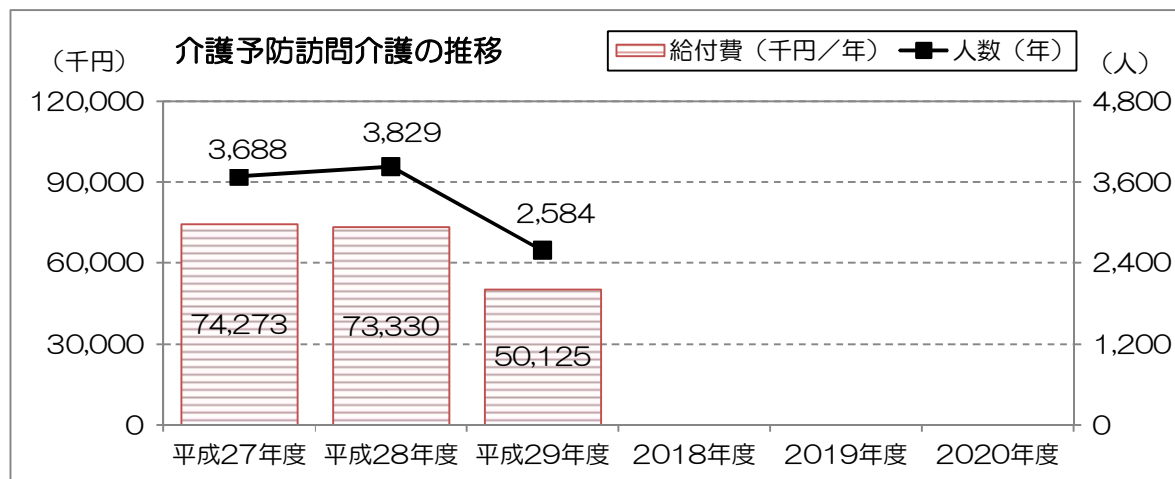
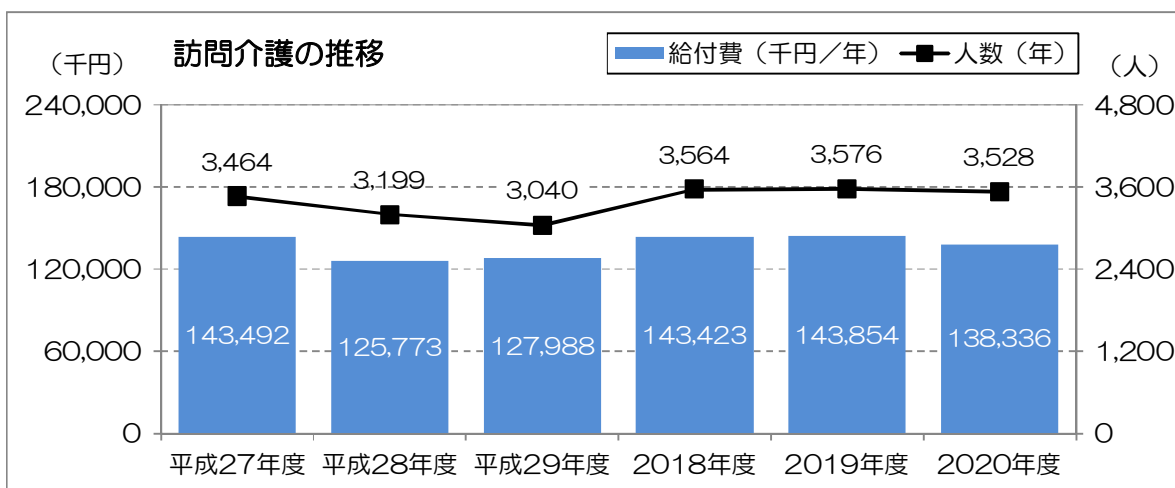
#### (1) 居宅サービス

##### ①訪問介護／介護予防訪問介護

ホームヘルパー（訪問介護員）が家庭を訪問し、食事、入浴、排せつなどの身体介助や炊事、掃除などの生活援助を行うサービスです。

介護予防訪問介護については、平成29年度（2017年度）から順次認定更新後、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しました。

	【介護】	第6期実績値			第7期見込値		
		2015年度	2016年度	2017年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度
訪問介護	給付費(千円)	143,492	125,773	127,988	143,423	143,854	138,336
	人数(人)	3,464	3,199	3,040	3,564	3,576	3,528
	【予防】	第6期実績値			第7期見込値		
		2015年度	2016年度	2017年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度
介護予防 訪問介護	給付費(千円)	74,273	73,330	50,125			
	人数(人)	3,688	3,829	2,584			



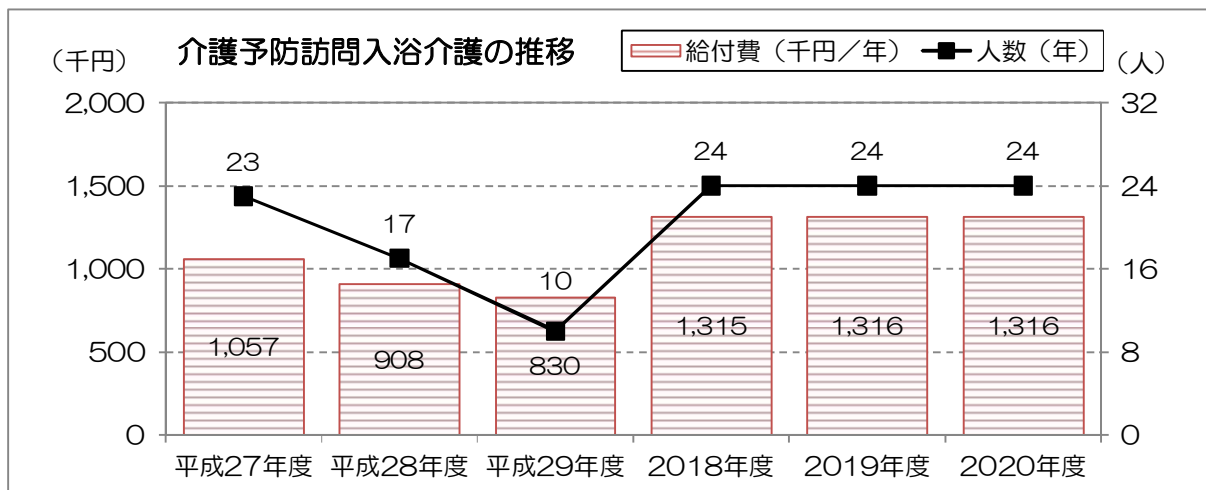
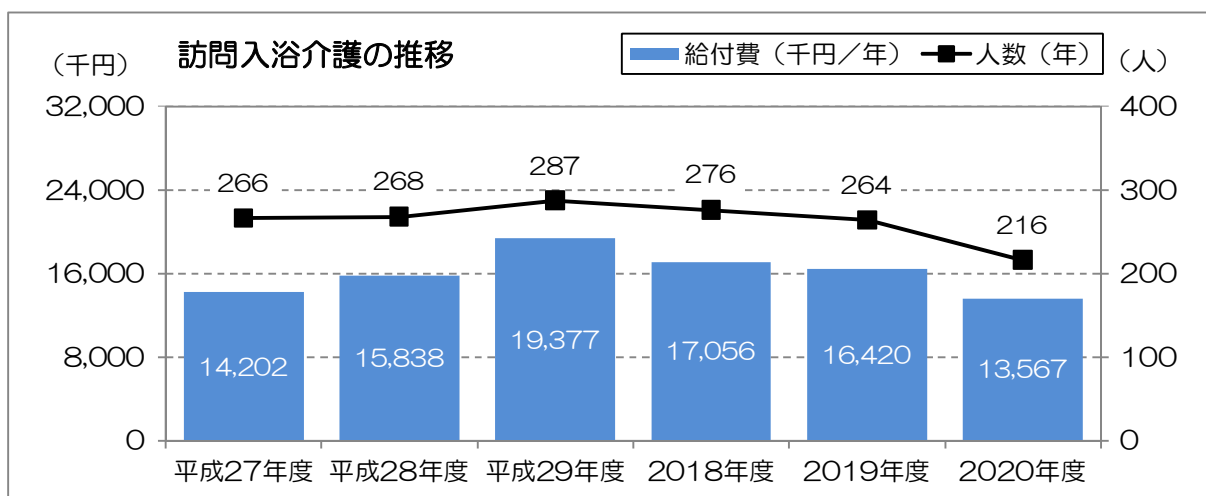
※出典：見える化システム将来推計総括表（平成29年度（2017年度）は事務局見込値）（以下同様）

②訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

簡易浴槽等を積んだ移動入浴車等により居宅を訪問し、入浴の介護を行うサービスです。

	【介護】	第6期実績値			第7期見込値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度
訪問入浴介護	給付費(千円)	14,202	15,838	19,377	17,056	16,420	13,567
	人数(人)	266	268	287	276	264	216

	【予防】	第6期実績値			第7期見込値			参考値
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度	
介護予防 訪問入浴介護	給付費(千円)	1,057	908	830	1,315	1,316	1,316	1,316
	人数(人)	23	17	10	24	24	24	24

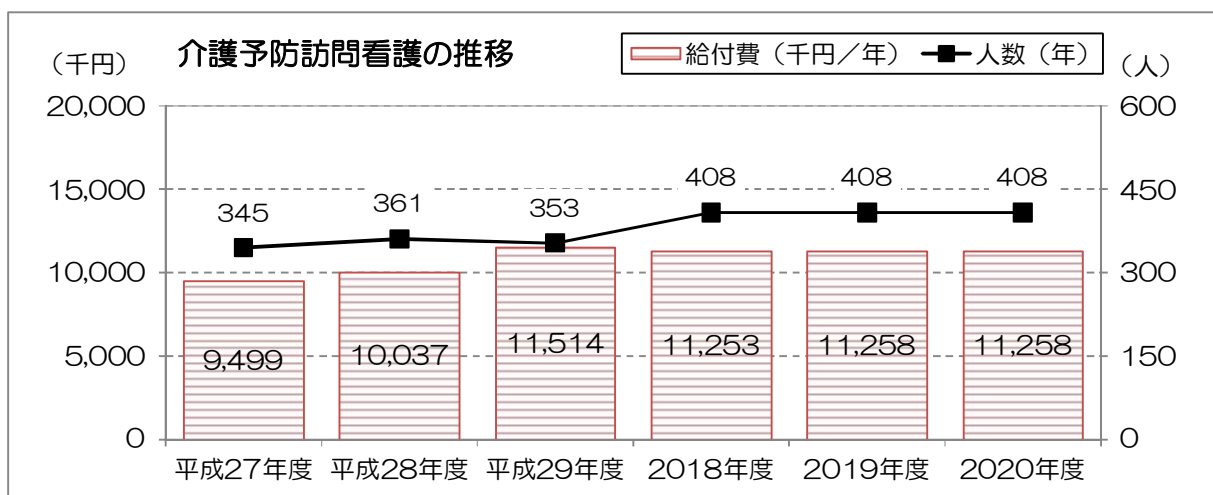
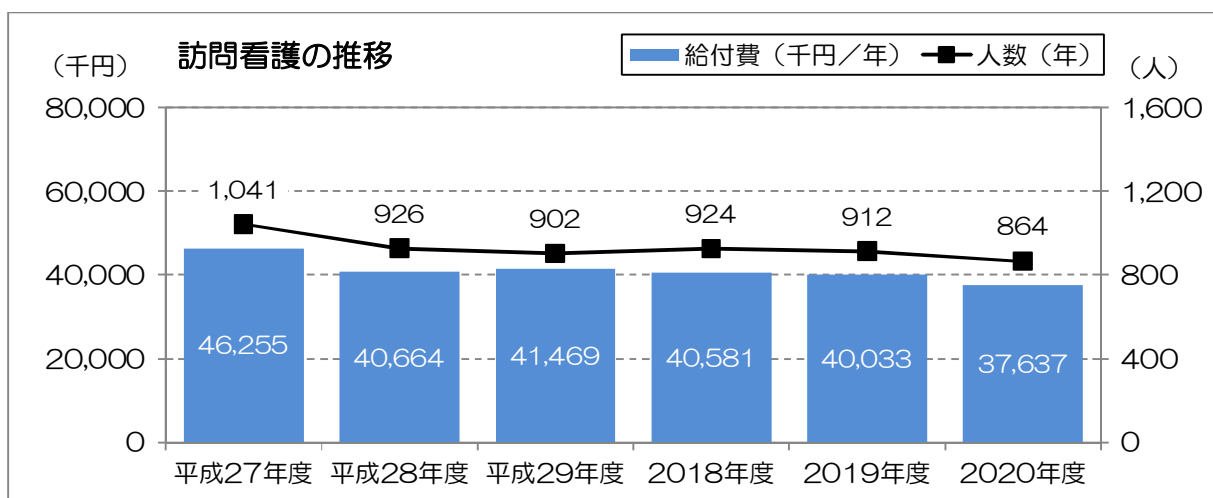




### ③訪問看護／介護予防訪問看護

病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

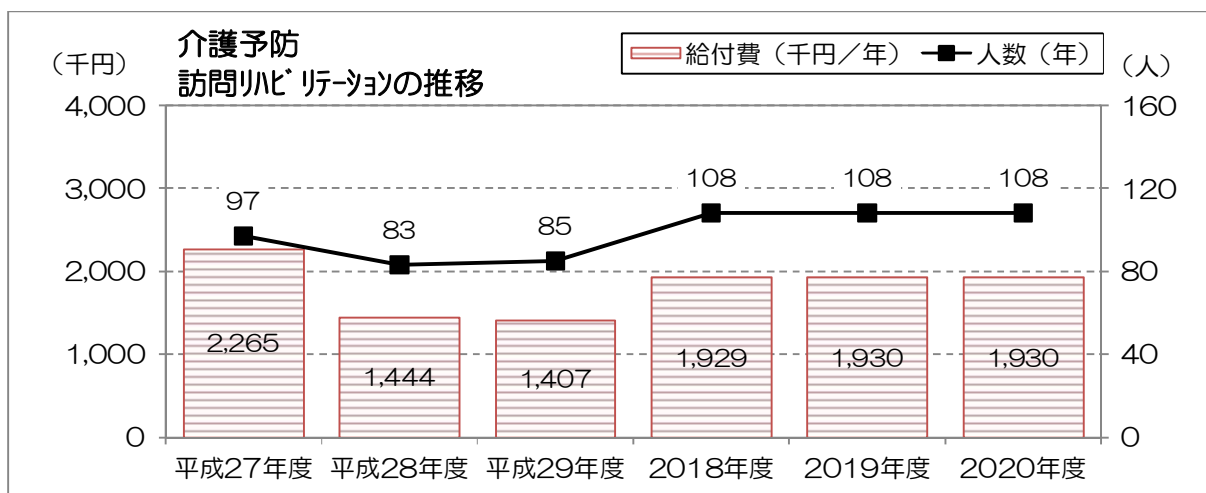
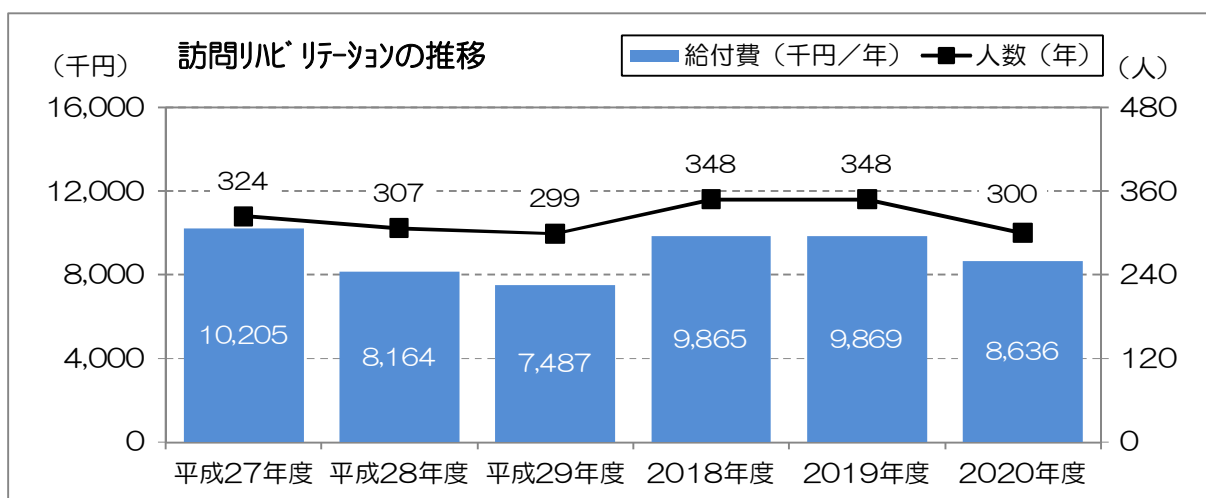
	【介護】	第6期実績値			第7期見込値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度
訪問看護	給付費(千円)	46,255	40,664	41,469	40,581	40,033	37,637
	人数(人)	1,041	926	902	924	912	864
	【予防】	第6期実績値			第7期見込値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度
介護予防 訪問看護	給付費(千円)	9,499	10,037	11,514	11,253	11,258	11,258
	人数(人)	345	361	353	408	408	408



#### ④訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士または作業療法士が居宅を訪問して心身の機能の維持回復を図るために必要なリハビリテーションを行うサービスです。

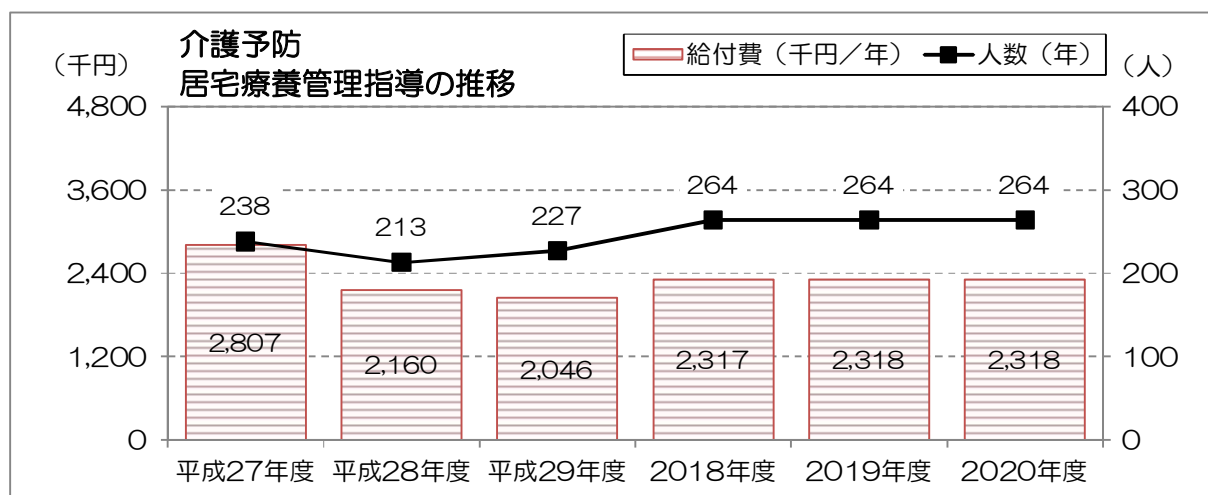
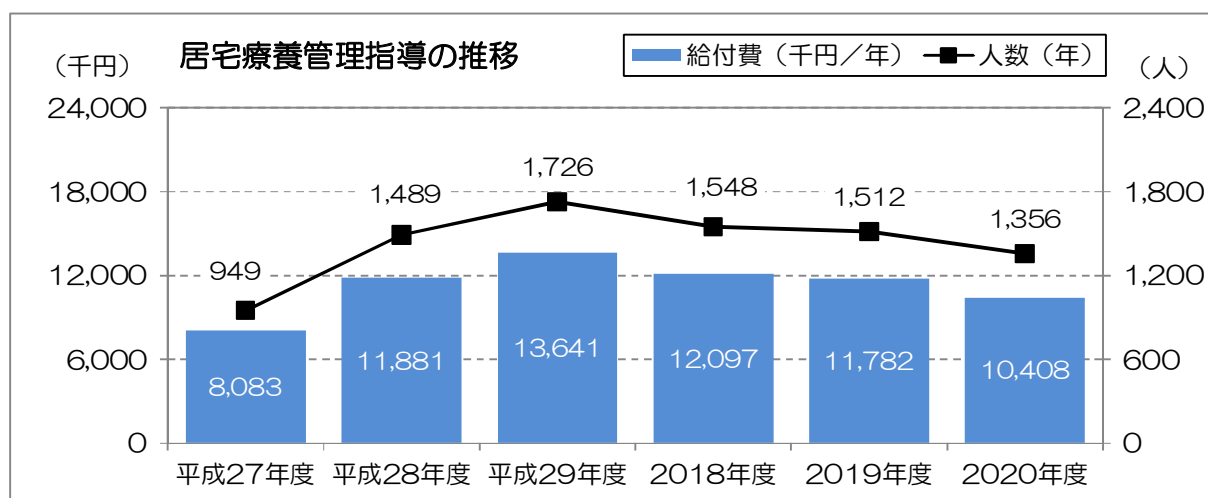
	【介護】	第6期実績値			第7期見込値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	10,205	8,164	7,487	9,865	9,869	8,636
	人数(人)	324	307	299	348	348	300
	【予防】	第6期実績値			第7期見込値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度
介護予防 訪問リハビリテーション	給付費(千円)	2,265	1,444	1,407	1,929	1,930	1,930
	人数(人)	97	83	85	108	108	108



⑤居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

医師，歯科医師，薬剤師などが家庭を訪問し，療養上の管理や指導を行うサービスです。

	【介護】	第6期実績値			第7期見込値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度
居宅療養管理指導	給付費(千円)	8,083	11,881	13,641	12,097	11,782	10,408
	人数(人)	949	1,489	1,726	1,548	1,512	1,356
	【予防】	第6期実績値			第7期見込値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度
介護予防 居宅療養管理指導	給付費(千円)	2,807	2,160	2,046	2,317	2,318	2,318
	人数(人)	238	213	227	264	264	264

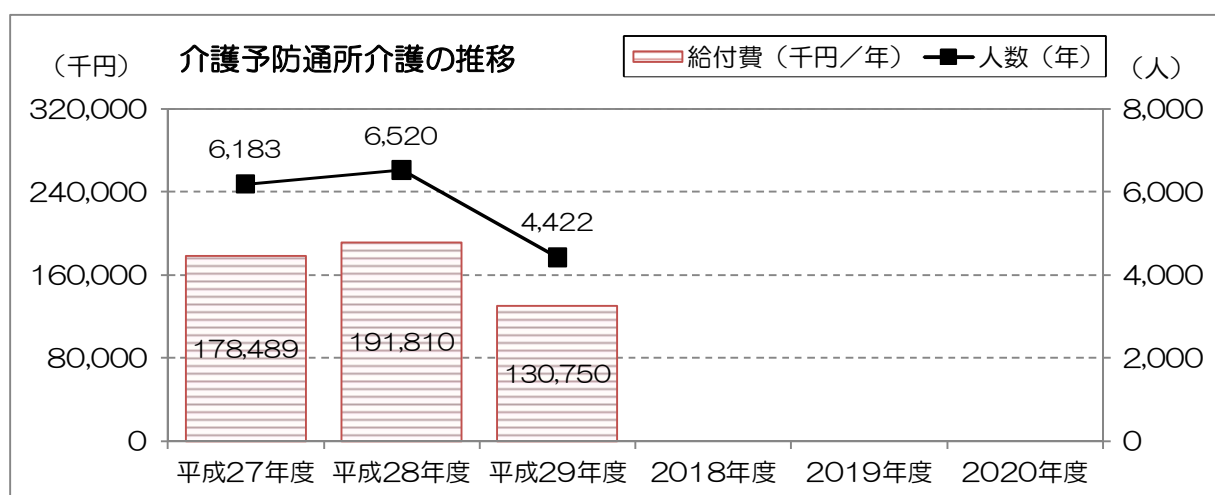
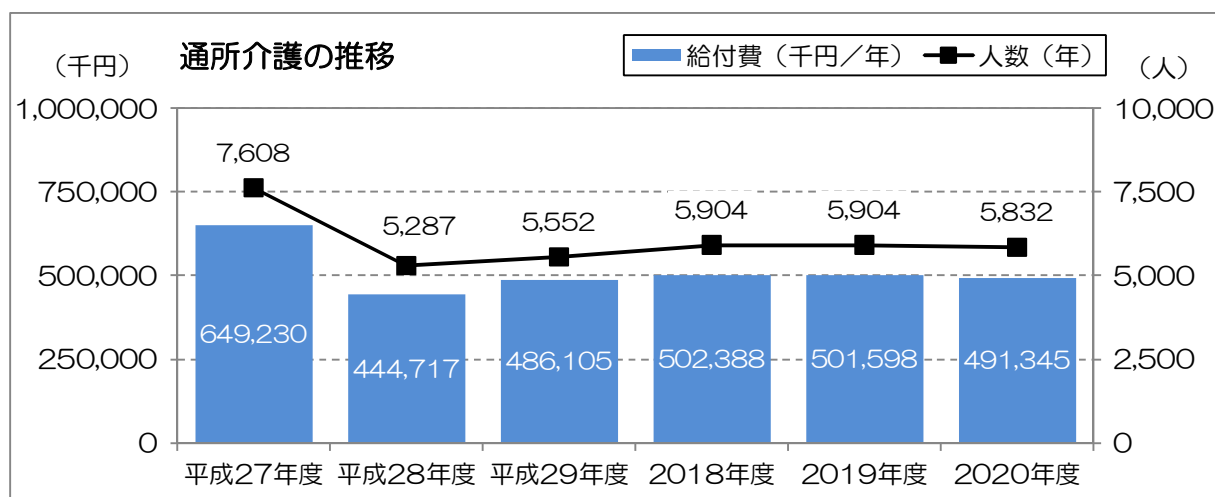


⑥通所介護／介護予防通所介護

デイサービスセンターなどに通い、日常動作訓練、入浴、給食などを提供するサービスです。

介護予防通所介護については、平成29年度（2017年度）から順次認定更新後、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しました。

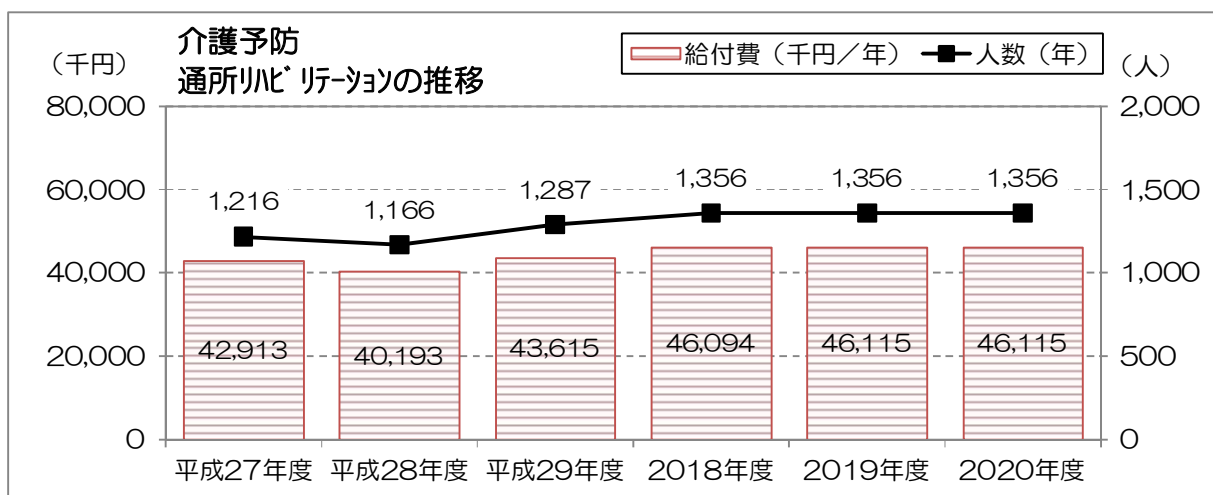
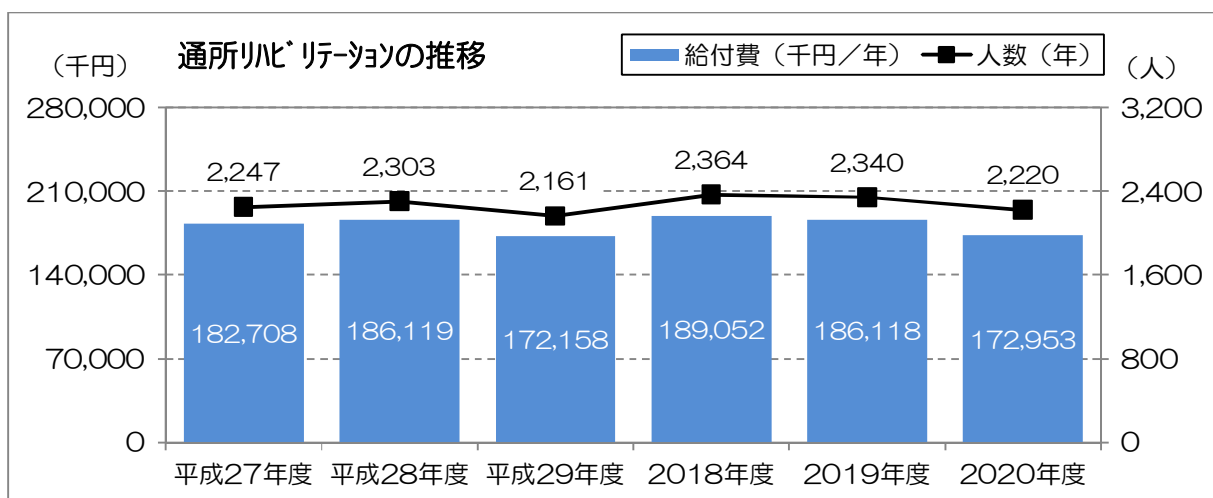
	【介護】	第6期実績値			第7期見込値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度
通所介護	給付費(千円)	649,230	444,717	486,105	502,388	501,598	491,345
	人数(人)	7,608	5,287	5,552	5,904	5,904	5,832
	【予防】	第6期実績値			第7期見込値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度
介護予防 通所介護	給付費(千円)	178,489	191,810	130,750			
	人数(人)	6,183	6,520	4,422			



⑦通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院，診療所への通所により，心身の機能維持・回復のために必要なリハビリテーションなどを行うサービスです。

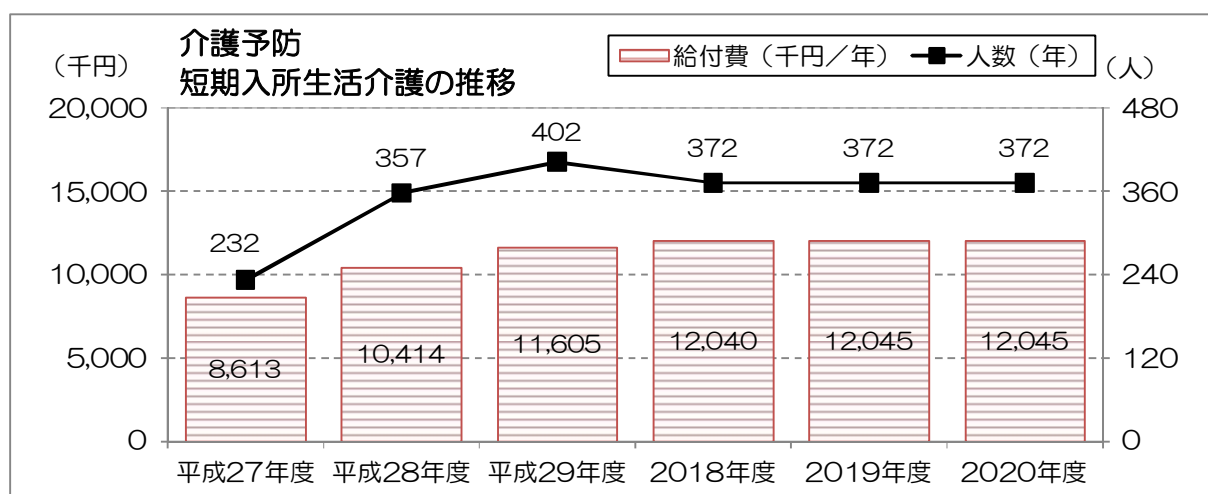
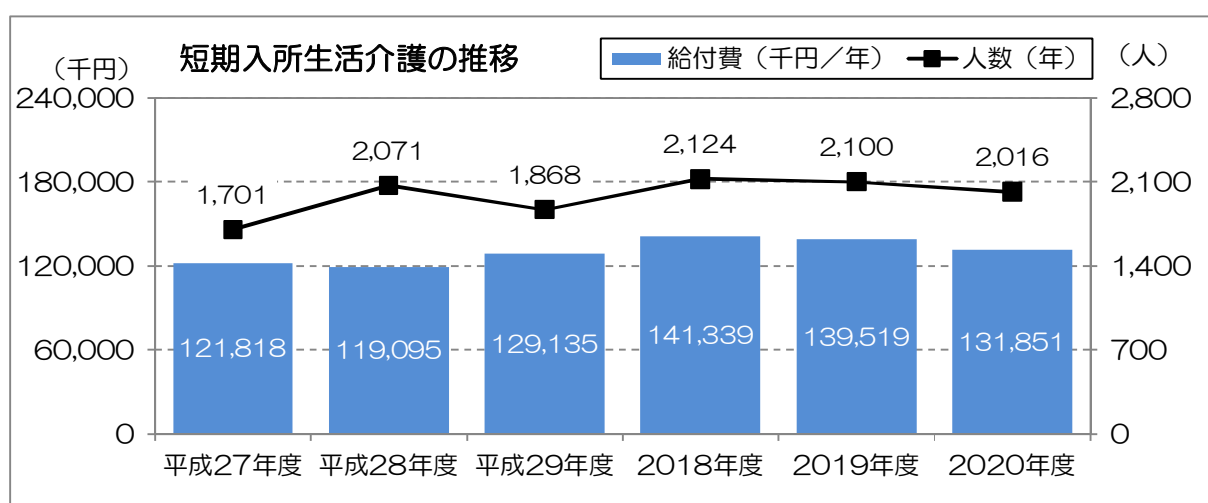
	【介護】	第6期実績値			第7期見込値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度
通所リハビリテーション	給付費(千円)	182,708	186,119	172,158	189,052	186,118	172,953
	人数(人)	2,247	2,303	2,161	2,364	2,340	2,220
	【予防】	第6期実績値			第7期見込値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度
介護予防 通所リハビリテーション	給付費(千円)	42,913	40,193	43,615	46,094	46,115	46,115
	人数(人)	1,216	1,166	1,287	1,356	1,356	1,356



⑧短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

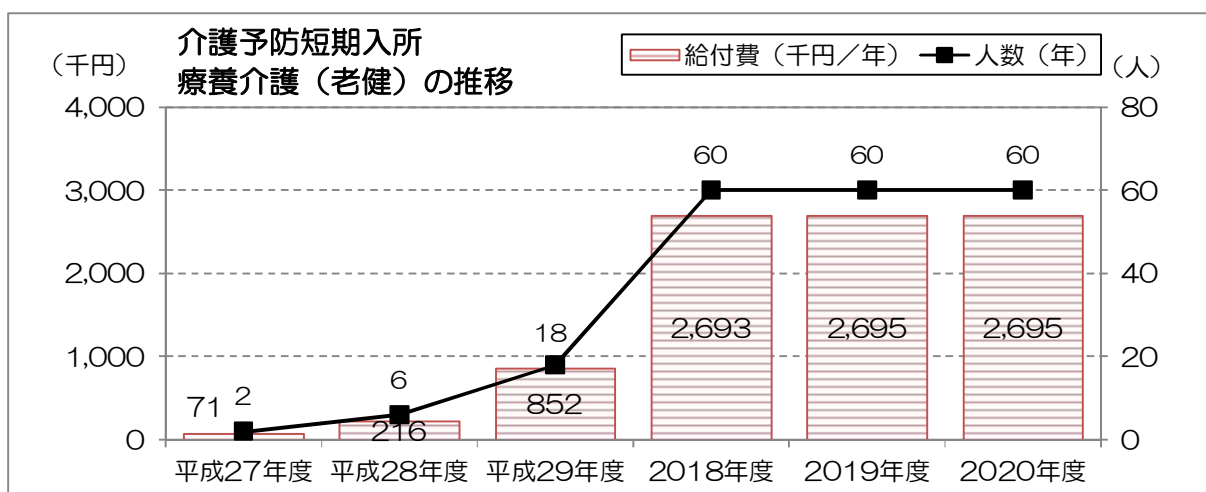
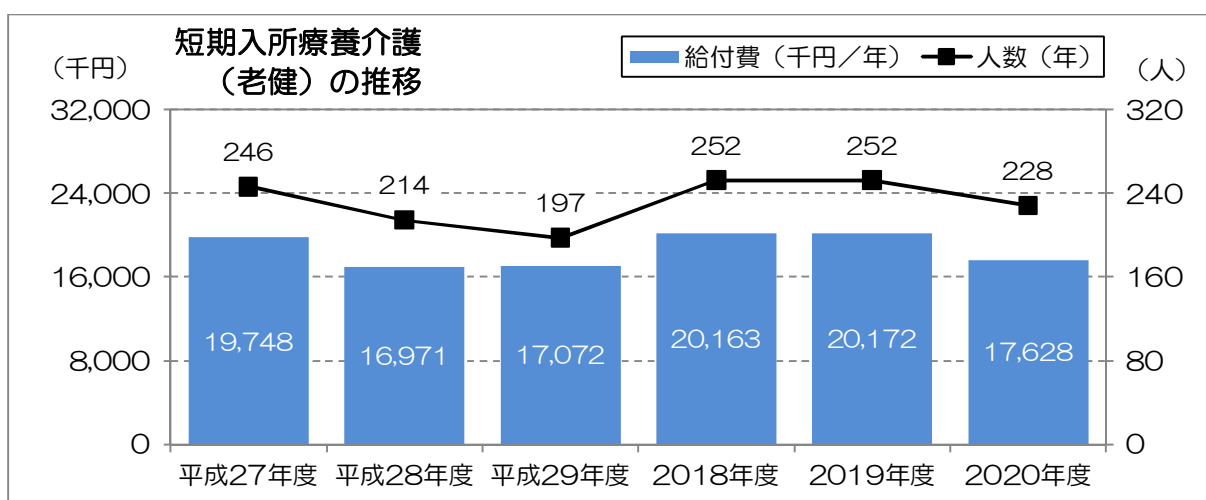
	【介護】	第6期実績値			第7期見込値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度
短期入所生活介護	給付費(千円)	121,818	119,095	129,135	141,339	139,519	131,851
	人数(人)	1,701	2,071	1,868	2,124	2,100	2,016
	【予防】	第6期実績値			第7期見込値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度
介護予防 短期入所生活介護	給付費(千円)	8,613	10,414	11,605	12,040	12,045	12,045
	人数(人)	232	357	402	372	372	372



◎短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所し、医学的管理のもとで、看護、介護、機能訓練、日常生活上の世話をを行うサービスです。

	【介護】	第6期実績値			第7期見込値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度
短期入所療養介護（老健）	給付費（千円）	19,748	16,971	17,072	20,163	20,172	17,628
	人数（人）	246	214	197	252	252	228
	【予防】	第6期実績値			第7期見込値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度
介護予防 短期入所療養介護（老健）	給付費（千円）	71	216	852	2,693	2,695	2,695
	人数（人）	2	6	18	60	60	60



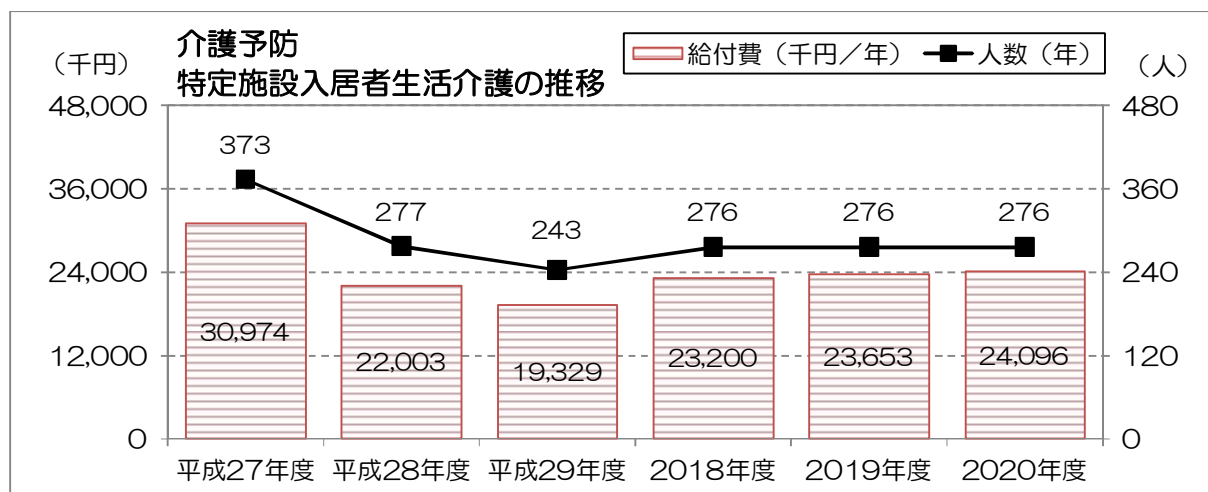
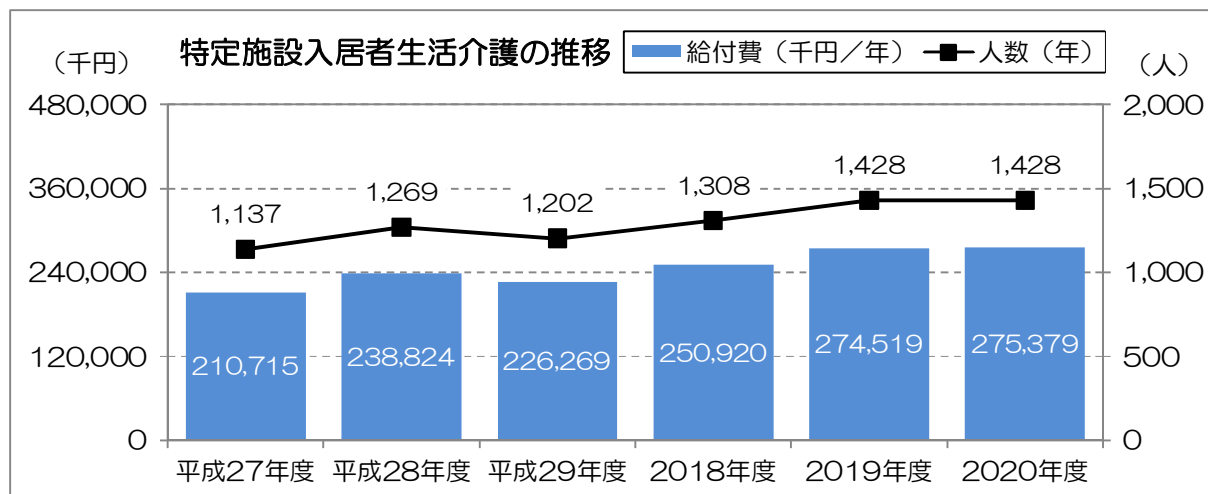
⑩特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームの入所者である要介護者又は要支援者について、施設の特設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や機能訓練・療養上の世話を行うサービスです。

	【介護】	第6期実績値			第7期見込値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	210,715	238,824	226,269	250,920	274,519	275,379
	人数(人)	1,137	1,269	1,202	1,308	1,428	1,428

	【予防】	第6期実績値			第7期見込値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度
介護予防 特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	30,974	22,003	19,329	23,200	23,653	24,096
	人数(人)	373	277	243	276	276	276





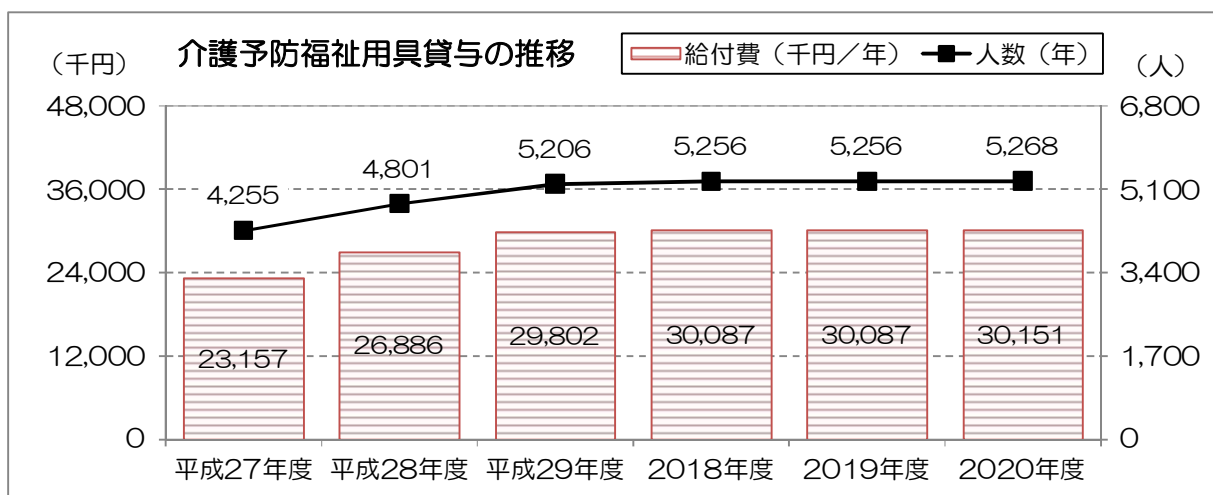
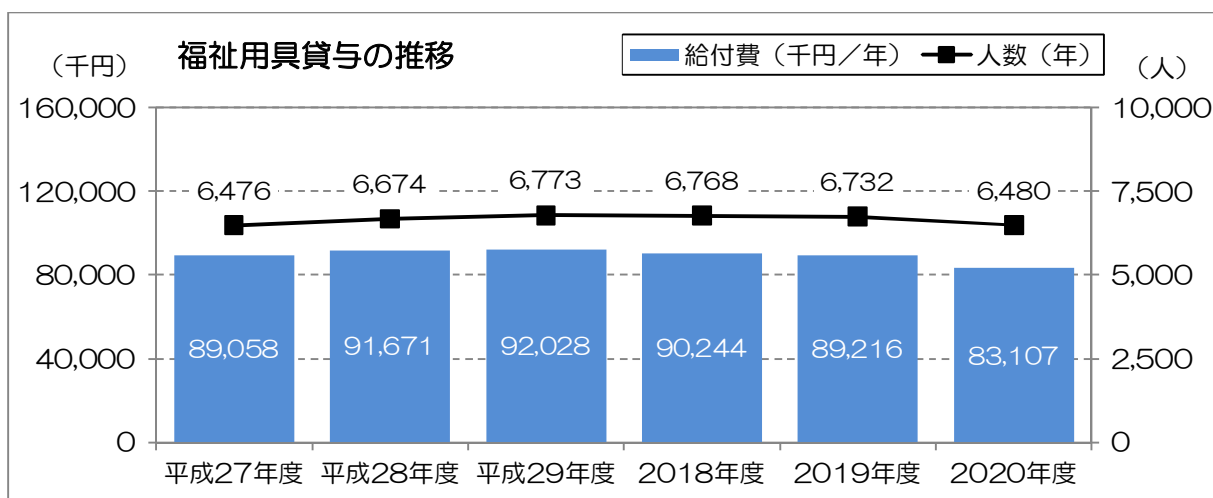
⑪福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

在宅での介護に必要な福祉用具（車いす，特殊ベッドなど）の貸与（レンタル）を行うサービスです。

	【介護】	第6期実績値			第7期見込値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度
福祉用具貸与	給付費(千円)	89,058	91,671	92,028	90,244	89,216	83,107
	人数(人)	6,476	6,674	6,773	6,768	6,732	6,480

	【予防】	第6期実績値			第7期見込値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度
介護予防 福祉用具貸与	給付費(千円)	23,157	26,886	29,802	30,087	30,087	30,151
	人数(人)	4,255	4,801	5,206	5,256	5,256	5,268



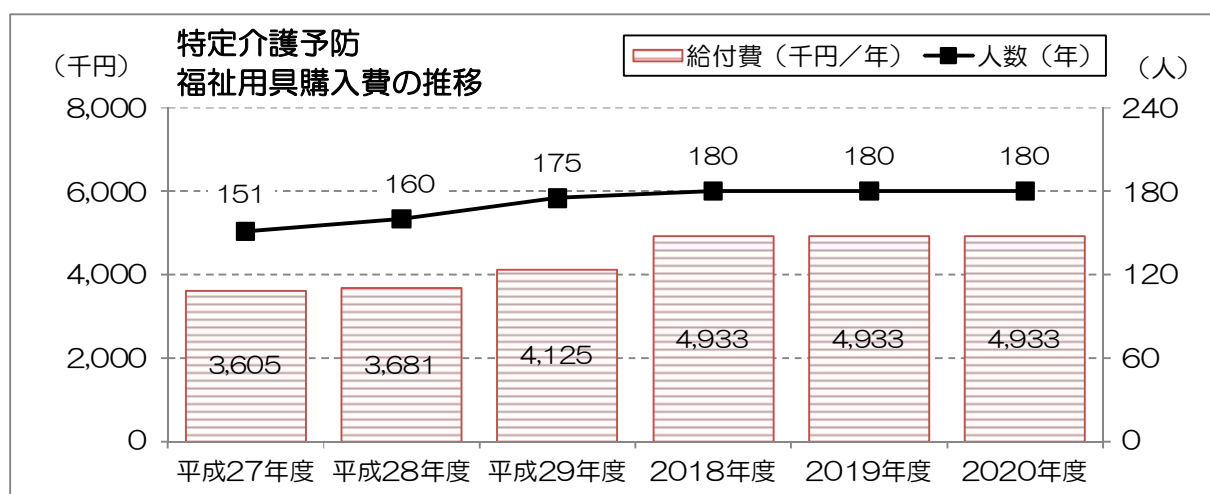
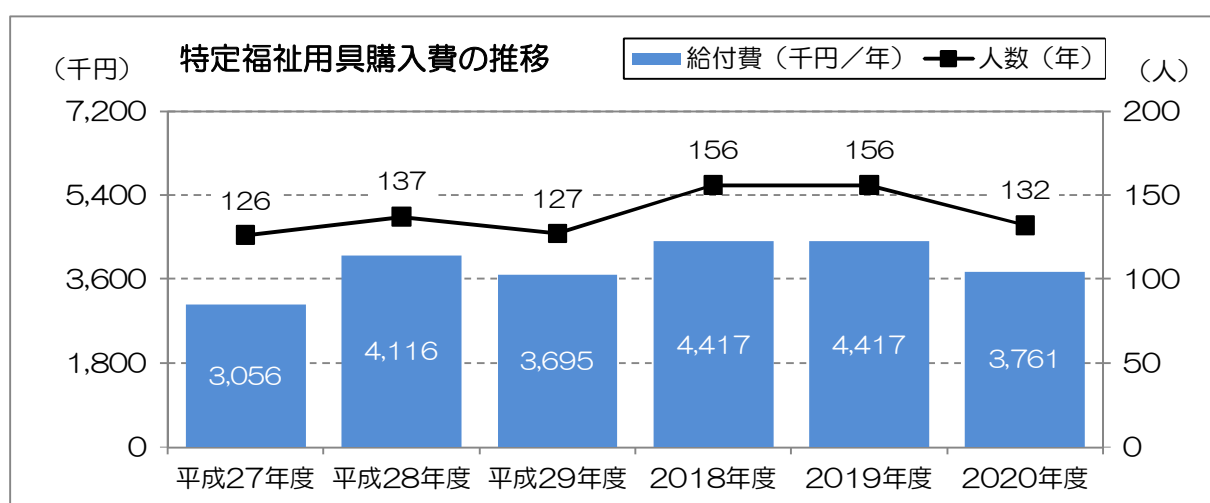
⑫特定福祉用具購入費／特定介護予防福祉用具購入費

在宅での介護に必要な福祉用具（腰かけ便座、入浴用いすなど）の購入費を支給するサービスです。

	【介護】	第6期実績値			第7期見込値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	3,056	4,116	3,695	4,417	4,417	3,761
	人数(人)	126	137	127	156	156	132

	【予防】	第6期実績値			第7期見込値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	3,605	3,681	4,125	4,933	4,933	4,933
	人数(人)	151	160	175	180	180	180

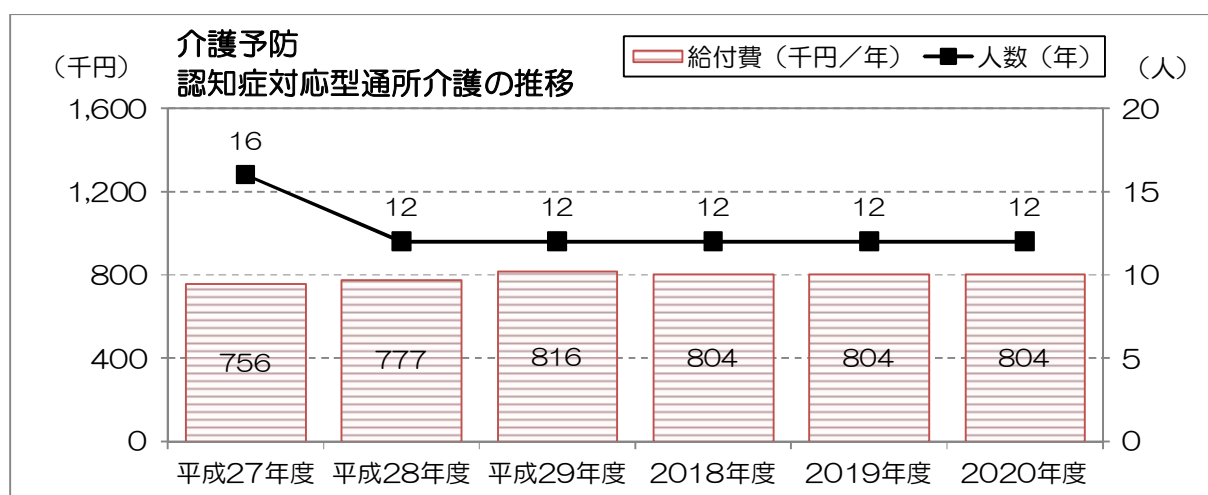
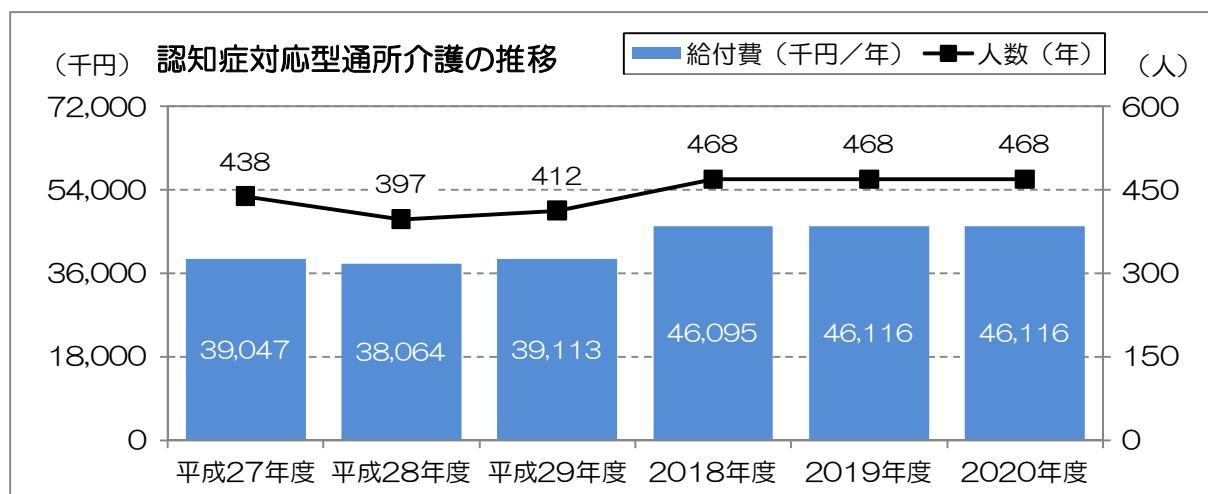


## (2) 地域密着型サービス

### ① 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症の状態にある要介護者が、グループホームや通所施設等に通り、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスです。

	【介護】	第6期実績値			第7期見込値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	39,047	38,064	39,113	46,095	46,116	46,116
	人数(人)	438	397	412	468	468	468
	【予防】	第6期実績値			第7期見込値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度
介護予防 認知症対応型通所介護	給付費(千円)	756	777	816	804	804	804
	人数(人)	16	12	12	12	12	12



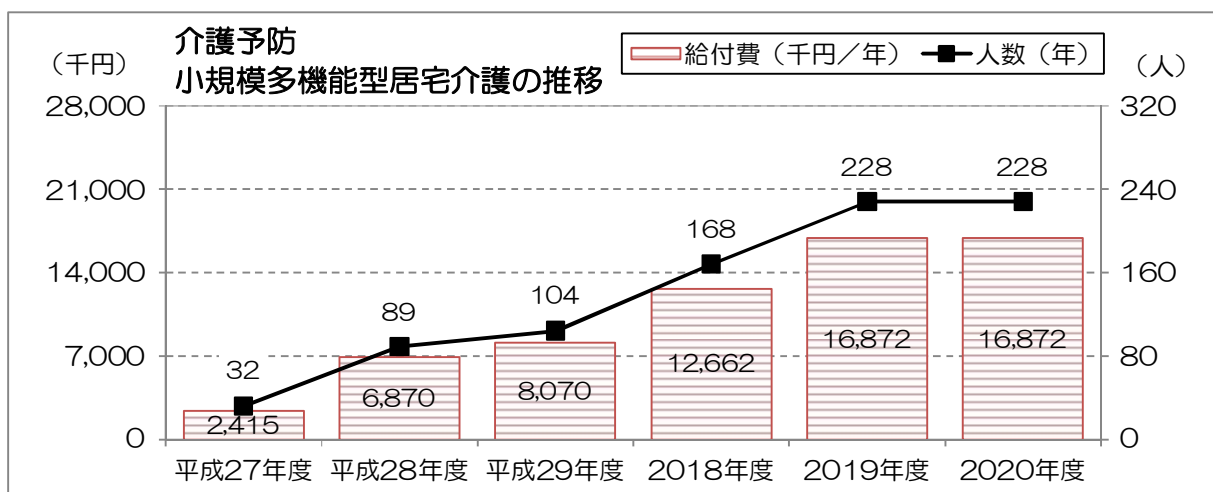
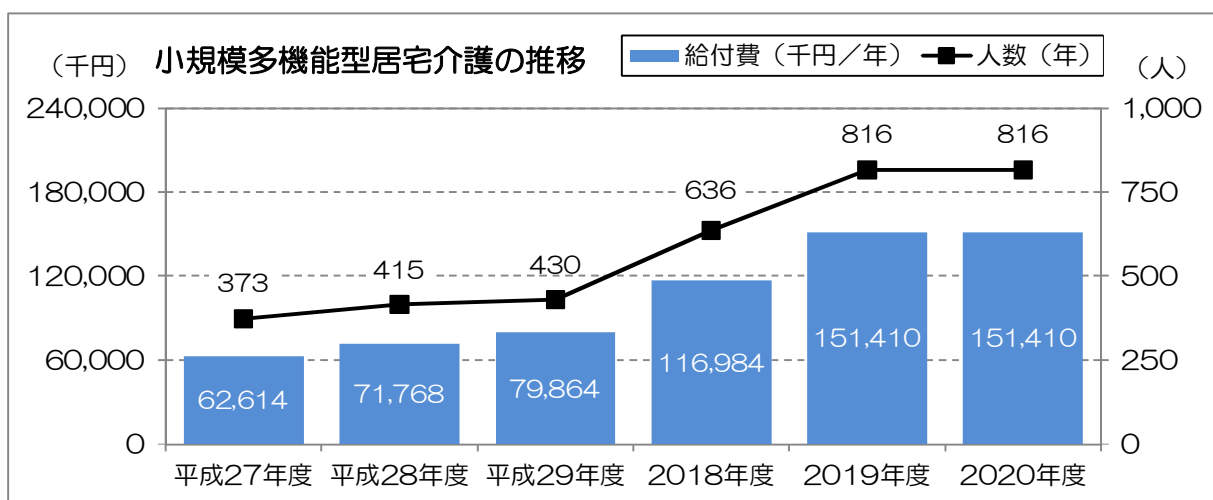
②小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模な住宅型の施設で、施設への通いを中心に、居宅への訪問、短期間の宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練を行うサービスです。

	【介護】	第6期実績値			第7期見込値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	62,614	71,768	79,864	116,984	151,410	151,410
	人数(人)	373	415	430	636	816	816

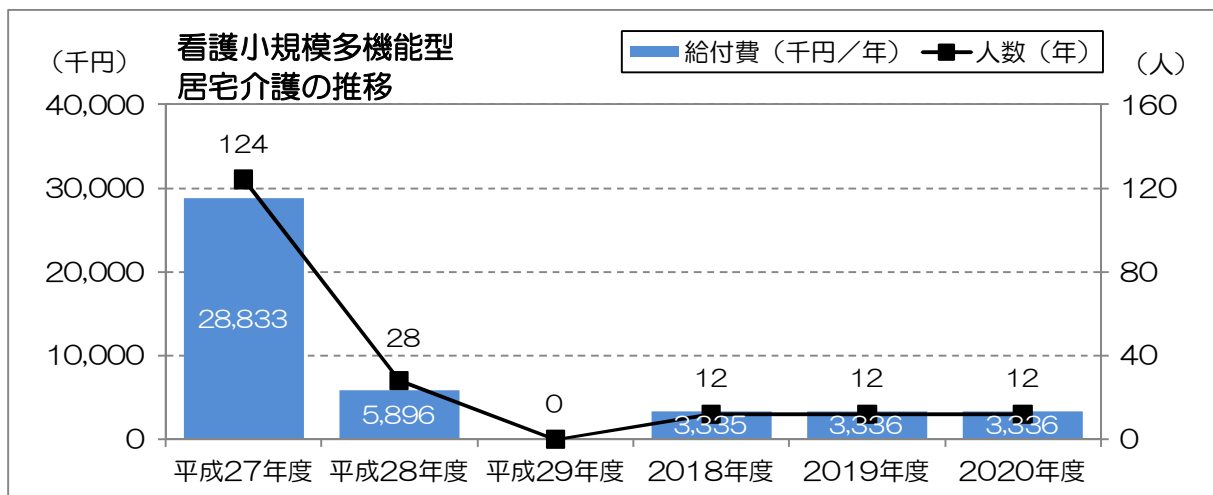
	【予防】	第6期実績値			第7期見込値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度
介護予防 小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	2,415	6,870	8,070	12,662	16,872	16,872
	人数(人)	32	89	104	168	228	228



### ③看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通い、訪問、短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアを行うサービスです。要介護1以上で利用することができます。

	【介護】	第6期実績値			第7期見込値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	28,833	5,896	0	3,335	3,336	3,336
	人数(人)	124	28	0	12	12	12



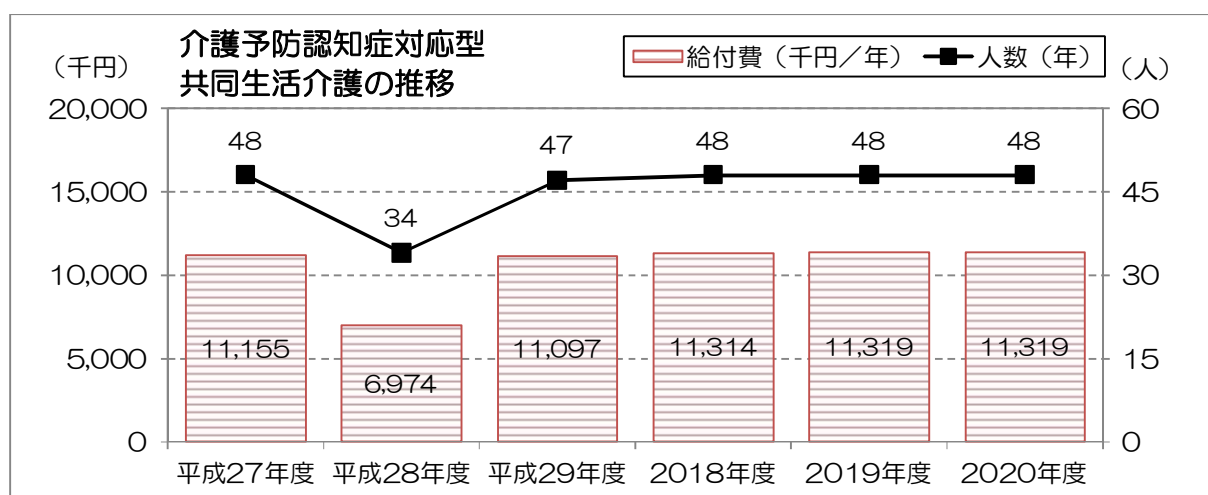
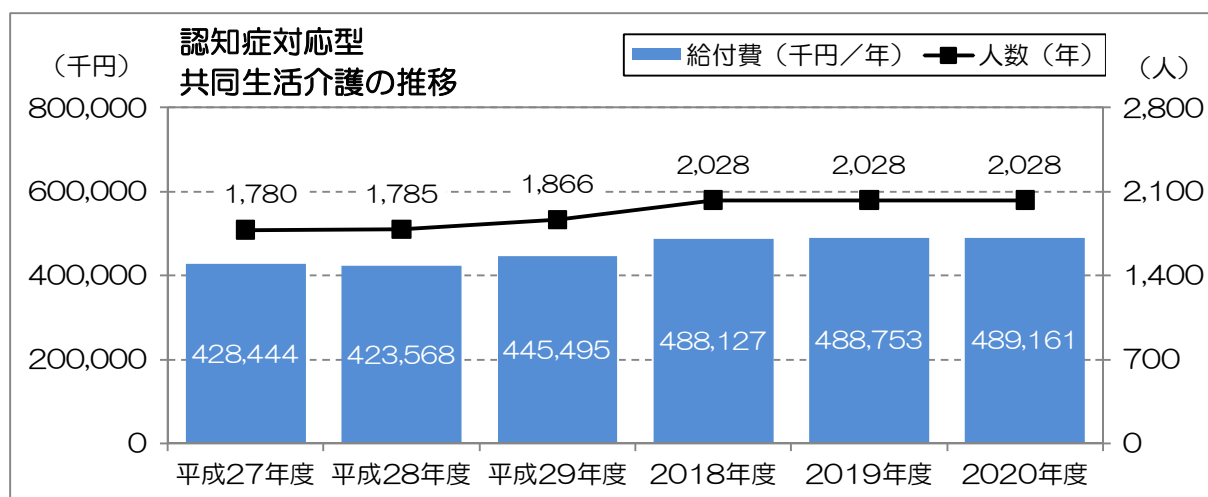
④認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の状態にある要介護者に対し、少人数で共同生活を営む住居（グループホーム）で、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスです。要支援2以上で利用することができます。

	【介護】	第6期実績値			第7期見込値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度
認知症対応型共同生活介護	給付費（千円）	428,444	423,568	445,495	488,127	488,753	489,161
	人数（人）	1,780	1,785	1,866	2,028	2,028	2,028

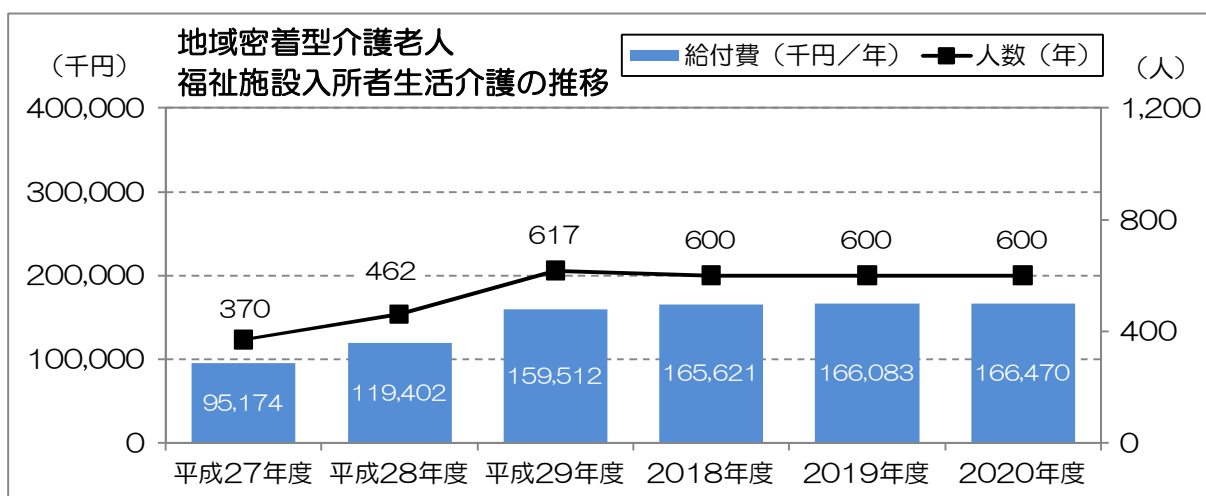
	【予防】	第6期実績値			第7期見込値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度
介護予防 認知症対応型共同生活介護	給付費（千円）	11,155	6,974	11,097	11,314	11,319	11,319
	人数（人）	48	34	47	48	48	48



⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し，地域密着型施設サービス計画に基づき，入浴，排せつ，食事等の介護その他の日常生活上の世話，機能訓練，健康管理及び療養上の世話を行うサービスです。原則として要介護3以上で利用することができます。

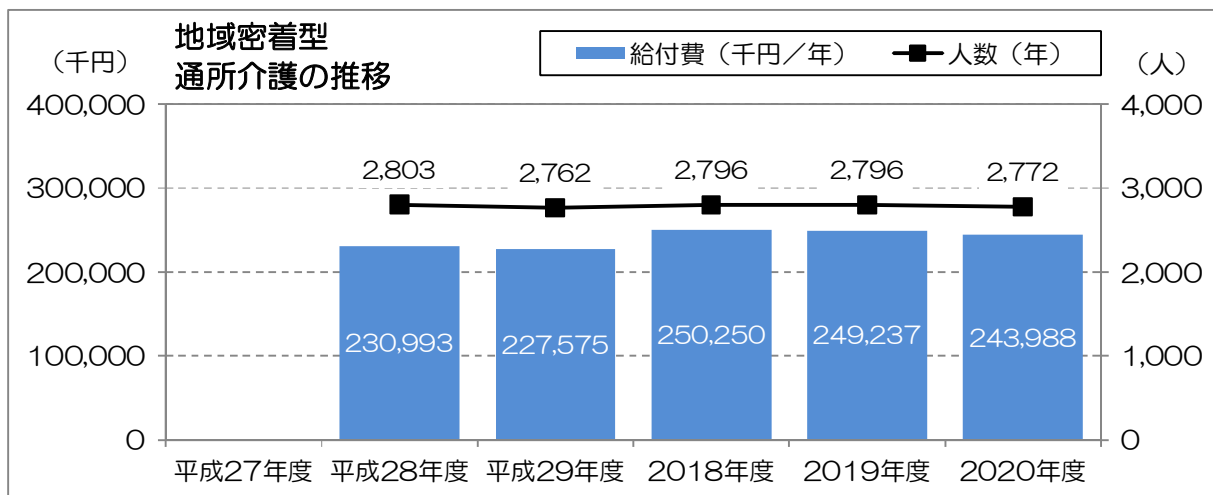
	【介護】	第6期実績値			第7期見込値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	95,174	119,402	159,512	165,621	166,083	166,470
	人数(人)	370	462	617	600	600	600



⑥地域密着型通所介護

定員 18 人以下の小規模な通所介護施設に通って、日帰りで食事、入浴、健康管理、日常生活上の支援や生活機能訓練などを行うサービスです。

	【介護】	第6期実績値			第7期見込値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度
地域密着型通所介護	給付費(千円)		230,993	227,575	250,250	249,237	243,988
	人数(人)		2,803	2,762	2,796	2,796	2,772

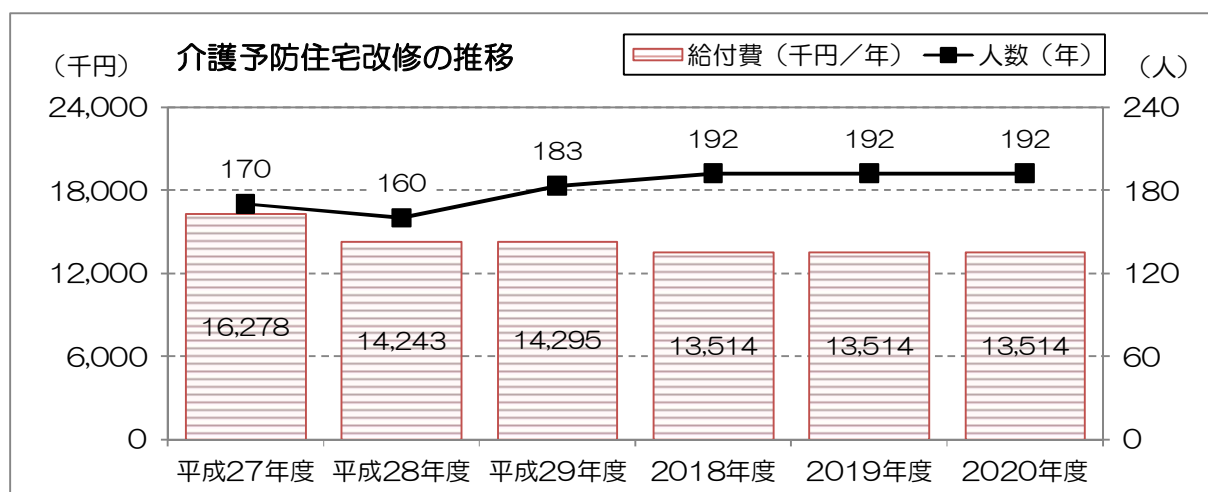
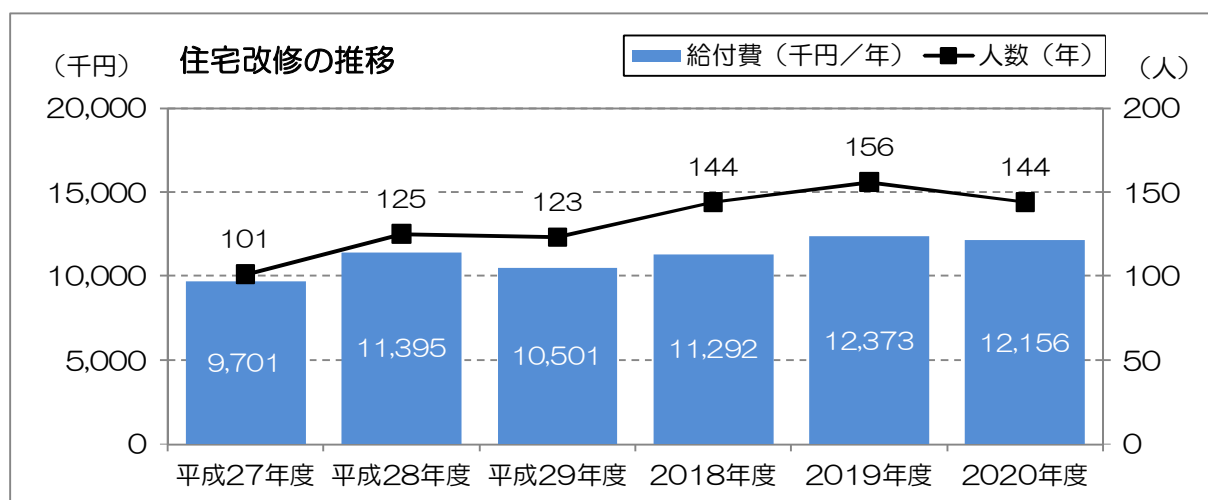




### (3) 住宅改修／介護予防住宅改修

在宅での介護に必要な住宅改修費（手すりの取り付けや段差の解消など）を支給するサービスです。

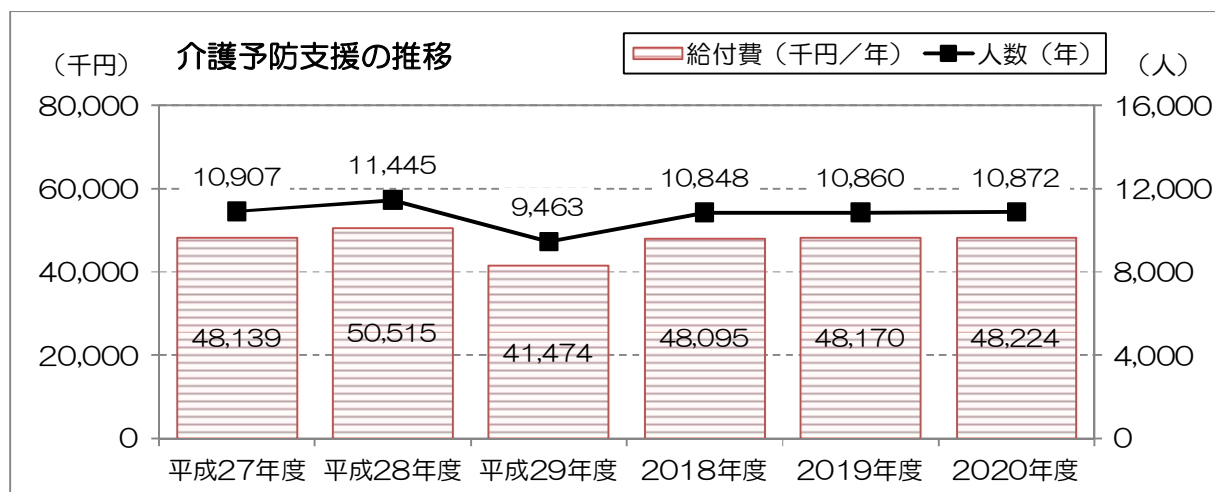
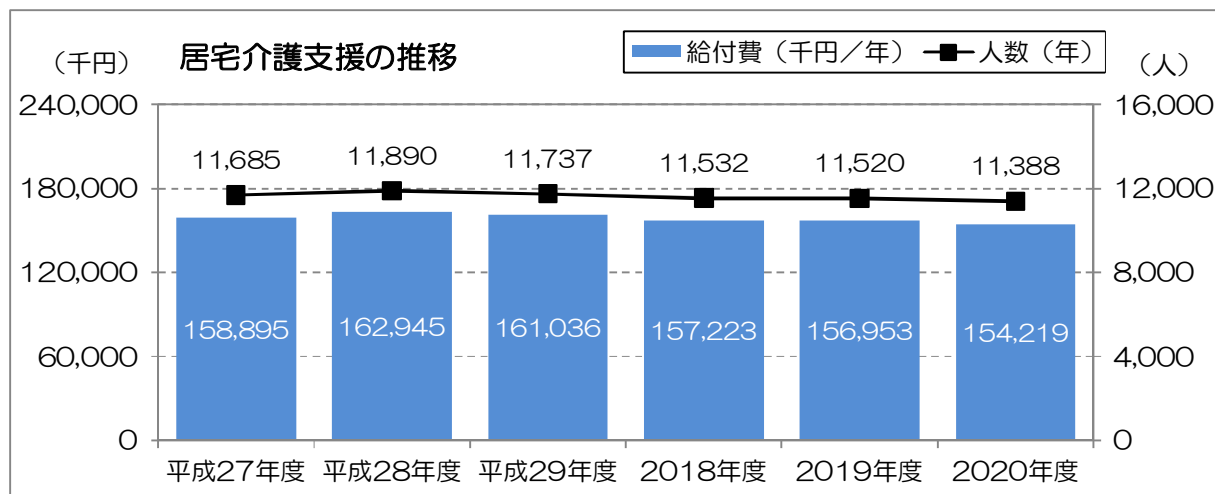
	【介護】	第6期実績値			第7期見込値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度
住宅改修	給付費(千円)	9,701	11,395	10,501	11,292	12,373	12,156
	人数(人)	101	125	123	144	156	144
	【予防】	第6期実績値			第7期見込値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度
介護予防住宅改修	給付費(千円)	16,278	14,243	14,295	13,514	13,514	13,514
	人数(人)	170	160	183	192	192	192



(4) 居宅介護支援／介護予防支援

居宅サービス等を適切に利用できるようサービスの種類、内容等を定めた計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス事業者等と連絡調整その他の必要な支援を行うサービスです。

	【介護】	第6期実績値			第7期見込値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度
居宅介護支援	給付費（千円）	158,895	162,945	161,036	157,223	156,953	154,219
	人数（人）	11,685	11,890	11,737	11,532	11,520	11,388
	【予防】	第6期実績値			第7期見込値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度
介護予防支援	給付費（千円）	48,139	50,515	41,474	48,095	48,170	48,224
	人数（人）	10,907	11,445	9,463	10,848	10,860	10,872

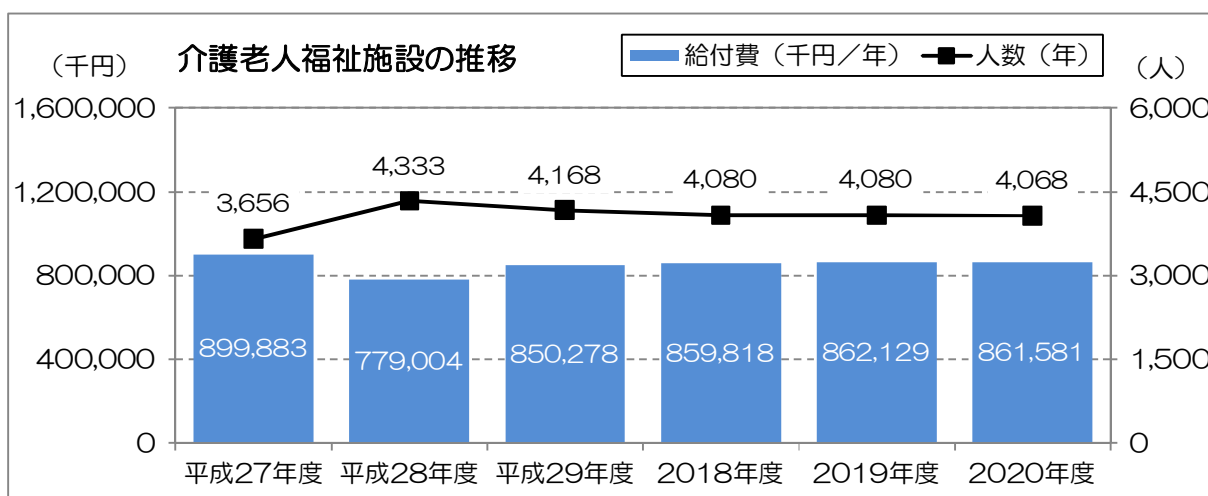


(5) 施設サービス

①介護老人福祉施設

常時介護が必要で、在宅生活が困難な要介護者に、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うサービスです。原則として要介護3以上で利用することができます。

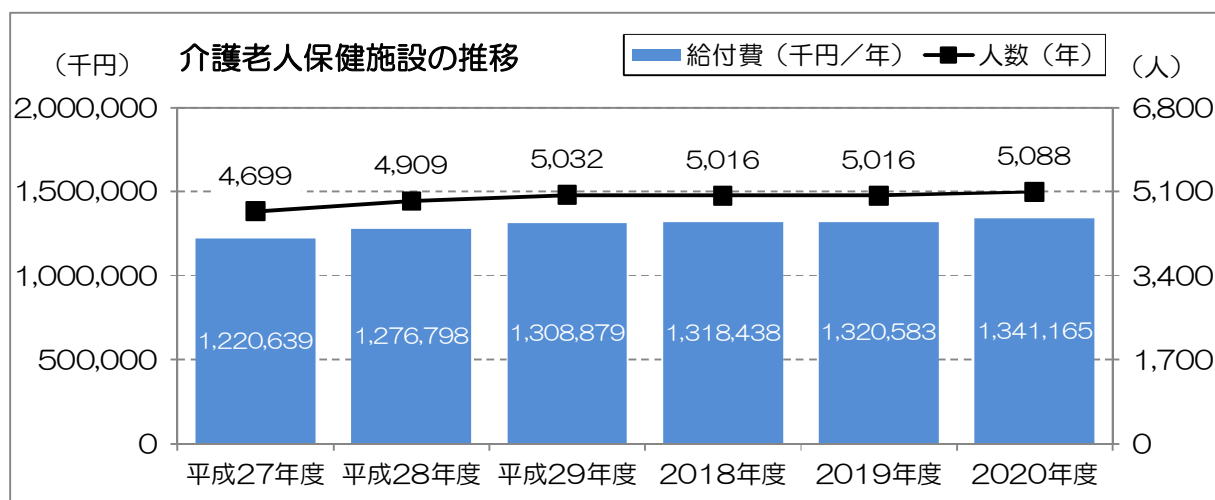
	【介護】	第6期実績値			第7期見込値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度
介護老人福祉施設	給付費(千円)	899,883	779,004	850,278	859,818	862,129	861,581
	人数(人)	3,656	4,333	4,168	4,080	4,080	4,068



## ②介護老人保健施設

症状安定期にある要介護者に施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うサービスです。要介護1以上で利用することができます。

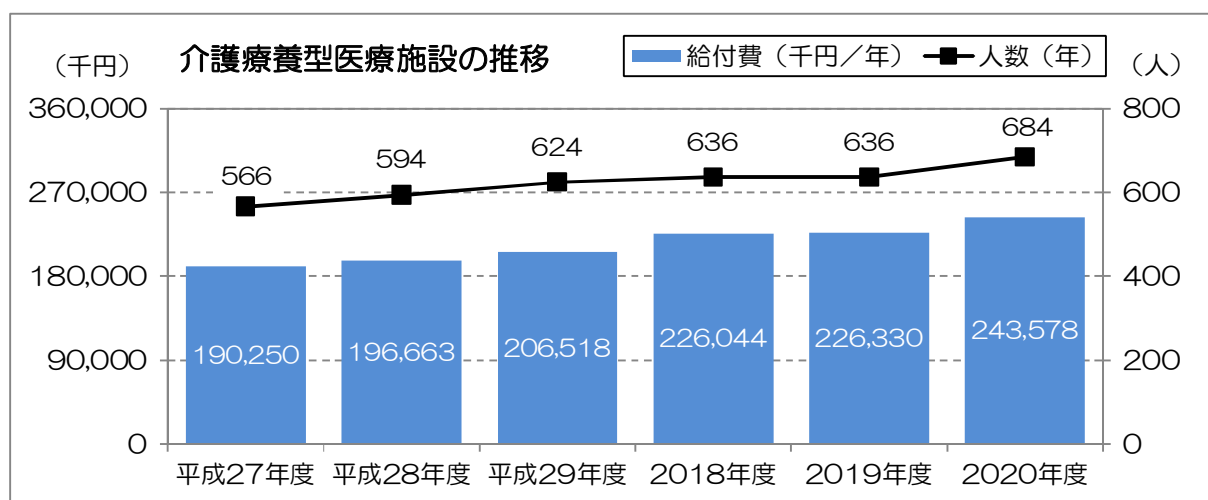
	【介護】	第6期実績値			第7期見込値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度
介護老人保健施設	給付費(千円)	1,220,639	1,276,798	1,308,879	1,318,438	1,320,583	1,341,165
	人数(人)	4,699	4,909	5,032	5,016	5,016	5,088



### ③介護療養型医療施設

症状が安定しており長期療養が必要な要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話などを行うサービスです。要介護1以上で利用することができます。

	【介護】	第6期実績値			第7期見込値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度
介護療養型医療施設	給付費(千円)	190,250	196,663	206,518	226,044	226,330	243,578
	人数(人)	566	594	624	636	636	684



※第7期事業計画期間中に、笠岡市内外の介護療養型医療施設が、介護医療院に転換した場合、それぞれのサービス利用者数及び給付費が変更になる可能性があります。

### ④介護医療院

要介護者に対して、長期療養のための医療と日常生活上の世話(介護)を一体的に提供する、今後廃止となる介護療養型医療施設の機能を引き継ぎつつ、生活施設としての機能を兼ね備えたサービスです。要介護1以上で利用することができます。

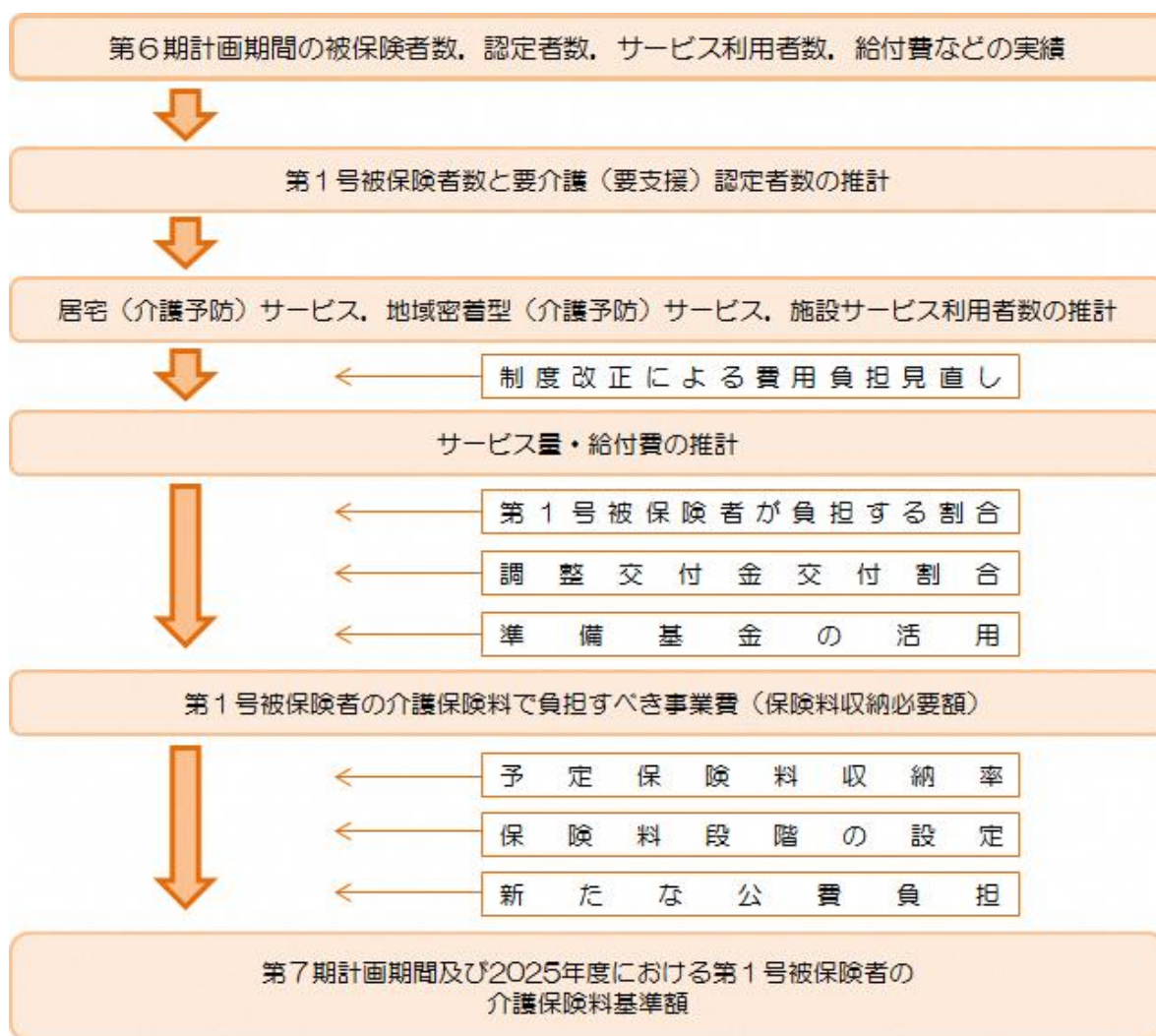
現状では、本計画期間における介護療養型医療施設等からの転換予定がないことから、給付は見込んでいません。

## 第4節 保険料の算定

### (1) 介護保険事業量の見込み

#### ①介護給付費等対象サービス見込み量の推計手順

第7期介護保険事業計画における介護給付対象サービスの見込み量算出作業の全体イメージは以下のとおりとなります。



※サービス見込量の推計に当たっては、実際の計算の中で利用者数に小数点以下の端数が生じている関係から、集計が一致しない場合があります。  
また、給付費の推計についても、千円単位での表記の場合は、端数処理の関係で合計と一致しない場合があります。

## ②施設・居住系サービス利用者数の推計

### サービス別見込み量について

本計画期間における施設・居住系サービス別の事業量については、以下のとおりとなります。また、推計値は小数点を含んでいるため、合計数が一致しない場合があります。

#### ◆介護老人福祉施設サービス量の見込み◆ (単位：人)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
介護老人福祉施設	2018年度	0人	17人	68人	148人	107人	340人
	2019年度	0人	15人	67人	149人	109人	340人
	2020年度	0人	13人	65人	150人	111人	339人

#### ◆介護老人保健施設サービス量の見込み◆ (単位：人)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
介護老人保健施設	2018年度	15人	100人	105人	107人	91人	418人
	2019年度	13人	99人	106人	108人	92人	418人
	2020年度	11人	99人	109人	111人	94人	424人

#### ◆介護医療院サービス量の見込み◆ (単位：人)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
介護医療院	2018年度	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	2019年度	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	2020年度	0人	0人	0人	0人	0人	0人

#### ◆介護療養型医療施設サービス量の見込み◆ (単位：人)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
介護療養型医療施設	2018年度	0人	0人	0人	13人	40人	53人
	2019年度	0人	0人	0人	12人	41人	53人
	2020年度	0人	0人	0人	12人	45人	57人

## ◆特定施設入居者生活介護サービス量の見込み◆

(単位:人)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
特定施設入居者 生活介護	2018年度	22人	19人	29人	26人	13人	109人
	2019年度	23人	21人	32人	29人	14人	119人
	2020年度	22人	20人	33人	30人	14人	119人

		要支援1	要支援2	合計
介護予防 特定施設入居者 生活介護	2018年度	4人	19人	23人
	2019年度	3人	20人	23人
	2020年度	2人	21人	23人

## ◆地域密着型認知症対応型共同生活介護サービス量の見込み◆

(単位:人)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
認知症対応型 共同生活介護	2018年度	26人	52人	29人	44人	18人	169人
	2019年度	25人	51人	30人	45人	18人	169人
	2020年度	24人	50人	31人	46人	18人	169人

		要支援1	要支援2	合計
介護予防 認知症対応型 共同生活介護	2018年度		4人	4人
	2019年度		4人	4人
	2020年度		4人	4人

## ◆地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス量の見込み◆

(単位:人)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
地域密着型 介護老人福祉 施設入所者 生活介護	2018年度	0人	0人	3人	29人	18人	50人
	2019年度	0人	0人	2人	29人	19人	50人
	2020年度	0人	0人	1人	29人	20人	50人



③標準的居宅サービス利用者数の推計

【標準的居宅サービス利用者数の推計値(介護給付)】

(単位:人)

【介護給付】	2018年度	2019年度	2020年度
(1) 居宅サービス			
訪問介護	297	298	294
訪問入浴介護	23	22	18
訪問看護	77	76	72
訪問リハビリテーション	29	29	25
居宅療養管理指導	129	126	113
通所介護	492	492	486
通所リハビリテーション	197	195	185
短期入所生活介護	177	175	168
短期入所療養介護(老健)	21	21	19
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0
福祉用具貸与	564	561	540
特定福祉用具購入費	13	13	11
住宅改修費	12	13	12
居宅介護支援	961	960	949
(2) 地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	39	39	39
小規模多機能型居宅介護	53	68	68
看護小規模多機能型居宅介護	1	1	1
地域密着型通所介護	233	233	231

## 【標準的居宅サービス利用者数の推計値(予防給付)】

(単位:人)

【予防給付】	2018年度	2019年度	2020年度
(1) 居宅サービス			
介護予防訪問介護			
介護予防訪問入浴介護	2	2	2
介護予防訪問看護	34	34	34
介護予防訪問リハビリテーション	9	9	9
介護予防居宅療養管理指導	22	22	22
介護予防通所介護			
介護予防通所リハビリテーション	113	113	113
介護予防短期入所生活介護	31	31	31
介護予防短期入所療養介護(老健)	5	5	5
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	438	438	439
特定介護予防福祉用具購入費	15	15	15
介護予防住宅改修	16	16	16
介護予防支援	904	905	906
(2) 地域密着型サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	1	1	1
介護予防小規模多機能型居宅介護	14	19	19

④給付費の推移

【介護給付】

(単位：千円)

【介護給付】	2018年度	2019年度	2020年度
(1) 居宅サービス			
訪問介護	143,423	143,854	138,336
訪問入浴介護	17,056	16,420	13,567
訪問看護	40,581	40,033	37,637
訪問リハビリテーション	9,865	9,869	8,636
居宅療養管理指導	12,097	11,782	10,408
通所介護	502,388	501,598	491,345
通所リハビリテーション	189,052	186,118	172,953
短期入所生活介護	141,339	139,519	131,851
短期入所療養介護（老健）	20,163	20,172	17,628
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
福祉用具貸与	90,244	89,216	83,107
特定福祉用具購入費	4,417	4,417	3,761
住宅改修費	11,292	12,373	12,156
特定施設入居者生活介護	250,920	274,519	275,379
(2) 地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	46,095	46,116	46,116
小規模多機能型居宅介護	116,984	151,410	151,410
認知症対応型共同生活介護	488,127	488,753	489,161
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	165,621	166,083	166,470
看護小規模多機能型居宅介護	3,335	3,336	3,336
地域密着型通所介護	250,250	249,237	243,988
(3) 施設サービス			
介護老人福祉施設	859,818	862,129	861,581
介護老人保健施設	1,318,438	1,320,583	1,341,165
介護医療院	0	0	0
介護療養型医療施設	226,044	226,330	243,578
(4) 居宅介護支援	157,223	156,953	154,219
合計	5,064,772	5,120,820	5,097,788

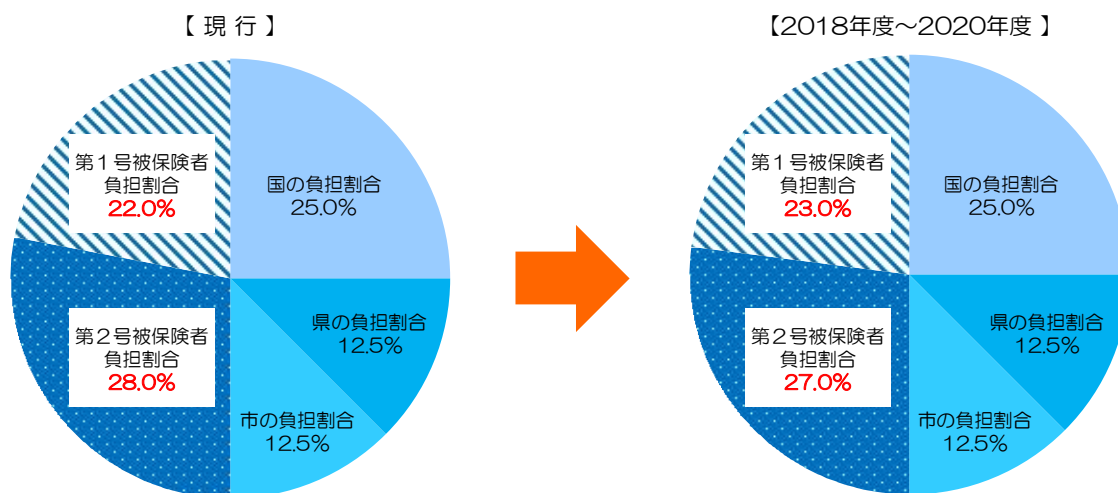
## 【予防給付】

(単位：千円)

【予防給付】	2018年度	2019年度	2020年度
(1) 居宅サービス			
介護予防訪問介護			
介護予防訪問入浴介護	1,315	1,316	1,316
介護予防訪問看護	11,253	11,258	11,258
介護予防訪問リハビリテーション	1,929	1,930	1,930
介護予防居宅療養管理指導	2,317	2,318	2,318
介護予防通所介護			
介護予防通所リハビリテーション	46,094	46,115	46,115
介護予防短期入所生活介護	12,040	12,045	12,045
介護予防短期入所療養介護（老健）	2,693	2,695	2,695
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	30,087	30,087	30,151
特定介護予防福祉用具購入費	4,933	4,933	4,933
介護予防住宅改修	13,514	13,514	13,514
介護予防特定施設入居者生活介護	23,200	23,653	24,096
(2) 地域密着型サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	804	804	804
介護予防小規模多機能型居宅介護	12,662	16,872	16,872
介護予防認知症対応型共同生活介護	11,314	11,319	11,319
(3) 介護予防支援	48,095	48,170	48,224
合計	222,250	227,029	227,590

④第7期計画期間における介護保険料の設定について

保険料の算出に当たっては、2018年度から2020年度までの第1号被保険者の負担割合が、22%⇒23%に、第2号被保険者の負担割合が28%⇒27%に改正されました。



(2) 標準給付費と介護保険料の見込み

①標準給付費見込み額

(単位：千円)

	2018年度	2019年度	2020年度
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	5,285,607	5,409,820	5,451,022
総給付費	5,287,022	5,347,849	5,325,378
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	△1,415	△2,177	△2,114
消費税等の見直しに勘案した影響額	0	64,148	127,758
特定入所者介護サービス費等給付額（資産等勘案調整後）	277,170	277,500	278,000
特定入所者介護サービス費等給付額	277,170	277,500	278,000
補足給付の見直しに伴う財政影響額	0	0	0
高額介護サービス費等給付額	115,000	120,000	125,000
高額医療合算介護サービス費等給付額	14,300	14,500	14,700
算定対象審査支払手数料	6,193	6,200	6,227
標準給付費見込額（小計）	5,698,270	5,828,020	5,874,949
標準給付費見込額（3年間計）	17,401,239		

### (3) 地域支援事業費

地域支援事業における各事業の事業費見込みは以下のとおりです。

(単位：千円)

	2018年度	2019年度	2020年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	333,510	334,000	336,000
包括的支援事業・任意事業費	131,830	133,000	135,000
地域支援事業費(小計)	465,340	467,000	471,000
地域支援事業費(3年間計)	1,403,340		

### (4) 第1号被保険者負担分相当額

2018年度から2020年度までの標準給付費見込額、地域支援事業費の合計額に対して、第1号被保険者の負担割合23%を乗じた値が第1号被保険者負担相当額となります。

#### 第1号被保険者負担相当額

$$\begin{aligned} &= (\text{標準給付見込み額}(17,401,238,909 \text{円}) + \text{地域支援事業費}(1,403,340,000 \text{円})) \\ &\quad \times 23\% (\text{1号被保険者負担割合}) \end{aligned}$$

(単位：千円)

	2018年度	2019年度	2020年度
第1号被保険者負担分相当額	1,417,630	1,447,855	1,459,568
第1号被保険者負担分相当額(3年間計)	4,325,053		

(5) 保険料収納必要額

2018年度から2020年度までの第7期計画期間に要する保険料収納必要額は以下のとおりとなります。

**保険料収納必要額**

＝第1号被保険者負担相当額(4,325,053,149円)＋調整交付金相当額(920,237,445円)  
－調整交付金見込額(1,388,016,000円)＋財政安定化基金拠出金(0円)  
＋財政安定化基金償還金(0円)－準備基金取崩額(100,000,000円)  
＋保健福祉事業費(34,760,000円)

(単位：円)

第1号被保険者負担分相当額	4,325,053,149
調整交付金相当額	920,237,445
調整交付金見込額	△1,388,016,000
財政安定化基金拠出金	0
財政安定化基金償還金	0
準備基金取崩額	△100,000,000
保健福祉事業費	34,760,000
保険料収納必要額	3,792,034,595

(6) 所得段階別加入者数の推計

2018 年度から 2020 年度までの所得段階別加入者数の見込みは以下のとおりとなります。

	所得段階別加入者数		
	2018 年度	2019 年度	2020 年度
第 1 段階	2,924 人	2,911 人	2,898 人
第 2 段階	1,909 人	1,901 人	1,893 人
第 3 段階	1,668 人	1,661 人	1,654 人
第 4 段階	1,666 人	1,659 人	1,652 人
第 5 段階	2,533 人	2,522 人	2,511 人
第 6 段階	3,171 人	3,158 人	3,144 人
第 7 段階	2,112 人	2,104 人	2,094 人
第 8 段階	768 人	765 人	761 人
第 9 段階	491 人	489 人	487 人
第 10 段階	53 人	53 人	52 人
第 11 段階	96 人	95 人	95 人
計	17,391 人	17,318 人	17,241 人

(7) 所得段階別加入割合補正後被保険者数

2018 年度から 2020 年度までの所得段階別加入者数を用いて算出された、「所得段階別加入割合補正後被保険者数」は以下のとおりとなります。

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	合計
所得段階別加入割合補正後被保険者数	16,728 人	16,658 人	16,583 人	49,968 人



(8) 保険料基準額の算定

**保険料基準額**

= 保険料収納必要額 (3,792,034,595 円) ÷ 予定保険料収納率 (98.5%)

÷ 所得段階別加入者割合補正後被保険者数 (49,968 人) ÷ 12 か月

**介護保険料基準額 (月額) = 6,420 円**

介護保険料基準額は以下のとおりとなります。

所得段階		介護保険料 (月額)	所得要件
第 1 段階	0.45	34,700 円	生活保護を受給している人と住民税非課税世帯で、老齢福祉年金を受給している人及び住民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入額の合計 <sup>※1</sup> が 80 万円以下の人
第 2 段階	0.68	52,400 円	住民税非課税世帯で第 1 段階に該当しない人で合計所得金額と課税年金収入額 <sup>※1</sup> が 120 万円以下の人
第 3 段階	0.75	57,800 円	住民税非課税世帯で第 2 段階に該当しない人で合計所得金額と課税年金収入額 <sup>※1</sup> が 120 万円を超える人
第 4 段階	0.90	69,400 円	同じ世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税の人で、合計所得金額と課税年金収入額 <sup>※1</sup> が 80 万円以下の人
第 5 段階	(基準) 1.00	77,100 円	同じ世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税の人で、合計所得金額と課税年金収入額 <sup>※1</sup> が 80 万円を超えている人
第 6 段階	1.20	92,500 円	住民税が課税されている人で、合計所得金額 <sup>※2</sup> が 120 万円未満の人
第 7 段階	1.30	100,200 円	住民税が課税されている人で、合計所得金額 <sup>※2</sup> が 120 万円以上 200 万円未満の人
第 8 段階	1.50	115,600 円	住民税が課税されている人で、合計所得金額 <sup>※2</sup> が 200 万円以上 300 万円未満の人
第 9 段階	1.70	131,000 円	住民税が課税されている人で、合計所得金額 <sup>※2</sup> が 300 万円以上 600 万円未満の人
第 10 段階	1.90	146,400 円	住民税が課税されている人で、合計所得金額 <sup>※2</sup> が 600 万円以上 800 万円未満の人
第 11 段階	2.00	154,100 円	住民税が課税されている人で、合計所得金額 <sup>※2</sup> が 800 万円以上の人

※1 2018 年度以降は「合計所得金額と課税年金収入額の合計」から公的年金等に係る雑所得金額及び土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いて算定します。

※2 2018 年度以降は「合計所得金額」から土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いて算定します。

※3 第 1 段階から第 3 段階の方については、一定の要件に該当する場合減免の対象になる場合があります。

## 第8章 計画の推進について

本計画の基本理念である「住み慣れた地域のみんで支えあい自立した生活を継続できる福祉のまち 笠岡」を実現し、全ての高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、笑顔で安心していきいきと生涯を送ることのできる社会をつくるためには、この第7期介護保険事業計画を円滑に推進し、地域包括ケアシステムの深化・推進を行っていく必要があります。

そのために、広報及び計画の推進体制を整え、進捗状況を管理して評価を行い、施策を推進していきます。

### 第1節 広報体制の充実

本計画については、概要版を全戸配布するとともに、市広報紙、CATV、ホームページ等の各種媒体を利用して広報するとともに、積極的に出前講座等を行い地域の住民組織や関連団体等へも周知を行っていきます。

### 第2節 推進体制の確立

#### (1) 庁内連携体制

地域包括ケア推進室、長寿支援課、地域福祉課、健康推進課、地域包括支援センター等の事業関係部署が、本計画に基づき事業を推進するとともに、総合計画や地域福祉計画との整合性を図りながら総合的な庁内連携を図ります。

特に、地域包括ケアシステムの構築のため、協働のまちづくり課、企画政策課、都市計画課との連携を進めます。

#### (2) 関連団体、住民組織との連携

笠岡市社会福祉協議会、笠岡医師会、笠岡・小田歯科医師会、社会福祉法人、NPO法人等の関連団体や民生委員・児童委員、愛育委員、栄養委員、老人クラブ連合会、婦人会、ボランティアグループなどの住民組織との連携を強化して地域包括ケアシステムの構築を推進します。

### 第3節 計画の進捗管理と評価

計画を着実に進行するためには、進行管理体制を確立することが必要であり、次のように進行管理を行います。

- ①計画の進捗管理については、長寿支援課が事務局となり、第7次笠岡市総合計画の進捗状況にあわせて計画の評価・点検を行います。
- ②関係各課で事業実施の管理を行い、サービス利用の状況や財政の状況などを定期的に確認し、進捗状況を把握できるようにします。
- ③事業の質的な評価を行っていけるよう、相談や苦情等をはじめ、市民・団体・事業者の意見・要望・評価など質的なデータの収集・整理に努めます。
- ④3年ごとの見直しの時点では、必要に応じアンケート調査を実施し、市民や高齢者団体などを含め関係分野から意見を聴取し、幅広い視点からの評価を行います。

また、進捗状況の点検・評価、新たに検討すべき事項については、年に2回開催する笠岡市介護保険運営協議会、笠岡市地域包括支援センター運営協議会において、現状を報告し、課題を明確にして、対応していきます。

笠岡市介護保険運営協議会	介護保険事業計画に関する進捗状況の管理
笠岡市地域包括支援センター運営協議会	地域包括ケアシステムの構築に向けた検討 地域包括支援センターに関する評価

笠岡市高齢者福祉推進計画  
笠岡市介護保険事業計画  
《ゲンキプラン 21-VII》

発行年月日 平成30年(2018年)3月

発行 笠岡市 健康福祉部 長寿支援課

〒714-8601 岡山県笠岡市中央町1番地の1

電話 長寿支援課 (0865) 69-2139